

県への提言

(重点項目)

* * *

〔重点〕

1. 国土強靱化の計画的かつ着実な推進について

【提案・要望】

国においては、令和3年度から7年度までの「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、防災インフラの整備や交通ネットワークの強化を図っているが、~~「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」~~同対策の最終年度となる令和7年度の予算を十分に確保するとともに、対策期間終了後も、切れ目なく継続的かつ安定的にな取組みを推進するため、国土強靱化基本法の改正によって位置付けられた「国土強靱化実施中期計画」を令和6年の早期に策定し、その実現に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保するよう、国へ働きかけること。

【現状・問題点】

本県は、前線に伴う集中豪雨や台風の常襲地帯に位置していることに加え、急峻な山地や崖地が多く、全国で2番目に多い約3万6千箇所もの土砂災害警戒区域を抱えていることから、頻繁に洪水・浸水被害や土砂災害が発生している。また、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえると、多くの半島を抱え、高規格道路のミッシングリンクも存在する本県では、大規模災害の発生時に人流・物流が寸断する危険性が高くなっている。

頻発化・激甚化する自然災害から県民の生命・財産・暮らしを守り、地域社会の機能を維持するためにも国土強靱化基本法の改正によって位置付けられた予算・財源を確保することが重要な課題である。

○「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に伴う長崎県全体の予算額

- ・令和3年度 約250億円
- ・令和4年度 約216億円
- ・令和5年度 約234億円

上記予算により、住民の生命・財産・暮らしを守る対策を実施しており、今後も予算・財源の確保が必要である。

(選定理由)

・近年頻発する大規模災害に鑑み、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめとする取組みが着実に実施できるよう、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保する必要があり、また、改正国土強靱化基本法に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」期間終了後においても切れ目なく国土強靱化の取組みを進めるよう、国への働きかけを求めるため選定するもの。

〔重点〕

2. 保育料の完全無償化について

【提案・要望】

だれもが安心して子どもを産み育てる環境づくりの実現に関し、国の責任において次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

保育料における全国的な動きとして、国による幼児教育・保育無償化の対象外となる子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各自治体が独自に「完全無償化」や「第2子以降の無償化」等に取り組んでいる事例があり、他県では県内統一して「第2子以降の無償化」に取り組む事例も見受けられるが、本来、子どもを産み育てる環境は、自治体間によって差異があることは望ましくないため、全国一律の制度として実施するよう、国に働きかけるとともに、国が措置するまでの間、県内自治体の格差是正を図るためにも、県独自の支援制度を設けること。

【現状・問題点】

~~保育料については、~~令和元年10月から、3～5歳の子ども及び市民税非課税世帯の0～2歳の子ども~~の保育料~~が無償化されているが、課税世帯等の3歳未満の子どもの保育料は無償化されておらず、~~保育料の~~負担が生じている。

少子化の進行に歯止めがかからない中、保育料の「完全無償化」や「第2子以降の無償化」など独自の子育て支援策を打ち出す自治体もあり、自治体の財政状況によって子育て施策に差異が生じる事態となっているが、各市において同様の無償化を実施するためには、多額の財政負担を要することとなる。

○長崎県内全市(13市)が保育料の完全無償化を実施する場合の所要額見込み

市 名	所要額 (単位:百万円)	市 名	所要額 (単位:百万円)
長崎市	1,240	対馬市	37
佐世保市	784	壱岐市	86
島原市	169	五島市	122
諫早市	344	西海市	108
大村市	538	雲仙市	153
平戸市	60	南島原市	141
松浦市	65	合 計	3,847

全市合計
約 38.5 億円

長崎県内各市の保育料負担軽減の取組み

【R6. 7. 1 現在】

長崎市	・ 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に 2 人目以降無料 ・ 市民税所得割課税額 97,000 円未満の世帯について、最年長の子ども（概ね 18 歳まで）を第 1 子とし、第 2 子以降無料
佐世保市	・ 保育料の階層別単価を国基準から平均 25 パーセント少ない金額に設定 ・ 副食費の第 2 子目以降の無償化を実施【令和 2 年 4 月 1 日～】 ・ 認可保育施設・認可外保育所における同時在園児の、第 2 子以降の 1 歳児および 2 歳児に対する保育料無償化を実施【令和 6 年 4 月 1 日～】
島原市	・ 認可保育施設における所得制限と年齢制限を撤廃し、第 2 子以降の児童にかかる保育料の完全無料化【令和元年 10 月～】 ・ 副食費の無償化を実施【令和元年 10 月～】
諫早市	・ 認可保育施設における同時在園児の第 2 子保育料の無料化を実施【令和 5 年 4 月～】
大村市	・ 認可保育施設における同時在園児の第 2 子保育料の無料化を実施【平成 9 年度～（平成 9 年当時は保育料軽減事業として実施）】 ・ 認可外保育施設における同時在園児の第 2 子保育料の無料化を実施【令和 4 年度 4 月～】 ・ 新たに保育料引き下げ【令和 6 年 4 月～】
平戸市	・ 認可保育施設における 3 歳未満児保育料の完全無料化を実施【令和 5 年 4 月～】 ・ 幼稚園における未就園児の保育料及び認可外保育施設における 3 歳未満児保育料の無料化を実施【令和 5 年 4 月～】
松浦市	・ 2・3 号支給認定児童について、認可保育施設を利用した場合の同時在園児の第 2 子保育料の無料化を実施【平成 27 年 4 月～】 ・ 市町村の認定を受けた児童について、認可保育施設を利用した場合の同時在園児の第 2 子保育料の無料化を実施【令和元年 10 月～】
対馬市	・ 認可保育施設における多子世帯が施設を利用する際の保育料について、満 18 歳以下の子どもが複数人いる場合は、第 2 子保育料を半額（市民税非課税世帯は無料）、第 3 子以降の無料化を実施【平成 27 年 4 月～】 ・ 保育料を国基準から平均 30 パーセント減額 ・ 副食費の無償化を実施
壱岐市	・ 保育施設（認可外含む）における各世帯の第 2 子以降の保育料無償化を実施【令和 5 年 4 月～】 ・ 副食費の一部助成を実施【令和 5 年 4 月～】
五島市	・ 保育料を国の徴収基準額から 22 パーセント減額【平成 17 年 4 月～】 ・ 多子計算（第 1 子、第 2 子等）の範囲を中学生までに拡大し、第 3 子以降を無料化。第 2 子については、第 1 子と同時在園の場合は無料、同時在園以外の場合は半額【平成 27 年 4 月～】 ・ 多子計算の範囲（年齢制限）を撤廃【平成 29 年 4 月～】 ・ 副食費の全額補助【令和元年 10 月～】
西海市	・ 同一世帯で、2 人以上の子どもが保育所等を同時に利用している場合の利用料は、2 人目以降は無料（市独自の基準。国の基準は、2 人目は半額、3 人目以降が無料） ・ 同一世帯に保護者の監護下にある子どもが 3 人以上いる場合、第 3 子以降の子どもの利用料は、無料（市独自の基準。国の基準は所得制限あり） ・ 副食費の無償化を実施【令和 2 年 4 月～】
雲仙市	・ 第 2 子以降の保育料の無料化を実施【平成 28 年 4 月～】 ・ 副食費の無償化を実施【令和元年 10 月～】
南島原市	・ 国基準額より負担を軽減した保育料を設定 ・ 2 人以上の児童を扶養する多子世帯の第 2 子以降の保育料の無償化を実施【平成 24 年 4 月開始、平成 31 年度からきょうだい児の年齢制限を撤廃】 ・ 副食費負担金の無償化を実施【令和元年 10 月～】

(選定理由)

・国の「こども未来戦略方針」において、これまで実施してきた幼児教育・保育の無償化に加え、支援が手薄になっている妊娠・出産期から2歳児までの支援強化が盛り込まれているが、保育料無償化の対象範囲の拡大については、関係府省と地方自治体による協議は進められていない。国の制度として無償化を実施するよう県に働きかけを求め、併せて、まずは県内の格差を是正するため、県独自の支援制度を要望する必要があることから選定するもの。

〔重点〕

3. 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について

【提案・要望】

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

中学校の教頭は、学校の要として、事務処理や対外的な対応、人的管理、教育課程の管理等を担っている。また、不登校児童生徒や問題行動関連の生徒指導、保護者への対応に時間を要し、勤務時間が増加するなど働き方改革に逆行している状況である。

さらに、高等学校の教頭と異なり、授業準備や成績処理などの教科指導を行わなければならない、教頭の業務負担軽減が喫緊の課題となっている。

については、中学校教頭を教科別現員数の定数外として配置すること。

【現状・問題点】

教頭は、日頃、学校の要として校内の連絡調整や教員への指導助言等の人的管理、校舎の開錠や施錠を含め学校施設の管理を行っている。

また、「開かれた学校づくり」のもと、地域やPTA、外部機関の対応など対外的な役割も担っている。

そのような中、年々増加傾向にある不登校児童生徒や家庭でのトラブルを含む問題行動関連の生徒指導、特に保護者への対応等に時間を要しており、その結果、勤務時間外に事務処理や授業準備、成績処理等を行っている現状がある。

このように教頭の業務が、多忙化・多様化していることから、中学校教頭の教科別現員数の定数外配置が必要である。

(選定理由)

- ・文部科学省は令和6年度において、5,660人の教職員定数改善を行い、さらに定年引上げに伴う4,331人の特例定員の定数改善を行うとしている。しかし、教頭が行う通常の授業に加え、生徒指導や対外的な対応など業務負担は大きく未だ負担軽減の見通しは立っていない。県においても義務標準法の定数内で教科定数から外した配置ができないか検討している段階であり、早期実現に向けて働きかけていく必要があり、重点的に要望するもの。

〔重点〕

4. 学校給食費の無償化について

【提案・要望】

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり、全ての子どもたちに対して国の責任において実施すべきであると考えことから、保護者が負担する学校給食費を無償とし、国の負担とするよう、引き続き国に働きかけるとともに、国が措置するまでの間、県内自治体の格差是正を図るためにも、県独自の支援制度を設けること。

【現状・問題点】

学校給食は、各自治体において学校給食費を定め、保護者の負担により食材が賄われており、負担する額も自治体によりまちまちの状況である。

一部の市区町村においては、既に学校給食費を公費負担としている自治体もあるが、それぞれの自治体の財政状況に依存する。

各市において学校給食費の無償化を実施するためには、多額の財政負担を要することになる。

○令和6年度 長崎県内全市(13市)における学校給食費無償化の所要額見込み

(単位：百万円)

市名	小学校	中学校
長崎市	897	509
佐世保市	621	382
島原市	123	72
諫早市	362	252
大村市	345	200
平戸市	70	44
松浦市	50	33
対馬市	63	41
壱岐市	71	44
五島市	71	49
西海市	59	39
雲仙市	101	58
南島原市	94	57
全市合計	2,927	1,780

小中学校合計 約 47.1 億円

○長崎県内各市の学校給食費負担軽減の取組み

【R6. 7. 1 現在】

長崎市	・ R4年度（9月～3月）食材価格高騰分を公費負担 ※財源：国の臨時交付金 ・ R5年度（4月～3月）食材価格高騰分を公費負担 ※財源：国の臨時交付金 ・ R6年度（4月～3月）食材価格高騰分を公費負担 ※財源：国の臨時交付金
佐世保市	・ R5年度 物価高騰による給食費の値上げ相当分を公費負担 ・ R6年度 物価高騰による給食費の値上げ相当分を公費負担 ・ R6年度より市立の中学校第3学年及び義務教育学校第9学年の生徒の給食費を無償化
島原市	・ R6年度 市内小中学校に通う児童生徒の保護者に対して物価高騰分の食材費を補助 ※給食費据え置き、財源：国の臨時交付金28,000,000円
諫早市	・ R6.4～市立小・中学校に通う児童・生徒（生活保護世帯を除く）の学校給食費を無償化 ※財源：固定資産税の課税免除見直しの効果等による税収の伸び及び歳出の見直し
大村市	・ 物価高騰に伴う給食費の増額分については、保護者負担が生じないよう一般財源で補う
平戸市	・ R5年度から給食費（月額小4,800円、中5,600円）を増額し、激変緩和措置を講じている - R5年度：第1子目、第2子目は月額400円控除、第3子目以上は据置（月額小4,300円、中5,000円） - R6年度：第1子目、第2子目は月額300円控除、第3子目は月額400円控除、第4子目以上は据置 - R7年度：第1子目、第2子目は月額200円控除、第3子目は月額300円控除、第4子目は月額400円控除、第5子目以上は据置 - R8年度：第1子目、第2子目は月額100円控除、第3子目は月額200円控除、第4子目は月額300円控除、第5子目以上月額400円控除 ※激変緩和措置は、R11年度までの措置で、R12年度から全児童生徒月額小4,800円、中5,600円の徴収となる。（R12年度までの間に、物価高騰等によりさらに増額の可能性あり） ※財源：ふるさと納税を原資とした基金
松浦市	・ 物価高騰による給食費の値上げ相当分を支援し、献立にかかる栄養バランスや質の確保及び保護者の負担軽減を図る。 ※財源：子育て支援基金繰入金
対馬市	・ 小学生（1食当たり50円×1.08）中学生（1食当たり60円×1.08）の市単独基本物資補助金あり ・ 地場産使用時の食材費補助として市単独補助金（年額1,300万円）あり
壱岐市	・ R5年度から市内の小中学校の児童・生徒を対象に以下の助成を実施 - 小学校の給食費月額4,900円 市助成2,900円 保護者負担2,000円 - 中学校の給食費月額5,800円 市助成3,300円 保護者負担2,500円
五島市	—
西海市	・ H29年度から第3子以降の児童・生徒への学校給食費補助事業を実施 ※財源：一般財源と基金繰入金
雲仙市	・ R6年4月から市内に住所を有する児童生徒の保護者への給食費の無償化・補助を実施 ※財源：ふるさと応援基金（一部）
南島原市	・ 学校給食費保護者負担軽減補助金（学校給食を喫食する第3子以降の無償化） ※財源：一般財源 ・ 学校給食会原油価格・物価高騰対策費補助金（児童生徒の給食費の値上がり分の半額を補助） ※財源：一般財源

(選定理由)

学校給食法第2条に規定する「適切な栄養の摂取による健康の保持促進」や「我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解」などの目的を達成することは、我が国の子どもたちの健やかな発達を保障することであり、すなわち国の責務であると考えます。

しかしながら、学校給食費は、学校給食法に基づく保護者負担として各自治体において額を定め、食材費等に充てられており、その額は自治体により差異があります。

また、一部の自治体においては、保護者の負担軽減の観点から学校給食費を公費負担に切り替えるところもある。

本来、子どもは地域によらず等しく平等であるべきであり、自治体間で差異があることは望ましくないことから、国による学校給食費の無償化について、首長や教育長による協議会などあらゆる機会を通じて引き続き要望していくべきである。しかし、国による制度設計の見通しが立たないことから、まずは県内の格差を是正するため、県独自の支援制度も求めていく必要があり、重点項目とするもの。

* * *

県への提言

* * *

第1号議案

都市財政の拡充強化に関する提言

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう、引き続き国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 都市財政の充実強化について〔継続1回〕

(1) 地方税財源の充実強化について

① 都市自治体が行う住民サービスに直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

② 法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっていることから、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

また、地方税制の改正に際しては、地方自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、平成27年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置において、国税からの控除分を地方自治体が負担する仕組みとなっていることから、速やかに改め、国において補填すること。

③ ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、引き続きその現行制度を堅持すること。

(資料1-1 参照)

④ 固定資産税については、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図るとともに、新たな特例措置を設けないこと。

また、経済対策や各種政策的な措置は、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものであることから、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行わないこと。

(2) 一般財源の総額確保等について

- ① 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

また、地方交付税総額の算出基礎となる令和6年度の地方財政計画について、定額減税による減収、こども・子育て政策の強化、給与改定等、自治体の施設の光熱費高騰への対応が確保されている。

深刻さを増す少子化への対応や足元の物価高対策、新型コロナウイルス感染症の5類移行後の対応はもとより、デジタル田園都市国家構想・地方創生の実現、脱炭素化の推進、頻発する大規模な災害等への対応や強靱な国土づくり、持続可能な社会保障制度づくりなどの本来的な課題解消を十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源総額を確保・充実すること。

- ② 地方財政における巨額の財源不足及び借入金残高に対しては、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、臨時財政対策債によることなく地方交付税の法定率の引上げなどにより所要額を確保すること。

- ③ 地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとすること。

また、令和3年度の算定から令和2年の国勢調査人口が地方交付税に反映されることとなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正が行われているところであるが、継続的かつ急激な人口減少に直面している実態を踏まえ、制度の趣旨を鑑みて、更なる措置拡充をすること。

(3) 国庫補助負担金の見直し等について

- ① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、全国的に増加する社会資本の整備需要に対し、国の予算確保が十分にされていない状況が続いているが、地方では地方創生を推進するために都市基盤整備を進めており、今後とも財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。
- ② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。
- ③ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措

置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

(4) 県単独補助金等の見直しについて

長崎県は、中期財政見通しを踏まえたさらなる収支改善対策の中で県単独補助金等の見直しを進めている。

一方、県内市町においては、厳しい財政状況の中、人口減少対策をはじめとした地方創生の取り組みを進めているところであり、長崎県の財政健全化を目的として、一方的に補助金が削減されれば、住民生活に大きく影響し、その負担が市町に転嫁されることにもなりかねない。

このようなことから、地域経済や住民生活に影響のある補助金の削減などは行わないこと。

(5) 国土強靱化の計画的かつ着実な推進について〔新規〕（島原市ほか全市）

国においては、令和3年度から7年度まで「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、防災インフラの整備や交通ネットワークの強化を図っているが、~~「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」~~同対策の最終年度となる令和7年度の予算を十分に確保するとともに、~~対策期間終了後も、切れ目なく継続的かつ~~安定的にな取り組みを推進するため、国土強靱化基本法の改正によって位置付けられた「国土強靱化実施中期計画」を令和6年の早期に策定し、その実現に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保することを国へ働きかけること。（島原市）

（説明）

提言する（島原市ほか全市）

・本県は、前線に伴う集中豪雨や台風の常襲地帯に位置していることに加え、急峻な山地や崖地が多く、全国で2番目に多い約3万6千箇所もの土砂災害警戒区域を抱えていることから、頻繁に洪水・浸水被害や土砂災害が発生している。また、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえると、多くの半島を抱え、高規格道路のミッシングリンクも存在する本県では、大規模災害の発生時に人流・物流が寸断する危険性が高くなっている。

頻発化・激甚化する自然災害から県民の生命・財産・暮らしを守り、地域社会の機能を維持するために、5か年加速化対策の最終年度となる令和7年度の予算を十分に確保するとともに、5か年加速化対策期間の終了後においても、継続的かつ安定的に対策を推進するため、国土強靱化基本法の改正によって位置付けられた「国土強靱化実施中期計画」を令和6年の早期に策定し、その実現に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保することが大変重要であるため国へ働きかけていただくことをお願いするもの。（島原市）

2. 浄化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について〔継続3回〕

浄化槽設置整備事業が生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するという

大きな目的を担っていることに鑑み、住民の要望に応じていくために、補助制度の維持・拡充を国に強く働きかけること。

また、浄化槽維持管理費に対する財政措置の制度を拡充するよう国に働きかけるとともに、県補助金に対する補正係数の減額措置について復元を行うこと。(佐世保市)

(資料 1-2 参照)

(説明)

賛同する (佐世保市ほか全市)

- ・浄化槽の維持管理費に対する国の財政支援制度が創設されたものの、当該事業における負担軽減の対象者は、浄化槽設置者の一部 (65 歳以上の 2 名以下の世帯) に限定されていることから、対象者の更なる拡充を行い、浄化槽の普及及び適正な維持管理の促進する必要があることから国への働きかけを求めるもの。(佐世保市)

3. 公共下水道への財政措置の拡大について [更新] (西海市、長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、雲仙市、南島原市)

(1) 公共下水道事業への財源確保について

下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を担う、極めて公共性の高い社会資本であり、下水道事業を計画的かつ継続的に遂行するためには、多額の費用と財源が必要である。

特に、近年災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、浸水対策、老朽化対策は急務であるとともに、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化、施設の更新・維持管理費用の増大などにより経営環境は厳しさを増してきていることから、施設の広域化や維持管理の共同化等を進めることで、持続可能な事業環境を確保していく必要がある。

このような状況の中、下水道事業を計画的かつ継続的に進めていくためには、国の安定した財政支援が不可欠であることから、現行の国庫補助制度を堅持するとともに、防災・安全交付金等予算を十分に下水道事業を計画的、継続的に遂行するためには、多額の財源が必要であることから、財政的な支援を図るよう要望する。特に、近年災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、浸水対策、老朽化対策等を重点的に支援するとしている防災・安全交付金予算を十分かつ安定的に確保するよう、国に働きかけること。

(2) 下水道施設への接続率向上について

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会資本整備総合交付金は未普及対策について基幹事業として下水道整備推進重点化事業として支援するとされているが、接続率の向上は施設の適正な維持管理を図る上で重要であるため、接続者に負担が生じている各戸排水設備の設置等について、下水道整備が完了した自治体とともに併せて、財政支援措置と拡充についてを重点的に支援するとされており、その効果促進事業では、各戸排水設備の設置等についても加入促進事業への充当が可能とされているが、下水道整備が完了している自治体においても交付金の活用ができるよう新たな交付金の創設等、接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じるよう、国に働きかけること。

(資料 1-3 参照)

~~-(3) 下水道事業に係る現行の国庫補助制度の堅持について~~

~~財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において、下水道事業に係る現行の国庫補助制度について、水道事業の補助制度等を参考に見直しの議論がなされ、平成 29 年 12 月 22 日、国土交通省から下水道事業に係る社会資本整備総合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等の重点化の方針が示された。~~

~~下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を受けもつ、極めて公共性の高い社会資本であることから下水道法においても明確に施設の設置そして改築に対して、国が地方公共団体に補助できるとされており、その国庫補助金は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されている。~~

~~また、平成 5 年度には下水道事業を含む公共事業に係る補助率等が閣議了解で恒久化されており、下水道事業を実施する地方公共団体は、恒久化された補助率の下での国庫補助制度を前提とし、下水道の管理運営を行っている。~~

~~こうした下水道の特性を鑑み、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するために、現行の国庫補助制度を堅持すること。→ (1) と統合 (西海市)~~

(説明)

提言する (西海市、長崎市、佐世保市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、雲仙市、南島原市)

- ・ 地方では、人口減少や節水意識の高まりから下水道使用料収入が減少しており、限られた職員数や財源での事業執行を強いられているため、施設の広域化や維持管理の共同化等を進めていく必要がある。また、近年災害が激甚化・頻発化していることから、地震対策、

浸水対策、老朽化対策に係る改築・更新等も喫緊の課題となり、その対策には多額の事業費が必要となっている。

下水道に接続することによる受益は接続者に限らず、生活環境の改善、浸水の防除及び公共用水域の水質保全等、市や県、国全体にも及ぶことから、下水道事業を計画的、継続的に遂行するために、地方公共団体及び市民の過度な負担とならないよう、現行の国庫補助制度の堅持とともに公共下水道への財政支援措置について国に働きかけを求めるもの。(西海市)

4. 廃棄物処理対策の強化について〔継続2回〕

(1) 廃棄物処理施設等について

- ① 旧焼却施設は、老朽化が進むことにより倒壊や環境汚染の恐れが高まることから、早急な解体撤去が必要である。施設の解体撤去工事は多額の費用を要するが、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない工事は国の循環型社会形成推進交付金の対象とはならないことから、厳しい財政状況の中、市単独事業として実施が困難であるのが現状である。

今後、特に市町村合併により廃止した旧焼却施設の老朽化がさらに進むなど、環境汚染のリスクが高まることから、早急な解体撤去を行うことができるようにするため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金の対象とするよう国に働きかけること。また、県単独補助についても検討すること。併せて、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。

- ② 多額の建設費用を要する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金が事業費に応じた要望額どおり交付されなければ、厳しい財政状況の中、適正な廃棄物処理事業の遂行が困難になる可能性がある。また、施設建設に対する地元住民との合意を得た中で、財源の不足により施設建設の遅れなどが生じることになれば、信頼を損なう恐れがあり、それがひいては市民生活に影響を及ぼす懸念がある。

一般廃棄物処理施設の建設等を適切に進め、一般廃棄物処理事業の計画的な実施が可能となるよう、予算確保を図り、循環型社会形成推進交付金制度の安定化を図るよう国へ働きかけること。

(2) 循環型社会の構築について

① 小型家電再資源化における地域間格差の是正について

小型家電リサイクル制度による市町村から認定事業者への引渡しにおいて、全国的には有償で引き受ける事例が多い中、長崎県内特有の離島が多い等地理的な条件や廃プラスチック等残渣の処理費用の高騰により希少金属等の売却を

上回る処理費用が生じる結果、逆有償での引渡しとなり、自治体の経済的負担が生じ、小型家電リサイクルの促進に支障をきたしている。

については、同じ小型家電のリサイクルに際して、有償で引き取られる地域との格差を是正するため、国又は製造者の責任による新たな補助制度等、逆有償となる自治体に経済的な負担が生じることのないような制度を創設するよう国に働きかけること。

② プラスチック資源の再商品化に対する支援制度の拡充について

プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る経費については、特別交付税措置を行ってもなお自治体の費用負担が過大となることから、更なる財政措置を講じるよう国に働きかけること。

③ 再商品化製品の利用促進について

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に対応したプラスチック資源のリサイクル等新たな品目のリサイクルや既存品目の資源化量の増加を図るうえで、処理費用が大きな支障となる。

処理費用は、処理後の再商品化製品の取引価格に左右され、再商品化製品の需要が高まることで、処理費用の低減につながる。

については、再商品化製品を原料として新たな製品を製造する者に対して原料の使用率の目標値を設定するなど、循環経済が成り立つ制度を構築し、再商品化製品の利用を促進するよう国に働きかけること。

5. 海岸漂着物対策の財政支援措置について〔廃案〕（名古屋市ほか全市）

—(1) 財政支援の継続について

~~海岸漂着物処理推進法第29条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、海岸漂着物処理については、補助率10分の10の全額国費により賄われていたが、平成27年度から実施されている「海岸漂着物等地域対策推進事業」では、漂流ごみ・海底ごみの回収処理について、新たに補助対象に加えられたものの、その補助率が引き下げられた。~~

~~よって、「海岸漂着物等地域対策推進事業」についても、従前の補助率10分の10に戻し、全額国費による対応とするよう、国に働きかけること~~

~~——(資料1-4参照)——~~

—(2) 支援措置の拡充について

~~海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じることを国に働きかけること。~~

6.5. 治水事業に対する財政措置等について〔継続 2 回〕

（１）河川の定期的な除草及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、草木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く、近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。ついては、治水事業の一環として県管理河川の定期的な除草や浚渫を要請する。

（２）治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、国においては、令和 6 年度までの時限措置として、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川等に係る浚渫について、特例債を活用できる地方財政措置「緊急浚渫推進事業」を進めている。また、災害の発生や拡大防止を目的として実施している河川改修などの地方単独事業を対象とした「緊急自然災害防止対策事業」についても、令和 7 年度までの時限措置として進めている。

しかしながら、自治体が管理している準用河川や普通河川の箇所は多く、継続的に実施する必要がある。よって、県においては、治水事業全般に対する自治体への継続的な財政措置について国へ働きかけるよう要請する。

（資料 1-5 4 参照）

7.6. 地方バス路線維持対策について〔継続 4 回〕

（１）補助要件の緩和について

平成 23 年度からの国の改正補助制度では、大幅な補助要件の緩和がなされていることから、現在の県単独補助制度についても、県内の乗り合いバスの状況を踏まえつつ、キロ程 10 km 以上、収益率 20 分の 11 の廃止等の補助要件の緩和に加え、年々厳しくなっている輸送量についての緩和も行うなど、必要に応じて制度の見直しを図り、より実効性のある制度となるよう対応すること。

また、収益率や輸送量が補助要件を下回った場合においては、国庫補助金の交付に準じ激変緩和を考慮して、実績に応じた段階的な補助を行うこと。

（２）生活交通路線の維持・確保について

生活交通路線の維持・確保について、市が維持すべきと判断した路線について地域の課題や運行の実態に即し、その運行費用について助成すること。

（３）交通不便地区におけるコミュニティバス乗合タクシー等の運行に対する支援措置について

地域にとって生活を支える基盤となる路線バスや~~コミュニティバス~~乗合タクシー等の維持を図るため、公共交通の維持確保に向け、支援措置の拡充を図るとともに、国にも働きかけること。

(4) バス料金の低廉化について

バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃についても、有人国境離島法の航路運賃の低廉化と同様に J R 並み運賃となるように支援できる制度を構築するよう国に要望すること。

(5) 特定有人国境離島地域の赤字路線バスに対する補助の特例措置について

特定有人国境離島地域の赤字バス路線に対する補助について、地域公共交通確保維持改善事業における補助が受けられるよう特例措置の新設を国に要望すること。

(6) バス事業者の慢性的な運転手不足の解消について

人口減少や高齢化により、公共交通ネットワーク構築の必要性が高まっているが、公共交通の担い手となる運転手不足が深刻化している。公共交通ネットワークの維持、サービス低下を防ぐため、運転士の給与・労働条件の処遇改善や確保、育成につながる新たな支援制度を構築すること。

(資料 1-6 5 参照)

8-7. 自然災害等対策事業に対する財源確保について〔継続 2 回〕

(1) 急傾斜地崩壊対策事業について

災害防止のため急傾斜地崩壊防止工事の実施、さらには、土砂災害防止法に基づく災害警戒区域等の指定と警戒避難体制づくりといったソフト面での対策も進めているが、危険箇所数が多いため、いまだ十分とはいえない状況にある。

国においては、社会資本整備重点計画に基づき重点的かつ効果的に事業を進めることとされているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、急傾斜地崩壊対策事業の推進を図り、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るため、県においては、県下市町の逼迫した財政状況に配慮し、市町の地元負担率を低減すること。また、市事業の進捗に影響のないよう、要望どおりの事業費を確保すること。

また、緊急自然災害防止対策事業債において、市町村施工分についても対象事業として拡充されているが、令和 7 年度までの期限付きであるため、安定的な財源確保の観点から、継続的な新たな制度確立を国へ働きかけること。

(資料 1-7 6 参照)

(2) 海岸保全施設などの整備・復旧について

本県は、多くの海岸線を抱えるという地理的条件により、台風等の自然災害により海岸保全施設への被害が頻発している。特に離島部及び海岸沿いの低地に居住する住民は、高潮や波浪による浸水被害に、日々不安を覚えながら生活している状況にある。

については、「安心して暮らせるまち」の実現は、最も基本的かつ優先して実現されるべき課題であるので、県において計画的に整備を進められているが、事業の進捗を図るため、十分な事業費の確保と迅速な対策事業を実施すること。

9.8. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について〔継続2回〕

(1) 補助制度の柔軟な対応等について

地域公共交通確保維持事業の離島航路運営費等補助においては、事前算定方式による内定制度が採用されているが、事前算定時には計上されていなかった船舶の突発的な故障等、想定外の経費についても、補助の対象とするなど、各航路の実態に沿った柔軟な対応を行うよう国に働きかけること。

(2) 旅客運賃低廉化の対象拡大について

旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）の対象地域に限らず全ての離島航路について JR 等本土交通機関を比較基準に見直し、支援制度の拡充を図るよう国に働きかけること。

また、離島住民だけでなく、観光客など離島航路を利用するすべての者に運賃低廉化が適用されるよう制度の拡充を図ること。

(3) 貨物輸送運賃の低廉化について

本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、輸送コスト支援事業の対象品目を増やすなど支援制度の拡大を国に働きかけること。

また、本土から離島へ生活物資などを輸送する際にも、貨物輸送運賃が低廉化されるよう新たな支援制度の創設を国に働きかけること。

(4) 離島航路における海上高速交通体系の維持について

離島航路は人・物の流通手段として生活及び産業経済活動に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

特に、ジェットフォイルは、高速かつ大量輸送が可能で住民にとって必要不可欠な存在となっている。

県内の離島航路に就航しているジェットフォイルは、船齢がいずれも30年以上経過しており、更新時期を迎えているが、導入当時に比べ建造費が大幅に

高騰しており、厳しい経営環境にある航路事業者の負担のみでジェットフォイルの更新を行うことは困難な状況にある。

ジェットフォイルの建造については、重要性をご理解いただき、建造が促進されるよう、改正離島振興法に基づき、高速度で安定的に航行することができるもののその他の船舶の新造及び更新にかかる支援制度の創設を含めた航路事業者の負担軽減対策を早急に講じること。

(5) 有事における離島航路の維持について

本土と離島を結ぶ基幹航路は、島民の暮らしにおける命綱であり、観光事業など島の経済活動にも必要不可欠なものであることから、今般の新型コロナウイルス感染症の経験を活かし、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の基幹航路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。

(資料 1-8 7 参照)

109. 離島航空路線の維持について [継続 6 回]

交流人口の拡大を目指し、航空路線を有効活用するため、壱岐空港においては、大型機材の就航が可能となる滑走路の延長、対馬空港においては、平成 30 年 10 月まで就航していたジェット機の代替機が離着陸できる滑走路距離を確保するため整備を早急に実施すること。**福江空港においては、就航率アップのためグライドパス及び滑走路視距離観測装置の整備を実施すること。**

併せて、滑走路端安全区域 (RESA) の性能を満足させるための対策を早急に実施すること。

また、本土と離島を結ぶ航空路は、島民にとっての命綱であり、市民生活はもちろんのこと、島の経済に多大な影響のある観光事業を始め、様々な経済活動に必要なものであることから、今般の新型コロナウイルス感染症に限らず、将来的にも起こりうる有事の際にも、離島の航空路を公共交通機関として継続的に維持・確保できるよう、恒常的な支援制度を講じること。**(壱岐市)**

(資料 1-9 8 参照)

(説明)

賛同する (対馬市、五島市)

・福江空港は、天候不良などによる欠航が年間約 200 便あるため、グライドパス及び滑走路視距離装置を整備することで、欠航に対しての気象条件が緩和される。**(壱岐市)**

1110. 半島航路の維持・確保について [継続 2 回]

県においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について、国

への働きかけと併せて積極的な措置を講じるよう強く要請する。

(1) 価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の創設や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施すること。

(2) 船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを実施すること。

(3) 貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。

(4) 燃油価格高騰の影響を受けている船舶事業者に対する公的支援の実施

燃油価格や物価高騰により運航コストが増大している船舶事業者に対し、事業継続を図るため公的支援を実施すること。

(資料 1-10 9 参照)

12. 国指定・選定の文化財の保存等に係る財政支援について〔廃案〕(平戸市ほか全市)

~~— 国指定・選定の文化財について、万全の保護を実行するため、保存修理・整備や防災事業に対する国の助成措置を受けた事業に対し、長崎県の「指定文化財補助金」の制度に沿って、市町等への補助金の交付を確実に行って頂きたい。~~

~~なお、県から令和3年10月に単年度総事業費が1億円以上で起債を伴う事業において、国庫補助残のうち交付税措置相当額を除いた額(いわゆる真水部分)に対し県費補助を行う通知が出されたが、これは県の当年度での現金支出が減額する一方で、市町の地方債借入額が増加することになることから、従来の支給方法による交付を継続すること。~~

~~その場合においても、単年度事業費で2億円を超える部分を県費補助の対象外としている取扱いを改めること。~~

~~また、文化財の本質的価値を踏まえて活用し、地域の活性化や交流人口の拡大につなげるため、国の助成措置を受けた文化財の公開活用事業を支援することができるよう、長崎県の「指定文化財補助金」の制度を見直すこと。~~

~~さらに、国指定・選定の文化財保存・活用に係る国庫補助事業(ハード事業)の地方負担については、一般補助施設整備等事業債の対象とされ、元利償還金に対する交付税措置が平成30年度より拡充されているが、更なる一般財源の負担軽減の~~

~~ため、国に対し地方債充当率及び交付税措置の嵩上げを実現するよう働きかけること。~~

~~特に、平成27年に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産—製鉄・製鋼、造船、石炭産業」や平成30年に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産は、長崎の宝であるばかりでなく世界の宝となっていることから、その保全に関しては、優先的に財源を確保するなどの財政支援措置を講じること。~~

(説明)

提言しない(平戸市ほか全市)

・議題に対する県の回答を見ても、真摯に対応しているものと判断でき、今後は、県の会議等の機会において対応できると判断し、今回の議題提出については見送るもの。(平戸市)

1411. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について〔継続5回〕

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、老朽建築物の建替えにより大震火災等の災害の抑制につながり、都市の再生にあたり非常に効果の高い取り組みである。一方で、事業推進のためには財政負担も非常に大きく予算措置に苦慮しているため、安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上及び県全体の経済浮揚の観点から、必要な財源の確保を国に働きかけるとともに、県においては、事業の採択要件・補助の対象・補助金の算定方法等について、国の要綱に準じた取扱いを行い、地方自治体負担分については県・市同額とすること。

1412. 空き家対策への支援について〔継続4回〕

各市町では国の空き家再生等推進事業及び空き家対策総合支援事業を活用し、老朽した危険な空き家の除却に要する経費の一部に国と市・町とで補助を行っているところであり、各市町において増え続ける空き家の除却等に一定の成果を得ております。

また、空き家の除却は、治安の低下や犯罪の誘発、防災機能の低下、雑草繁茂や衛生害虫の発生といった公衆衛生の低下、景観の悪化や地域イメージの低下などの、外部不経済の解消につながり、また、都市のスポンジ化が進む地域において、市場への流通促進にも反映されることが予想されるため、長崎県地域住宅計画における良好な住環境の形成等を推進する有効な住宅施策でもあります。

人口減少等により、今後も空き家の増加が予想される中、今まで以上に県からの支援と協力が不可欠なものになってくるため、空家等対策の推進に関する特別措置

法第二十九条に「国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助等、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする」と規定されていることから県補助制度を創設すること。

1513. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について〔継続2回〕

平成28年4月の熊本地震を教訓とし、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の本庁舎や総合支所等については、早期に建替えを実施する必要がある。

しかしながら、新庁舎や総合支所等の整備は、財政負担が大きく、また、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とする。

については、大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る恒久的な財政支援制度を新たに創設するよう国に働きかけること。

1614. ふるさと納税に係る返礼品について〔継続4回〕

平成31年4月の地方税法改正に伴うふるさと納税制度に関する規制の中で、寄附額に占める経費率5割以下と定められた。この経費率には、返礼品の送料も含めることとされているが、関東からの寄附が半数を占める現状の中で、地方と関東近県とでは送料に大きな差がある。このことから、当該送料に関しては経費率の対象から除外するよう国に働きかけること。

1715. 自治公民館等の避難所整備に係る財政支援制度の創設について

〔更新〕（松浦市、長崎市、佐世保市、諫早市、平戸市、五島市、西海市、雲仙市、壱岐市、対馬市）

災害の激甚化・多発化により、避難所開設においては、より多くの避難所確保が求められている。また、地域の防災活動では行政のみならず、地域住民全体の取り組みによる自主防災組織の役割が重要となっている。~~避難所開設においては、ウイルス等の感染症発生により、3密を避けるために分散避難が重要となり、より多くの避難所確保が求められている。~~

従来の公設避難所での受け入れには限界がきているため加え、地区所有の自治公民館など民間施設を自主防災組織の運営により避難所として活用できるように、避難所としての安全性確保に向けた施設の改修費用に対する補助制度を創設すること。

（松浦市）

（説明）

提言する（松浦市、長崎市、佐世保市、諫早市、平戸市、五島市、西海市、雲仙市、壱岐市、対馬市）

- ・災害の頻発化により避難先の確保が重要だが、避難者が大幅に増加した場合においては、避難所確保が充分でない状況にある。民間所有の自治公民館は有効な避難先になり得るが、設備の補強など改修が必要な施設が多く、その財源確保に苦慮している。迅速な施設改修を実施し住民の安全・安心な避難の実現を図るためには、県による補助制度の創設が必要である。（松浦市）

1816. 犯罪被害者等支援の充実について〔更新〕（長崎市、佐世保市、島原市）

犯罪被害者等の支援については、犯罪被害者等基本法により国及び地方公共団体の責務が定められ、県内各全市において~~は~~、犯罪被害者等支援条例~~の~~が制定されている。~~やこの条例に基づき、犯罪被害者等に対する見舞金制度の取組みが進められている支給されることになるが、~~家賃助成~~金の給付、及び~~転居費用助成の給付~~制度を設けている市もあり、その取組み~~には自治体間で差異が生じている。

現在、長崎県においては、犯罪被害者等に対する直接的な経済的支援はないが、県内のどこにいても同じ支援が受けられるためには、県による支援が必要不可欠であることから、見舞金等の支給にかかる財政的支援及び支援体制の整備や従事する人材の育成など実効性を確保するための支援を行うこと。（長崎市）

（説明）

提言する（長崎市、佐世保市、島原市）

- ・長崎市のみ家賃助成金の給付及び転居費用助成の給付を行っている状況を反映した修正を行うもの。（長崎市）

1917. ゼロカーボンシティ実現に向けた財政支援の拡充等について〔継続5回〕

ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者・行政が一丸となった取組みが求められている中で、再生可能エネルギー導入拡大をはじめとする各分野の脱炭素社会の実現には、複数年にわたり「まちづくり」として一体的に実施する必要がある。

脱炭素社会の実現に向けた取組みを継続的かつ着実に推進できるよう、次の事項について国に強く働きかけること。

- （1）既存の補助制度は、単年度ごとに補助対象が見直しとなり、複数年にわたる長期的な計画を立て機動的に取り組むことが困難となっている。また、脱炭素先行地域では複数年にわたる継続的、包括的な支援がなされる仕組みがあるが、ゼロカーボンシティ宣言を行った自治体が1,000以上ある中では選定数が限られている。

このことから、省エネルギーの更なる推進や再生可能エネルギーの導入・拡大など、地域の特性や実情に応じた脱炭素地域づくりに取り組む自治体を多年度にわたり安定的に支援できるよう、総合的な財政支援の拡充を図ること。

- (2) 地方財政計画において、各自治体が実施する脱炭素化に係る財政需要を適切に見込み、全ての自治体が脱炭素化に向けた取組みを着実に行うことができるよう、必要な一般財源を確保すること。
- (3) 地域の脱炭素化の推進については、地域の現状、特性を踏まえた政策立案が必要であり、専門的知見を有する人材の確保・育成が課題となっている。令和4年度より地方創生人材支援制度においてグリーン専門人材の派遣が行われているが、これは主にマッチング支援であり自治体側の費用負担も大きいことから、国において地域の特性に応じたきめ細やかな対応を行う相談窓口の設置や、更なる人材育成支援の充実を図ること。

県内各市の償却資産(機械及び装置)とゴルフ場利用税交付金の現状

(単位:千円)

団 体 名	償却資産(機械及び装置) ※税額試算(1.4%)		ゴルフ場利用税交付金	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
長 崎 市	1,777,376	1,988,955	52,377	54,158
佐 世 保 市	1,231,341	1,233,852	42,054	40,403
島 原 市	204,018	199,534	0	0
諫 早 市	2,917,126	3,999,583	39,486	39,336
大 村 市	907,586	1,447,165	21,186	20,237
平 戸 市	212,137	213,752	0	0
松 浦 市	178,997	176,925	0	0
対 馬 市	284,362	308,153	0	0
壱 岐 市	153,469	159,176	2,236	2,134
五 島 市	366,315	355,445	4,905	4,497
西 海 市	346,103	337,696	29,622	31,018
雲 仙 市	248,298	241,524	11,154	10,276
南 島 原 市	160,774	173,263	7,315	7,606
県内13市の合計	8,987,902	10,835,023	210,335	209,665

※償却資産(機械及び装置)の、「税額試算」は令和4年度及び令和5年度の概要調書上の価格(課税標準額:県より)に1.4%を乗じたものである。
また、償却資産(機械及び装置)については、大臣・知事配分を合算している。

令和5年度 長崎県内(13市)における浄化槽基数等

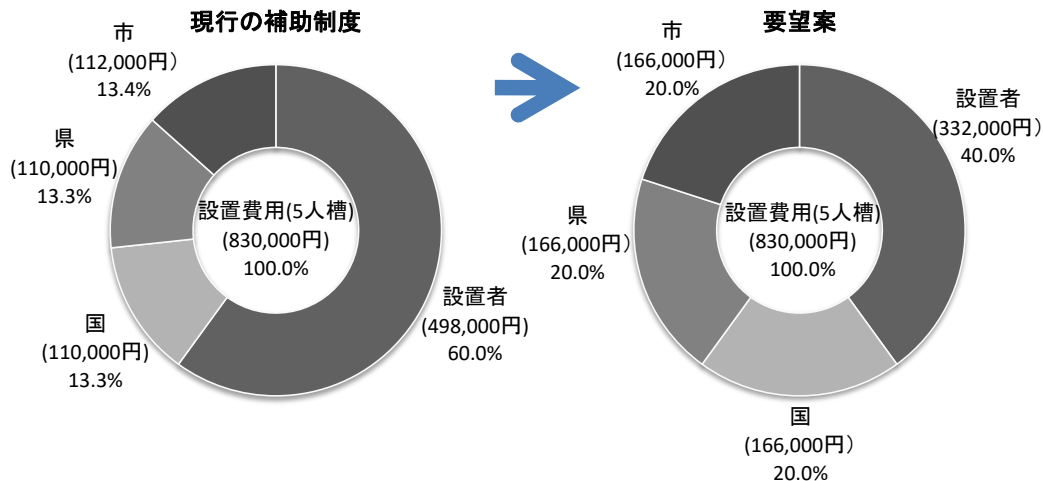
資料1-2

市名	浄化槽基数(R6.3.31現在)									令和5年度実績	
	住宅用途(基数)			住宅用途以外(基数)			合計			国庫補助 基数	国庫補助 対象経費 (千円)
		合併	みなし		合併	みなし		合併	みなし		
長崎市	2,761	2,441	320	459	322	137	3,220	2,763	457	16	5,856
佐世保市	13,517	10,310	3,207	1,994	1,075	919	15,511	11,385	4,126	184	81,512
島原市	7,052	6,277	775	1,179	955	224	8,231	7,232	999	434	301,925
諫早市	7,350	6,941	409	940	679	261	8,290	7,620	670	117	58,998
大村市	1,240	1,207	33	245	195	50	1,485	1,402	83	11	4,842
平戸市	3,729	3,091	638	665	415	250	4,394	3,506	888	75	32,376
松浦市	1,564	1,428	136	353	224	129	1,917	1,652	265	30	7,400
対馬市	2,029	1,839	190	323	107	216	2,352	1,946	406	33	19,209
壱岐市	2,614	2,494	120	343	275	68	2,957	2,769	188	60	16,502
五島市	9,009	7,496	1,513	1,004	491	513	10,013	7,987	2,026	244	145,186
西海市	2,526	2,445	81	640	517	123	3,166	2,962	204	21	7,518
雲仙市	3,518	3,251	267	541	390	151	4,059	3,641	418	100	55,503
南島原市	5,758	4,890	868	60	43	17	5,818	4,933	885	134	87,858
合計	62,667	54,110	8,557	8,746	5,688	3,058	71,413	59,798	11,615	1,459	824,685

○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8～10人槽	1,370,000 円	822,000 円	182,000 円	182,000 円	184,000 円	548,000 円



要望案

補助基準額の引き上げ

補助基準額(40% → 60%)

補助率(補助基準額の1/3)

※ 補助基準額は、国+県+市

○【参考】1世帯当たりの浄化槽維持管理経費(佐世保市の場合)

(単位:円)

人槽	保守点検	清掃	法定検査		維持管理経費合計 ()は下水道使用料との差	
			1年目	2年目以降	1年目	2年目以降
5人槽	16,800	21,900	10,000	5,000	48,700 (27,838)	43,700 (22,838)
7人槽	16,700	24,400	10,000	5,000	51,100 (30,238)	46,100 (25,238)
10人槽	24,000	35,000	10,000	5,000	69,000 (48,138)	64,000 (43,138)

※1世帯当たりの平均下水道使用料(R5年度)・・・年間約20,862円 水道局営業課業務係確認

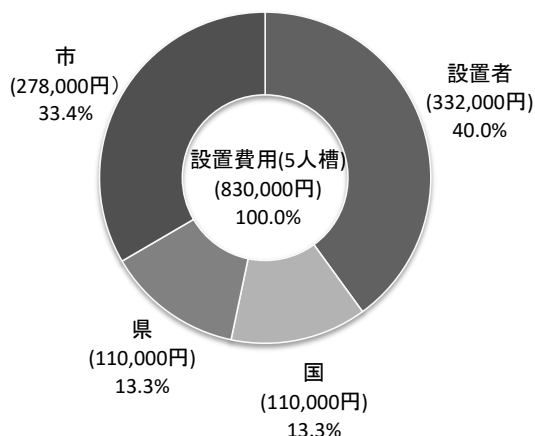
※維持管理費については、R5年度の維持管理委託契約書からの平均値

※法定検査料改訂(平成28年4月1日) 5～10人槽(1年目 10,000円 2年目以降 5,000円)

【参考】佐世保市の補助制度(申請者居住住宅 改築の場合)

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000 円	332,000 円	110,000 円	110,000 円	278,000 円	498,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	414,000 円	138,000 円	138,000 円	345,000 円	621,000 円
8～10人槽	1,370,000 円	548,000 円	182,000 円	182,000 円	458,000 円	822,000 円

佐世保市の補助制度(改築の場合)



佐世保市浄化槽設置補助金額(国+県+市)

(単位:千円)

通常 人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	498	374	249	187
6～7人槽	621	466	311	233
8～50人槽	822	617	411	309

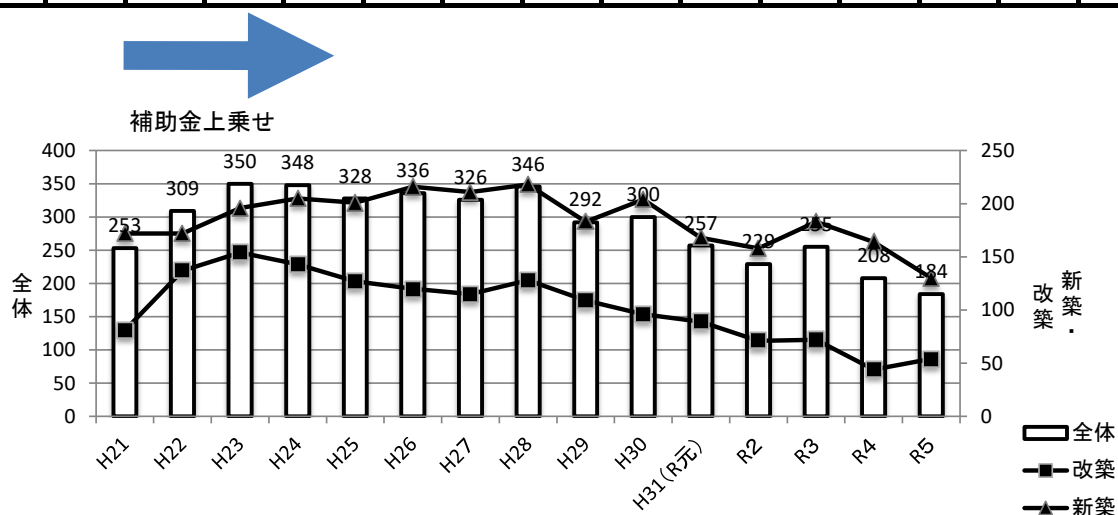
(単位:千円)

高度 人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	526	402	263	201
6～7人槽	669	514	335	257
8～50人槽	859	654	430	327

◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

(単位:基)

結果	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度(R元)	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
補助基数	253	309	350	348	328	336	326	346	292	300	257	229	255	208	184
うち改築	81	137	154	143	201	120	115	128	109	96	89	71	72	44	54
うち新築	172	172	196	205	127	216	211	218	183	204	168	158	183	164	130



資料1-3

公共下水道事業概要(R5.3.31現在)

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
(1) 行政区域内人口(人)(A)	398,747	237,686	42,765	134,380	98,120	28,910	21,182	27,854	24,578	34,542	25,620	41,447	42,178
(2) 下水道処理区域内人口(人)(D)	376,668	144,093	計画廃止	90,774	88,603	未着手	5,194	未着手	3,390	計画廃止	3,323	13,713	5,536
(3) 水洗便所設置済人口(人)(E)	366,521	133,604		77,811	87,023		3,915		1,949		2,341	9,159	3,549
(4) 全体計画面積(ha)(H)	6,914	4,211		3,437	2,933		424		188		136	611	225
(5) 普及率													
ア 下水道普及率 $D/A \times 100(\%)$	94.5	60.6		67.6	90.3		24.5		13.8		13.0	33.1	13.1
イ 接続率 $E/D \times 100(\%)$	97.3	92.7		85.7	98.2		75.4		57.5		70.4	66.8	64.1
(6) 総事業費(千円)(J)	345,916,112	139,007,064		104,512,783	81,450,358		8,769,278		6,676,716		8,716,942	22,122,044	13,764,945
同上財源													
ア 国庫補助金(千円)	113,614,067	52,758,536		34,302,212	29,709,695		3,642,508		2,946,650		3,926,739	9,506,939	5,889,991
イ 企業債(千円)	183,927,953	72,055,340		52,446,366	41,585,859		4,168,500		3,053,000		3,997,483	9,968,500	5,655,400
ウ 受益者負担金(千円)	4,284,772	3,938,019		5,058,942	2,720,979		123,962		90,673		77,837	153,993	172,943
エ その他(千円)	44,089,320	10,255,169		12,705,263	7,433,825		834,308		586,393		714,883	2,492,612	2,046,611
同上のうち使途内訳													
ア 管きょ費(千円)	202,945,368	91,066,017		73,201,621	56,053,450		6,965,612		4,206,514		6,327,069	13,963,192	7,167,606
イ ポンプ場費(千円)	20,611,519	5,886,630		4,194,642	4,652,232				203,423			921,397	1,616,012
ウ 処理場費(千円)	107,529,734	40,080,037		20,954,061	20,135,868		1,770,801		2,248,079		2,389,873	6,808,854	3,907,577
エ 流域下水道建設費負担金(千円)				4,553,412	285,099								
オ その他(千円)	14,829,491	1,974,380		1,609,047	323,709		32,865		18,700			428,601	1,073,750
(7) 補助対象事業費(千円)(K)	213,463,314	0		68,647,231	54,254,996		6,909,769		6,641,316		7,926,689	17,962,151	11,612,705
(8) 補対率 $K/J \times 100(\%)$	61.7	0.0		65.7	66.6		78.8		99.5		90.9	81.2	84.4
(9) 下水管布設延長(km)	1,845	707		539	518		48		43		46	177	72
(10) 終末処理場数(ヶ所)	11	4		5	1		1		2		2	4	2
(11) 計画処理能力($m^3/日$)(L)	145,700	101,500		35,680	51,600		6,100		2,740		3,500	10,550	2,700

※算定根拠: 令和4年度決算統計(令和5年3月31日)

資料1-4

◎各市における浚渫事業の現状

市	件 数		事 業 費(千円)	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
長崎市	12	3	5,187	682
佐世保市	7	11	37,678	48,460
島原市	1	1	18,000	69,000
諫早市	42	40	79,362	75,837
大村市	7	11	120,000	73,000
平戸市	5	4	4,138	10,000
松浦市	4	6	712	2,143
対馬市	26	27	9,009	7,971
壱岐市	4	1	9,089	3,122
五島市	8	5	24,813	25,540
西海市	3	1	9,718	10,839
雲仙市	1	4	5,113	21,899
南島原市	27	24	171,452	129,772
計	147	138	494,271	478,265

※各市実績調査結果による。

資料1-5

令和5年度 地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

1. 乗合バス事業者に対する補助

No.	市	国庫補助路線に関する補助		県単補助路線に関する補助		市単独補助路線に関する補助	
		路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)
1	長崎市	8	0	0	0	10	103,395,863
2	佐世保市	2	22,153,000	0	0	6	25,516,000
3	島原市	0	0	1	1,121,000	14	17,897,000
4	諫早市	6	57,788,000	0	0	62	267,729,000
5	大村市	2	5,082,000	0	0	13	109,461,000
6	平戸市	3	59,276,000	0	0	3	34,135,000
7	松浦市	2	36,661,000	0	0	11	74,988,000
8	対馬市	3	60,003,536	2	4,629,799	26	95,837,218
9	壱岐市	0	0	1	2,045,000	30	74,965,000
10	五島市	3	19,041,459	0	0	25	76,387,541
11	西海市	1	4,337,661	0	0	9	84,569,339
12	雲仙市	1	699,000	0	0	20	33,662,000
13	南島原市	0	0	1	5,836,000	22	36,459,000
合計			265,041,656		13,631,799		1,035,001,961

2. 地域内フィーダー系統確保維持事業

No.	市	車両数	市補助額(円)
1	長崎市	31	27,745,114
2	佐世保市	2	4,208,186
3	島原市	0	0
4	諫早市	0	0
5	大村市	0	0
6	平戸市	0	0
7	松浦市	7	29,993,911
8	対馬市	5	1,930,448
9	壱岐市	0	0
10	五島市	1	3,921,584
11	西海市	0	0
12	雲仙市	0	0
13	南島原市	0	0
合計		46	67,799,243

急傾斜地崩壊対策事業 市別箇所数一覧表

		令和4年度事業 実施箇所数	県営・県費補助		令和5年度事業 実施箇所数	県営・県費補助	
1	長崎市	36	県営	27	33	県営	26
			県費補助	9		県費補助	7
2	佐世保市	75	県営	44	79	県営	46
			県費補助	31		県費補助	33
3	諫早市	7	県営	1	8	県営	1
			県費補助	6		県費補助	7
4	大村市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
5	島原市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
6	松浦市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
7	対馬市	3	県営	3	3	県営	3
			県費補助	0		県費補助	0
8	壱岐市	5	県営	4	5	県営	4
			県費補助	1		県費補助	1
9	五島市	0	県営	0	1	県営	1
			県費補助	0		県費補助	0
10	平戸市	1	県営	0	0	県営	0
			県費補助	1		県費補助	0
11	南島原市	0	県営	0	0	県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
12	雲仙市	0	県営	0		県営	0
			県費補助	0		県費補助	0
13	西海市	2	県営	1	2	県営	1
			県費補助	1		県費補助	1
合計		129	県営	36	131	県営	36
			県費補助	18		県費補助	16

国内のジェットフォイル（22隻）

【川崎重工製】

**KJ01** 929-117 つばさ

建造: 1989年3月
運航: 佐渡汽船

**KJ02** 929-117 S.I. 友

建造: 1989年6月
運航: 東海汽船

**KJ03** 929-117 ビートル三世

建造: 1989年9月
運航: JR九州高速船

**KJ04** 929-117 ペガサス

建造: 1990年3月
運航: 九州商船

**KJ05** 929-117 ビートル

建造: 1990年4月
運航: JR九州高速船

**KJ06** 929-117 ロケット3

建造: 1990年7月
運航: 種子屋久高速船/コスモライン

**KJ07** 929-117 ペガサス2

建造: 1990年10月
運航: 九州商船

**KJ08** 929-117 ビートル二世

建造: 1991年2月
運航: JR九州高速船

**KJ09** 929-117 ヴィーナス

建造: 1991年3月
運航: 九州郵船

**KJ10** 929-117 すいせい

建造: 1991年4月
運航: 佐渡汽船

**KJ11** 929-117 レインボージェット

建造: 1991年6月
保有: 隠岐広域連合 運航: 隠岐汽船

**KJ12** 929-117 トッピー2

建造: 1992年4月
運航: 種子屋久高速船/いわさき

**KJ13** 929-117 トッピー3

建造: 1995年3月
運航: 種子屋久高速船/いわさき

**KJ14** 929-117 S.I. 大漁

建造: 1994年6月
運航: 東海汽船

**KJ15** 929-117 ロケット

建造: 1994年6月
運航: 種子屋久高速船/コスモライン

**KJ16** 929-117 S.I. 結

建造: 2020年6月
運航: 東海汽船

【ボーイング製】

**BJ11** 929-115 トッピー7

建造: 1978年6月
運航: 種子屋久高速船/いわさき

**BJ15** 929-115 ぎんが

建造: 1979年11月
運航: 佐渡汽船

**BJ17** 929-115 S.I. 愛

建造: 1980年8月
運航: 東海汽船

**BJ19** 929-115 S.I. 虹

建造: 1981年2月
川崎重工神戸工場にて上架中

**BJ23** 929-115 ロケット2

建造: 1984年6月
運航: 種子屋久高速船/コスモ

**BJ25** 929-117 ヴィーナス2

建造: 1985年4月
運航: 九州郵船

ジェットフォイルの就航状況

(2020年8月 現在)

川崎重工業建造ジェットフォイル

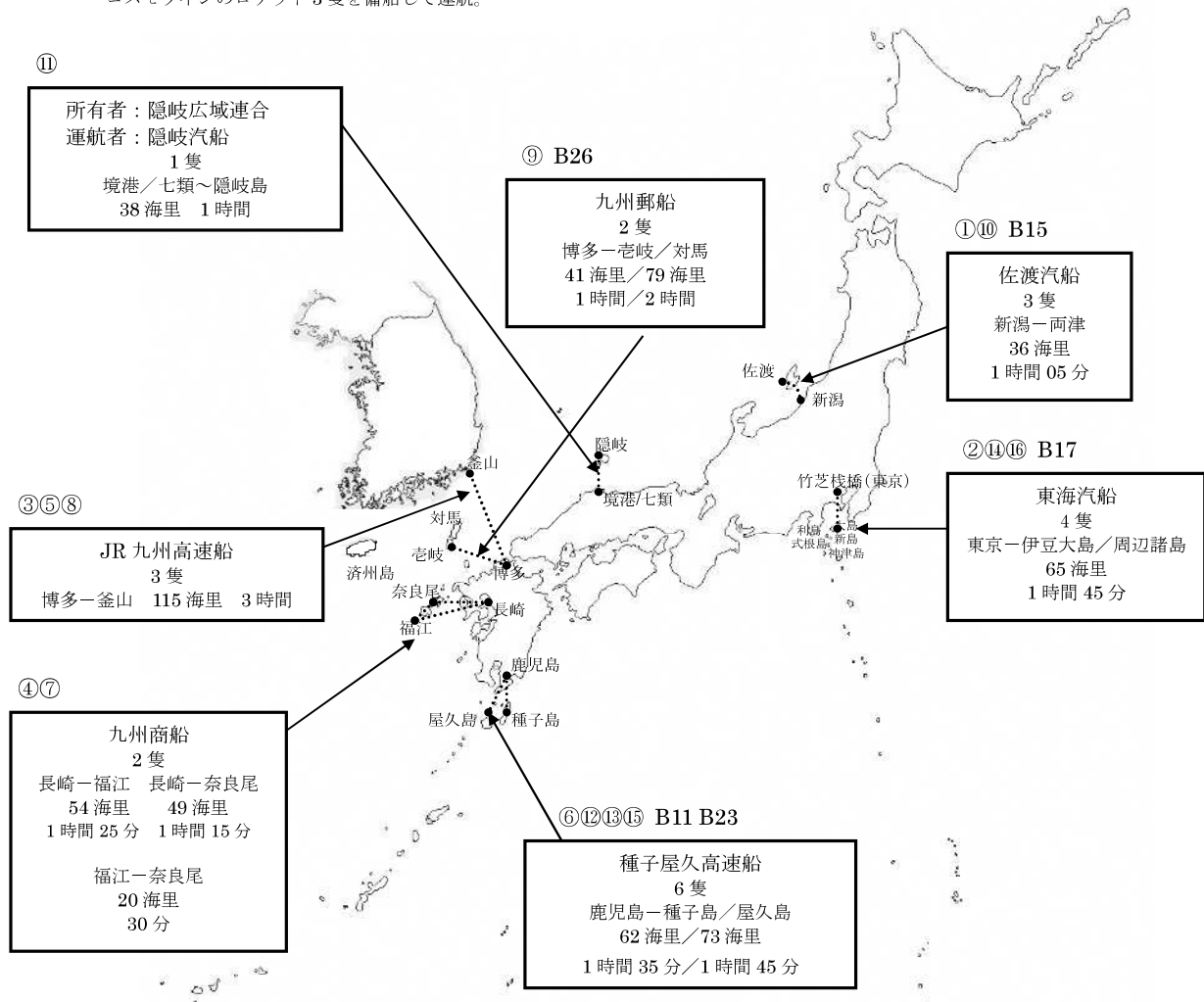
NO.(KJ)	オペレーター	船名	引渡
①	佐渡汽船	つばさ	1989/04/26
②	東海汽船	セブンアイランド友	2013/03/14
③	JR九州高速船	ビートル三世	2001/03/21
④	九州商船	ベガさす	1990/03/06
⑤	JR九州高速船	ビートル	1998/04/02
⑥	種子屋久高速船	ロケット3	2006/04/18
⑦	九州商船	ベガさす2	1997/02/01
⑧	JR九州高速船	ビートル二世	1991/03/25
⑨	九州郵船	ヴィーナス	1991/04/14
⑩	佐渡汽船	すいせい	1991/04/28
⑪	隠岐汽船	レインボージェット	2014/01/07
⑫	種子屋久高速船	トッピー2	1992/04/29
⑬	種子屋久高速船	トッピー3	1995/04/29
⑭	東海汽船	セブンアイランド大漁	2014/12/25
⑮	種子屋久高速船	ロケット	2004/10/15
⑯	東海汽船	セブンアイランド結	2020/06/30

ボーイング社建造ジェットフォイル

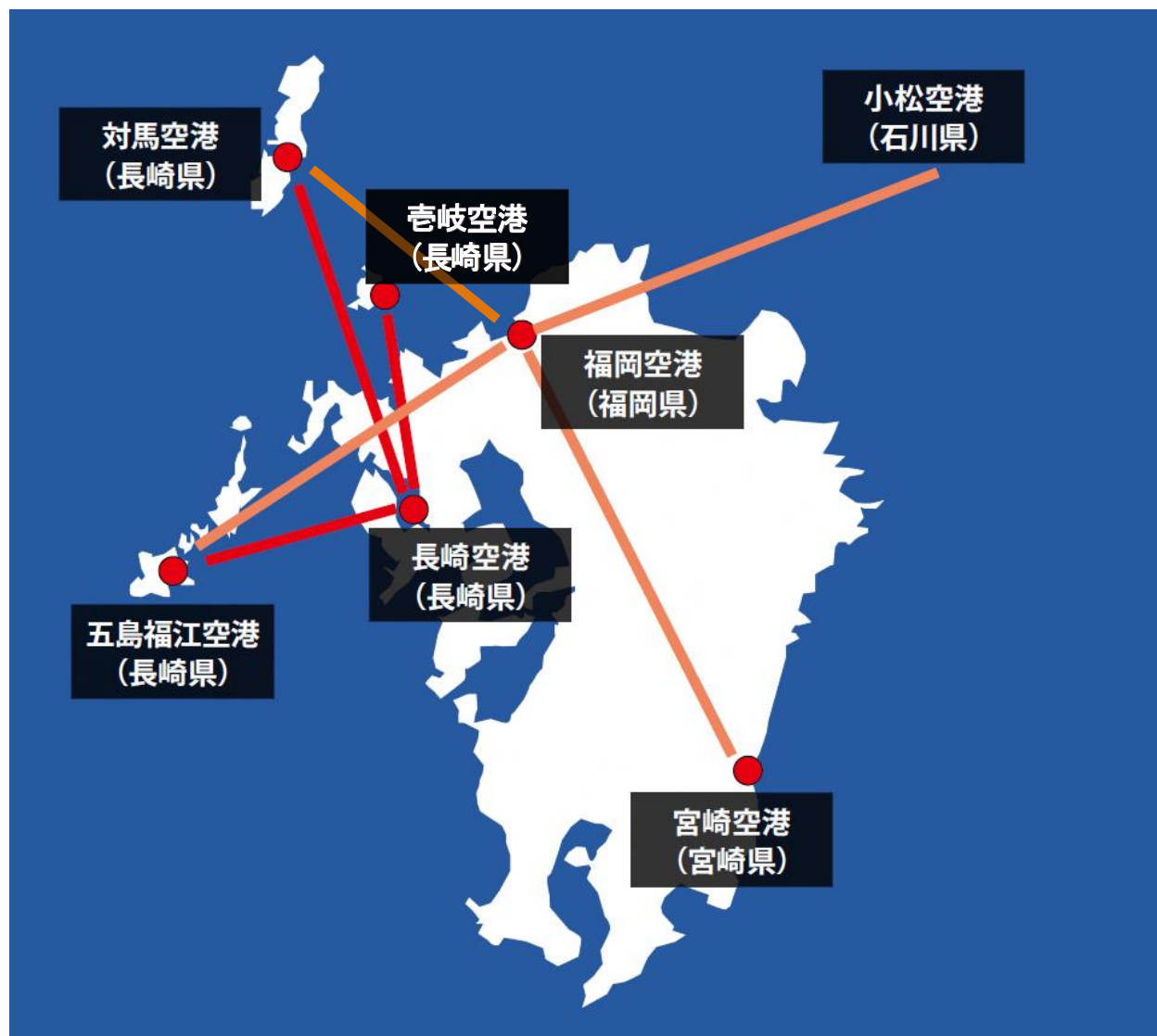
NO.(B)	オペレーター	船名	引渡
11	種子屋久高速船	トッピー7	2003/12月
15	佐渡汽船	ぎんが	1986/01月
17	東海汽船	セブンアイランド愛	2002/04月
19	川重神戸工場にて上架	セブンアイランド虹	2020/08月
23	種子屋久高速船	ロケット2	2005/04月
26	九州郵船	ヴィーナス2	2000/12月

◎ 船主名上の丸番号は川崎重工業建造ジェットフォイル番号を、
B××はボーイング社ジェットフォイル番号を示す。

【注】種子屋久高速船はいわさきコーポレーションのトッピー3隻及び
コスモラインのロケット3隻を傭船して運航。



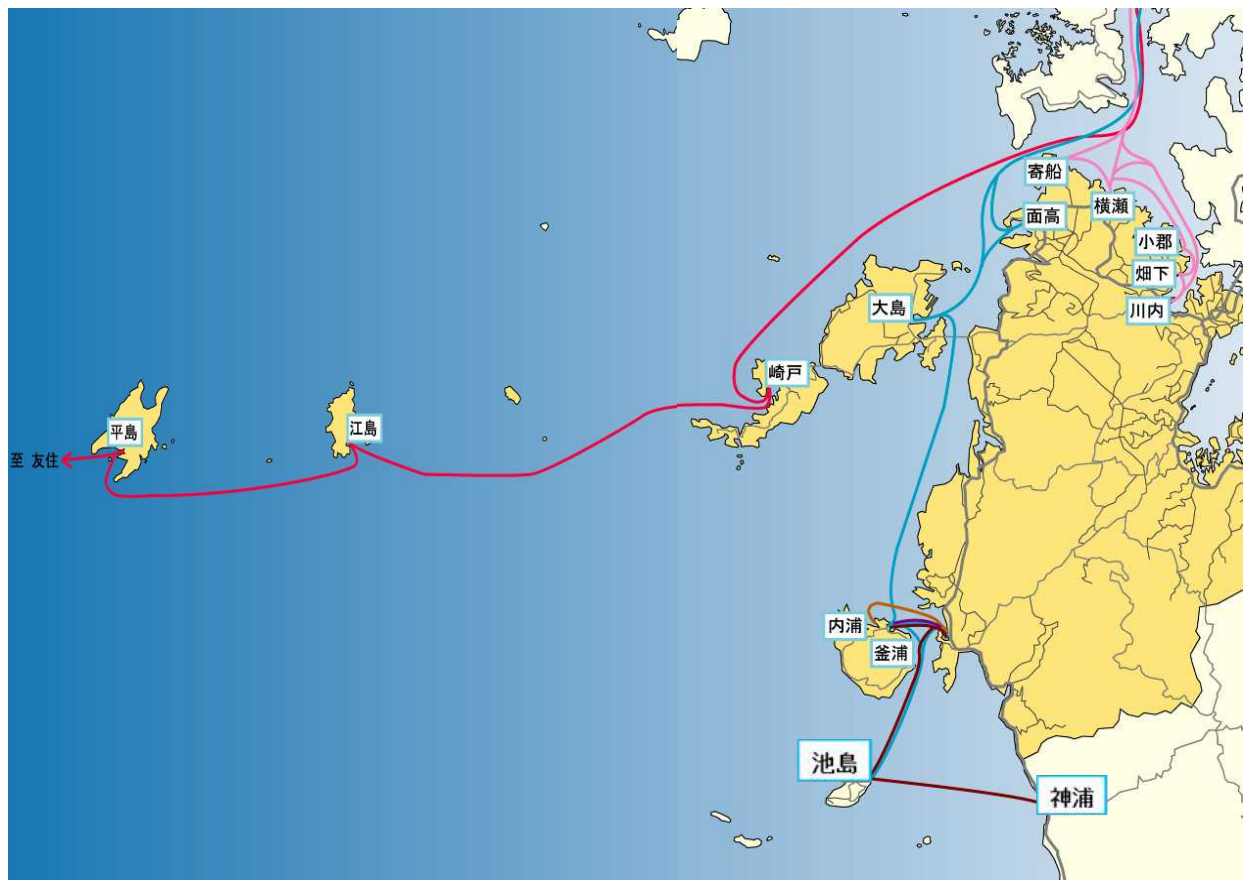
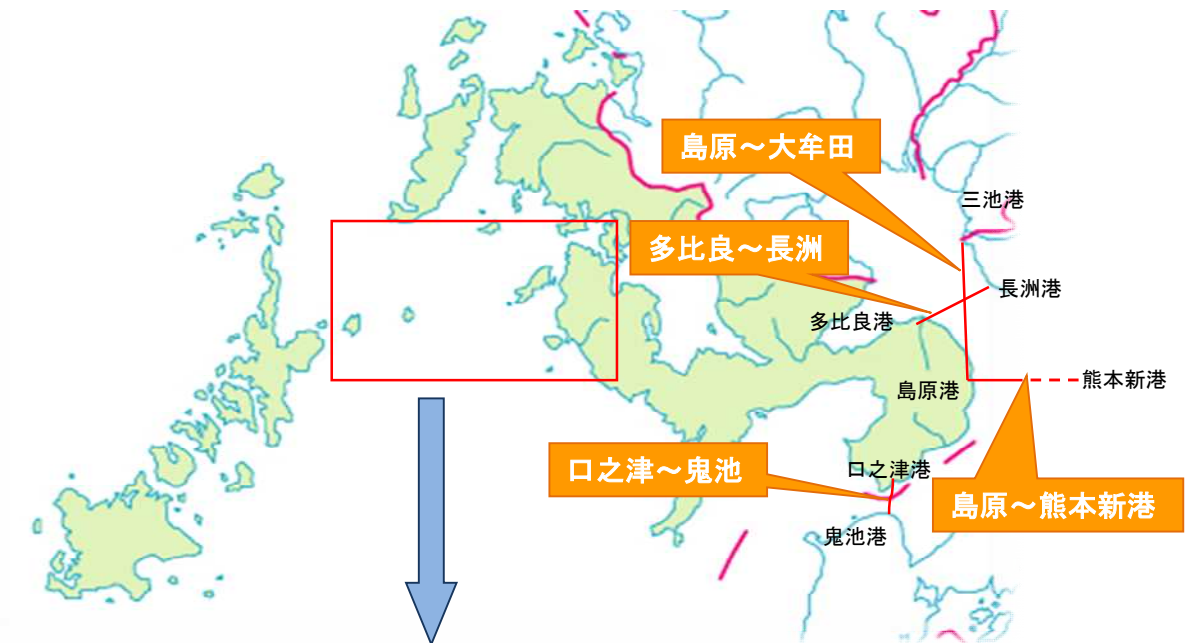
オリエンタルエアブリッジ運行航空路線図



航空路線の機体整備による欠航の状況

年度	対馬－長崎	対馬－福岡	壱岐－長崎	五島－長崎	五島－福岡	福岡－宮崎	福岡－小松	計
H27	5	—	2	1	5	—	—	1 3
H28	4	—	1	8	5	—	—	1 8
H29	1 1	—	7	1 2	2	2	—	3 4
H30	1 8	—	6	6	5	6	2	4 3
R1	1 6	—	7	1 0	4	2	2	4 1
R2	4	2	1 0	1 2	3	5	5	4 1
R3	8	1	1 1	1 4	4	3	3	4 4
R4	9	5	0	1	8	2	2	2 7
R5	6	3	7	5	2	5	1	2 9

半島航路の維持・確保について



第2号議案

国民健康保険制度に関する提言

国民健康保険制度の健全かつ円滑な運営を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 国民健康保険制度について〔更新〕（島原市ほか全市）

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、県においては、制度改正に伴う臨時的財政負担等への支援が可能となるよう、新たな財政措置を講じること。

また、被保険者の相互扶助により成り立つ国民健康保険制度の本質を念頭におくとともに、都道府県単位化における県の役割である市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化の推進を踏まえ、「長崎県市町国保連携会議」や「作業部会」において引き続き、市町と制度の広域化等に向けた協議をすすめること。また、協議においては、市町の意見を十分反映すること。

さらに、国に対しては、法改正により国の責任が明確になったことから、国民健康保険制度の安定化に向けて、引き続き財政支援について強く要請すること。（島原市）

（説明）

提言する（島原市ほか全市）

- ・平成30年度からの県単位化に伴い県が財政主体となったことにより、今後における安定的な国保財政運営のため、臨時的財政負担等の県の支援を求める必要があるとともに、県及び市町で構成された連携会議等での協議・調整を継続し、保険料水準の統一等の課題解決を図る中で市町の意見を十分に反映してもらうよう要望するもの。
- また、同様に国に対しても引き続き財政支援等を強く要請する必要があるため。（島原市）

第3号議案

地域医療保健の充実強化に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

1. 地域医療提供体制の確保について〔継続1回〕

(1) 医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に二次離島などの過疎地域においては、医療体制についての不安が増しており、島内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていると言っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心で安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、県においては、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じるよう国に働きかけること。

また、新専門医制度については、医師偏在を助長することがないように検証を行うとともに必要な措置を講じるよう国に働きかけること。

(資料 3-1 参照)

(2) 長崎県離島医師確保補助金等について

県においては、「長崎県離島・へき地医療支援センター」を設置し、県職員として採用した医師を常勤医師として派遣するなど、離島医師確保対策を進めているが、県の事業である「長崎県離島医師確保補助金」について、平成20年度に補助上限額が引き下げられていたが、令和2年度において更に引き下げとなっている。

また、二次救急医療体制を担う病院群輪番制病院における医療提供体制整備等のための「医療提供体制推進事業費補助金」についても、減額が行われている状況である。

については、離島及びへき地や半島地域における医師確保対策及び地域医療提供体制を確保することの重要性を認識し、適正な補助額の確保を図ること。

(3) 医師養成・派遣システムの充実について

県において実施している「医師養成・派遣システム」の充実や、長崎大学の「国境を越えた地域医療支援機構」への支援強化を図ること。

(4) 啓発事業の実施について

重篤患者の措置の遅延や、勤務医の過重な疲弊を招かないよう、県民が安易に救急部門を受診することなく、自らの症例に応じた適正な医療機関の選択・利用を図るための啓発事業を実施すること。併せて休日・時間外の医療相談体制の充実を図ること。

(5) 自治体病院・診療所への支援について

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるよう国に働きかけること。

また、地域医療構想に係る取組みの推進については、地域住民の不安や医療現場の混乱を招かぬよう慎重かつ丁寧に行うとともに、地方の取組みに対する必要な支援を行うこと。

特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つように診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに、地方交付税所要額を確保するよう国に働きかけること。

(6) 医師派遣体制の整備について

長崎県病院企業団については、医師確保による医療水準の維持向上を目的としていることから、県においては、引き続き養成医の配置を行い、併せて医師派遣体制の整備に努めること。

(7) 看護職員に対する支援体制の整備について

県においては、看護職員の計画的な育成、確保、定着及び資質向上が図られるよう、育成機関の充実や育児休暇後の円滑な職場復帰等、労働環境の整備など適切な措置を講じるよう努めること。

(8) 医療計画における基準病床数算定について

医療計画における基準病床数は、国で定めた全国一律の基準により算定されているが、その算定にあたっては、地域の実情、特に、県外流出入院患者数が多いという離島・山間地域における特殊事情が十分に反映されていないことなどの理由から、既存病床数が基準病床数を上回る結果となり、今後の病院整備計画にも支障をきたし、地域医療の充実が図れない状況である。

よって、医療計画の策定者である県においては、離島振興法第10条第8項の規定も踏まえたうえで、離島・山間地域における医療の特殊事情をはじめとする地域の実情を考慮して基準病床数の算定方法の見直しを図ること。

(9) 感染症対策について

新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、新興・再興感染症などの重大な健康被害が想定されるような感染症への対応について、迅速かつ的確に対応するために、県が主導的役割を果たすこと。

2. がんとの共生を図る社会の実現に向けた支援の充実について〔継続3回〕

がん患者に対するアピアランスケアについては、国において診療連携拠点病院等との連携による相談支援体制の充実や情報提供等が進められてきているが、がん患者がかつらや乳房補正器具等のケア用品を購入する際の費用助成についても、国において支援措置を講じるよう国に働きかけること。

また、県において、県内で助成を実施する市に対する支援措置を講じること。(長崎市)

(説明)

・誤字を訂正するもの。(長崎市)

従業地別医師数・施設数

医療圏区分別	人口	医師数 (実数)	人口10万人対率	内医療施設従業 地別医師数	施設数			
					病院	一般診療所	有床	無床
長崎医療圏	493,061	2,232	452.7	2,096	53	615	71	544
佐世保北医療圏	299,971	1,285	428.4	779	34	268	58	210
県央医療圏	263,449	870	330.2	842	32	249	51	198
県南医療圏	122,776	260	211.8	249	17	106	30	76
五島医療圏	33,233	83	249.8	80	4	39	7	32
上五島医療圏	18,872	40	212.0	38	1	21	1	20
壱岐医療圏	23,938	51	213.1	48	5	16	0	16
対馬医療圏	27,271	57	209.0	55	2	34	1	33
長崎県合計	1,282,571	4,878	380.3	4,187	148	1,348	219	1,129
全国		339,623	269.2					

※厚生労働省医療統計(R4.10.1)より抜粋

※医師数(実数)には、その他の職業に従事する者及び無職の者も含む

第4号議案

子ども・子育て支援等の福祉施策の充実強化に関する提言

だれもが地域の一員としてともに生きる社会の実現を図るため、安心して子どもを産み育てる環境づくりをはじめとする福祉施策の充実強化に関し、国の責任において次の事項について特段の措置を講じるよう国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

1. 子ども・子育て施策の充実強化について〔継続3回〕

(1) 子ども福祉医療費制度について

各都道府県の実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないように、全国一律の制度として創設するよう国へ働きかけること。

また、県内各自治体における子ども福祉医療については、県において令和5年度から高校生世代への助成が行われることとなったが、全市町が単独で実施している小・中学生についても助成を行うこと。

(2) 妊産婦医療費助成制度の創設について

だれもが安心して妊娠し出産できる環境づくりを国が責任をもって行うこととし、妊産婦への医療費の助成について国の制度として創設するよう国へ働きかけること。

(3) 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について

放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう国への働きかけを強く要請する。

- ① 父母がいない児童、母子・父子家庭児童及び低所得世帯の経済的負担を軽減するため、利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。
- ② 小規模なクラブへの支援の拡充を行うこと。
- ③ 借家で運営しているクラブへの賃借料の助成について、子ども・子育て支援新制度以降に新設したクラブのみが補助対象となっているが、新制度開始前から運営していた既存クラブについても補助制度の対象とすること。

(4) 保育料の完全無償化について

保育料における全国的な動きとして、国による幼児教育・保育無償化の対象外となる子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各自治体が独自に「完全無償化」や「第2子以降の無償化」等に取り組んでいる事例があり、他県では県内統一して「第2子以降の無償化」に取り組む事例も見受けられるが、本来、こどもを産み育てる環境は、地域によらず平等であるべきであり、自治体間によって差異があることは望ましくないため、全国一律の制度として実施するよう、国に働きかけるとともに、国が措置するまでの間、県内自治体の格差是正を図るためにも、県独自の支援制度を設けること。(長崎市)

(説明)

賛同する(佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、五島市、西海市)

- ・少子化の進行に歯止めがかからない中、保育料の「完全無償化」や「第2子以降の無償化」など独自の子育て支援策を打ち出す自治体もあり、他県では、「第2子以降の保育料」を無料(県と市が半額ずつ負担)とし、多子世帯の経済的負担軽減を図るための県独自の取り組みを実施するなど、負担のあり方そのものに差異が生じる事態となっている。
- ・子育て世代の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境の充実を図ることは、少子化対策として有効な施策と考えられるため、保育料の無償化を、国において全国一律の制度として実施するよう国への働きかけを要望するとともに、県においても、国が措置するまでの間、県内自治体の格差是正を図るためにも、県独自の支援制度を設けるよう要望するもの。(長崎市)

第5号議案

介護保険制度等に関する提言

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について、国に対して積極的に検討を加えるよう強く働きかけること。

1. 第1号被保険者の保険料について〔更新〕（諫早市ほか全市）

第1号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。（諫早市）

（資料5-1 参照）

（説明）

提言する（諫早市ほか全市）

- ・ 少子高齢化の進展は、今後も給付費の増加とそれを支える現役世代の減少をもたらす。現行の負担割合のままでは保険料の上昇は避けられず、第1号被保険者の負担能力を超えた保険料となることや保険料未納者の増加が懸念されるなど、介護保険財政の持続的かつ安定的な運営に支障をきたす恐れがある。国の責任において、財源構成を含め財政的な対策を講じ、第1号被保険者の負担がこれ以上過重とならないように引き続き提案するもの。（諫早市）

2. 介護従事者の人材確保について〔更新〕（長崎市ほか全市）

人口減少、少子高齢化の進展により、生産年齢人口の減少と介護ニーズが高い後期高齢者数の増加が見込まれるが、介護の現場においては慢性的な介護従事者の不足が問題になっている中、人口減少や高齢化が急速に進行しており、人材不足による介護サービス提供体制の確保への影響やサービスの質の低下やサービス提供体制の確保への影響が懸念されていることから、介護従事者の人材確保、育成及び定着と一層の処遇改善につながる対策に加えて、介護ロボット・ICTの導入による負担軽減、外国人材の受入れ及び申請手続の簡素化などの支援を引き続き確実に実施すること。（長崎市）

（説明）

提言する（長崎市ほか全市）

- ・ 介護サービスを支える人材は慢性的に不足しており、勤続3年未満の離職者が全体の6割を占め、介護サービス事業を運営する上で良質な人材の確保が難しい状況にある。また、長崎県では令和7年度以降75歳以上の後期高齢者数がピークを迎えることとなり、介護ニーズも高まってくることが想定されるが、介護従事者は令和8年度の推計値で1,470人の不足が見込まれる。このような中、令和6年度介護報酬改定では、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に

いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、プラス1.59%の改定率となったものの、生産年齢人口の減少により人材不足はさらに深刻になると見込まれており、人材の確保、育成及び定着は引き続き厳しい状況が見込まれることから、より一層の処遇改善につながる対策を講じるとともに、介護ロボット・ICTの導入による負担軽減、外国人材の受入れ及び申請手続の簡素化などに係る支援についても確実に実施するよう提案するもの。(長崎市)

資料5-1

長崎県内の介護保険料基準額の状況

(単位:円)

	第8期 (R3～R5)	段階数	第9期 (R6～R8)	段階数	改定率
長崎市	6,800	10	6,800	13	0.0 %
佐世保市	5,822	9	5,817	13	△ 0.1 %
諫早市	5,970	9	5,970	13	0.0 %
大村市	5,800	9	5,800	13	0.0 %
平戸市	5,875	9	5,508	13	△ 6.2 %
松浦市	5,700	11	5,500	13	△ 3.5 %
対馬市	6,400	10	6,500	14	1.6 %
壱岐市	6,490	9	6,490	13	0.0 %
五島市	6,660	9	6,780	13	1.8 %
西海市	5,925	9	5,925	13	0.0 %
島原地域広域市町村圏組合	6,500	9	6,300	13	△ 3.1 %
平均	6,177	－	6,126	－	△ 0.8 %

第6号議案は欠番（県への提言がないため）

第7号議案

九州新幹線等の整備促進に関する提言

九州新幹線等の整備を促進することにより、県内の経済発展と地域活性化を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 7-1 参照)

1. 九州新幹線西九州ルート¹の着実な整備について〔継続 1 回〕

九州新幹線西九州ルート¹に関しては、武雄温泉～長崎間が令和4年9月23日に開業を迎えたものの、新鳥栖～武雄温泉間については、未だに整備方針が決定していない。著しい人口減少が課題になっている各市にとって、全国の新幹線ネットワークとつながり交流人口を拡大させることは非常に重要であり、その実現には全線をフル規格で整備する必要があると考えるため、次の事項について国に強く働きかけること。

- (1) 国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという事情を考慮して地方負担や並行在来線等、想定される課題の解決に向けた方策を示すこと。
- (2) 新鳥栖～武雄温泉間が早期着工できるよう、関係者の理解を得て早急に環境影響評価に着手すること。
- (3) 西九州新幹線（武雄温泉・長崎間）の開業を機に、沿線各市が取り組むまちづくりに関する各種公共事業及び県全体へ新幹線開業効果を波及させるための官民が行う取組への支援拡充を行うこと。

2. 県下幹線鉄道の整備改善について〔継続 1 回〕

九州新幹線西九州ルート¹の整備に際しては、J R 佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、長崎県において平成4年11月に示された「九州新幹線（長崎ルート）等の整備に関する基本的考え方」を踏まえた佐世保線及び大村線の輸送改善のため、国及び沿線自治体並びに J R 九州との積極的な協議・調整を行い、次の事項の実現に努めること。

- (1) 西九州ルート¹の全線フル規格を要望されていくうえで、佐世保～武雄温泉間を含めた並行在来線問題についても、一体的なものとして取り扱うこと。
- (2) 長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、これまでの歴史的背景を踏まえ、佐世保市から運行時間が短縮できる西九州ル

ートへの直通運行を視野に入れた、佐世保線の輸送改善方策を推進すること。

- (3) 西九州新幹線の開業効果を県内全域に波及させるため、長崎県下の都市を結ぶ大村線の表定速度改善など輸送力の強化を図ること。
- (4) 佐世保線及び大村線について、通勤、通学などの需要を鑑みた、普通列車の運行確保を行うこと。

3. 地域鉄道に対する支援策の充実について〔継続1回〕

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要不可欠であるが、地域鉄道関連の国庫補助について予算が確保できず、要綱に基づく確実な補助が受けられない状況となっている。

また、地域鉄道においては、慢性的な運転士不足により、ダイヤ削減が行われるなど、運行の維持が難しい状況に陥っている。

施設整備の補助制度においては、社会資本整備総合交付金の基幹事業として「地域公共交通再構築事業」が創設されたところであるが、引き続き、車両検査を含めた鉄道施設の整備に対し必要な予算を確保されるとともに鉄道運転士不足の解消に向け、次の事項の実現について国へ働きかけること。

- (1) 国の要綱に定める補助率上限での補助交付
- (2) 地域鉄道支援に関する国庫補助事業の補助率嵩上げ
- (3) 施設整備費用の地方負担に係る財源措置の拡充
- (4) 鉄道運転士不足に対応した支援措置等の創設

九州新幹線西九州ルート概要図 (令和4年9月23日暫定開業時)



暫定開業時の博多～長崎間の所要時間

最速 1 時間 20 分 (従来の「特急かもめ」最速 1 時間 50 分より 30 分短縮)

【国土交通省試算】

第8号議案

高速道路網等の整備促進に関する提言

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 8-1 参照)

1. 道路網の整備について〔継続1回〕

(1) 高規格道路の整備について

① 西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 松浦佐々道路（松浦 I C から佐々 I C）の早期供用開始に向けた事業促進

イ 佐世保道路（佐々 I C から佐世保大塔 I C）の4車線化の供用開始に向けた事業促進

ウ 武雄佐世保道路（佐世保大塔 I C から武雄南 I C）の4車線化の早期着工

② 島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早 I C 間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進

イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の早期供用に向けた事業促進

ウ 雲仙市瑞穂町から吾妻町の早期供用に向けた事業促進

エ 諫早市森山町から小野町間の早期供用に向けた事業促進

オ 諫早市小野町から長野町の調査検討

③ 島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）の早期事業化

④ 西彼杵道路、長崎南北幹線道路の整備促進

本路線は、長崎県新広域道路交通計画に位置付けられ、長崎市と佐世保市を約 1 時間で結び、西彼杵半島地域の自立的発展、さらには長崎県の発展に不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

ア 西彼杵道路の整備促進

(ア) 西海市西彼町平山郷から西海市西彼町白似田郷間の事業促進

(イ) 残る調査中区間の事業化

イ 長崎南北幹線道路の整備促進

(ア) 長崎市茂里町から長崎市滑石 2 丁目間の事業促進

(イ) 残る調査中区間の事業化

ウ アクセス道路（主要地方道長崎畝刈線（長崎市滑石 2 丁目～時津町野田郷間））の事業促進

⑤ 長崎南環状線（新戸町～江川町工区）の早期完成

⑤⑥ 有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）の調査検討

⑥⑦ 東彼杵道路（佐世保市～東彼杵町）の早期事業化

（有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討）

⑦⑧ 島原半島西回り道路（雲仙市～南島原市）の調査検討

（２）幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動に寄与するとともに、交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

① 一般国道 205 号の早期整備

針尾バイパス 4 車線化（江上交差点からハウステンボス入口交差点）の整備促進

~~② 長崎南環状線（新戸町～江川町工区）の早期完成~~ (1)へ移動

③② 一般国道 57 号の早期整備

ア 一般国道 57 号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備

イ 一般国道 57 号愛野町から小浜町までの~~現道改良による機能強化安全対策の促進~~及び富津防災事業の整備促進並びに愛野・小浜バイパスの調査検討

④③ 一般国道 34 号の早期整備

ア 大村諫早拡幅の整備促進

イ 大村拡幅の早期完成

ウ 諫早北バイパスの 4 車線化の早期事業化

エ 新大工・馬町交差点改良事業の早期完成

⑤④ 一般国道 207 号の早期整備

- ア 佐瀬拡幅の早期整備
- イ 佐瀬拡幅の延伸（多良見町佐瀬地区から長与町岡郷間）
- ウ 東長田拡幅の早期整備

⑥⑤ 一般県道諫早外環状線（都市計画道路破籠井鷺崎線）の早期事業化

- ア 一般国道207号長田バイパス交差部から一般国道34号

⑦⑥ 一般国道202号福田（仮称）バイパスの早期事業化

⑧⑦ 一般国道499号（栄上工区）の早期完成

⑨⑧ 一般国道382号の整備促進

⑩⑨ 一般国道384号の整備促進

⑪⑩ 一般国道389号（雲仙市多比良港～南島原市口ノ津港間）の整備促進

⑫⑪ 主要地方道佐世保日野松浦線（〔仮称〕棕呂路トンネル）の早期事業化

⑬⑫ 主要地方道野母崎宿線の整備促進

⑭⑬ 主要地方道厳原・豆酲・美津島線及び上対馬豊玉線の整備促進

⑮⑭ 主要地方道福江富江線の整備促進

⑯⑮ 主要地方道小浜北有馬線（大亀矢代工区）の早期整備

（３）架橋の実現について

架橋は、離島や半島の地域の経済・文化の発展、さらには、医療・教育の向上等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進
- ② 嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の実現
- ③ 松島架橋の早期実現
- ④ 大村湾横断道路構想の推進

（資料 8-2 参照）

2. 地方における無電柱化事業の促進について〔継続 5 回〕

無電柱化事業においては、これまで歩道が広い幹線道路などを中心に整備が進められてきたが、近年の社会情勢の変化により、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等を図る上でも事業の必要性はより一層増加している。

さらには、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に、電柱倒壊による道路閉塞のリスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化が重点的に取り組むべき対策として盛り込まれた。また、令和3年5月には、無電柱化を一層推進するための新たな「無電柱化推進計画」が策定されている。

しかしながら、無電柱化事業の主な整備手法である電線類地中化は、事業コストが高く道路管理者及び電線管理者の財政負担も大きく、事業期間が長期にわたるなど、円滑な事業進捗に支障をきたしている。

また、地方においては、歩道が無く、狭小な道路が多く存在しており、地上機器の設置スペースなどの技術的な課題の解決が必要不可欠となっている。

このようなことから、国家的な重要プロジェクトである無電柱化を着実に推進するため無電柱化の推進を国家的な重要プロジェクトに位置付け、関係予算を確保するとともに、無電柱化に係る技術的進歩を促し、地方の負担を軽減しながら無電柱化を促進するための総合的かつ積極的支援に取り組むよう国に要請すること。(平戸市)

(説明)

賛同する(長崎市、佐世保市、島原市、雲仙市)

- ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に関する中長期目標一覧」及び令和5年6月8日「無電柱化を推進する市区町村長の会」決議文の記載内容に文言を合わせるもの。(平戸市)

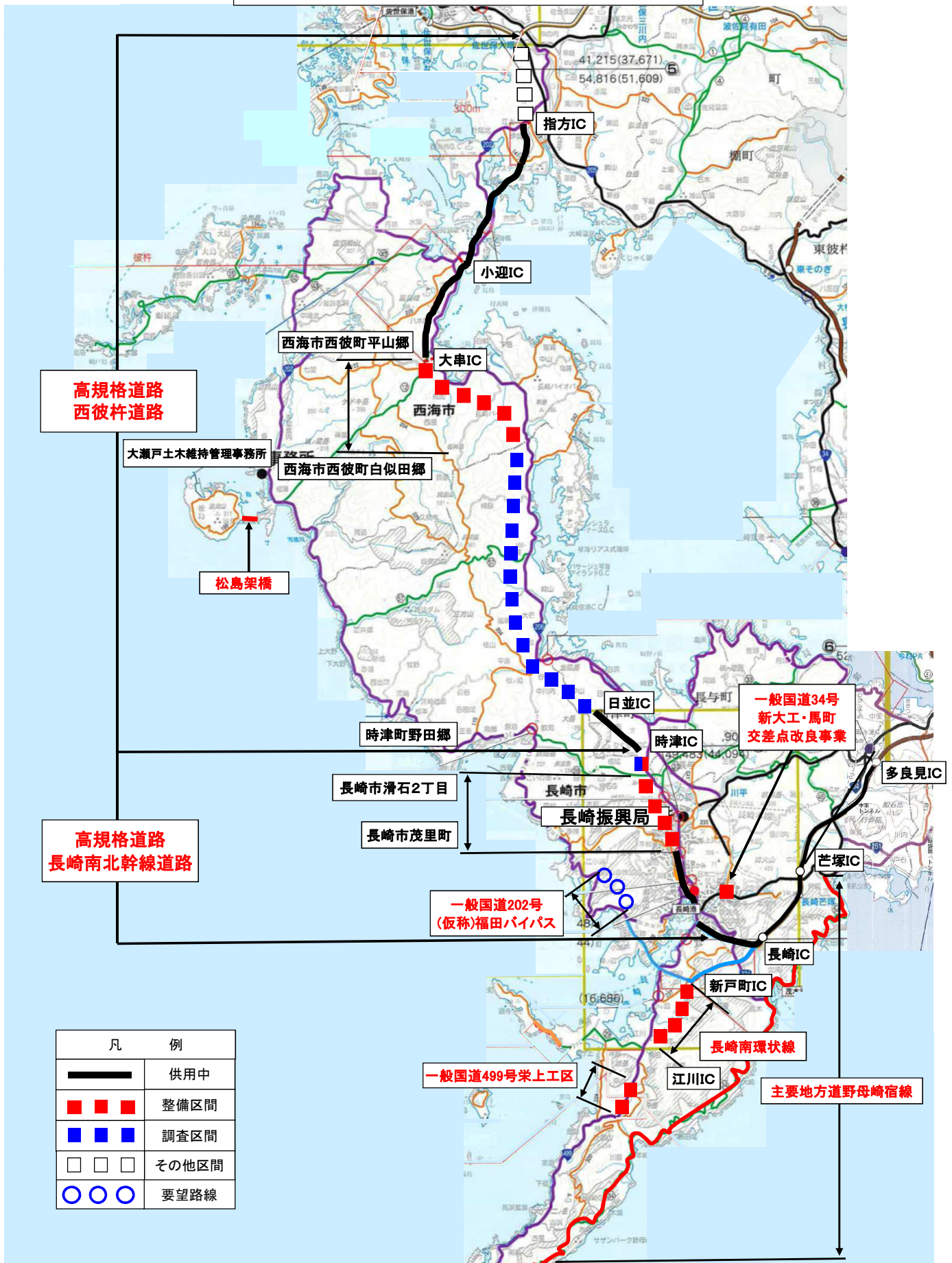
3. 港湾の整備促進について〔継続1回〕

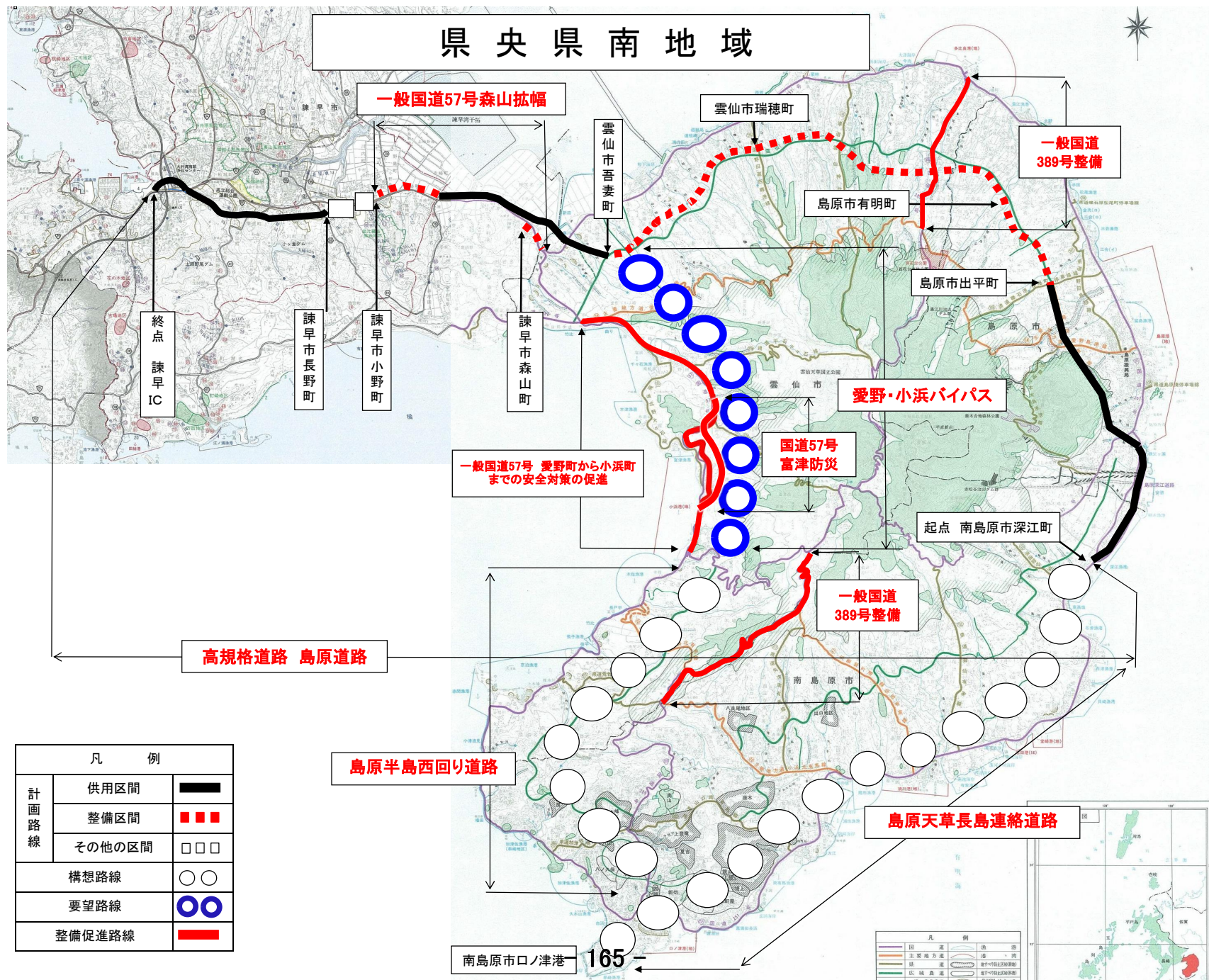
港湾は、産業活動や生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化や産業再生、観光振興、離島振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠である。

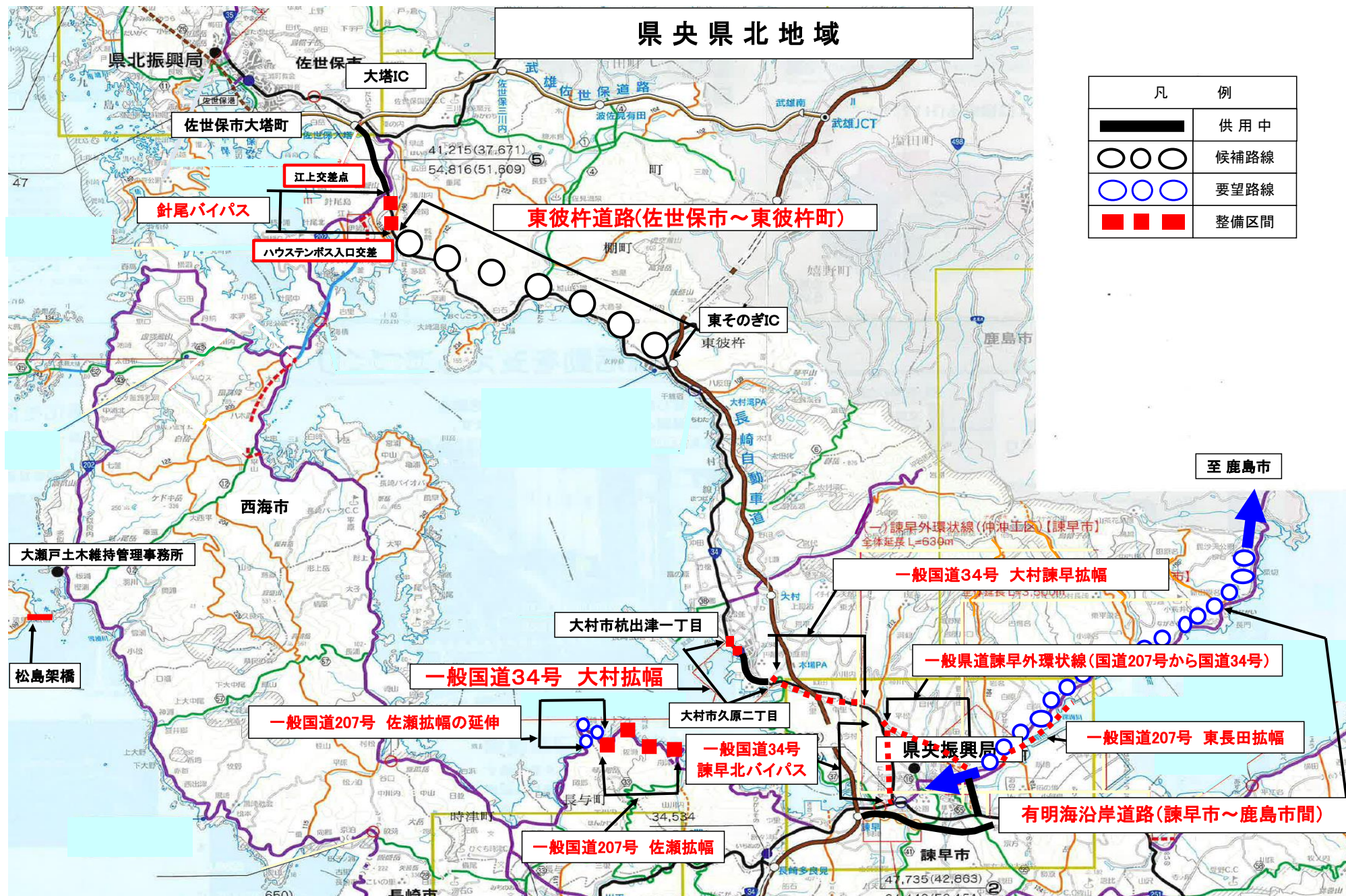
このようなことから、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

- ・重要港湾(長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港)
- ・地方港湾(島原港、大村港など77港あり)

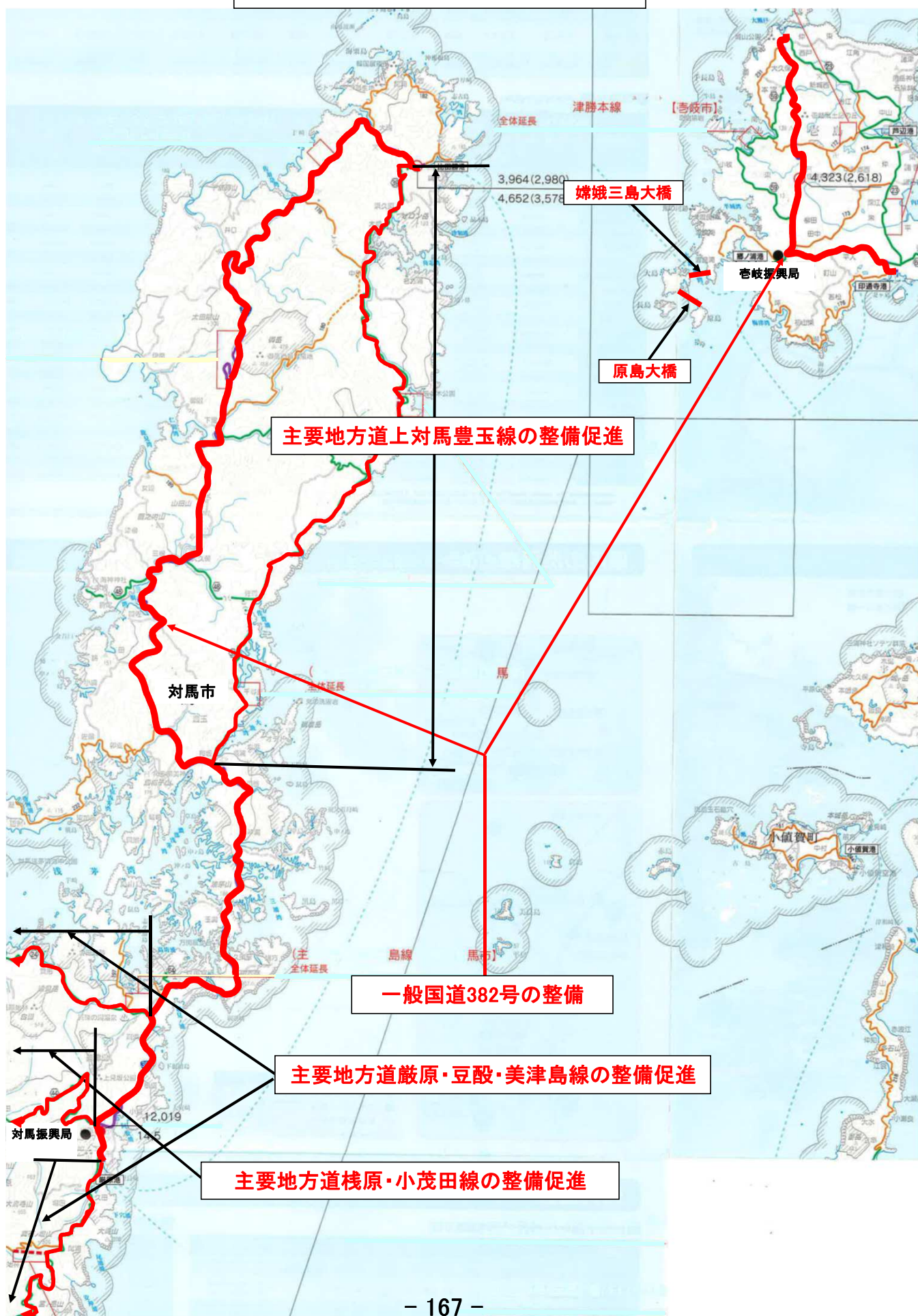
長崎、西彼杵、佐世保地域







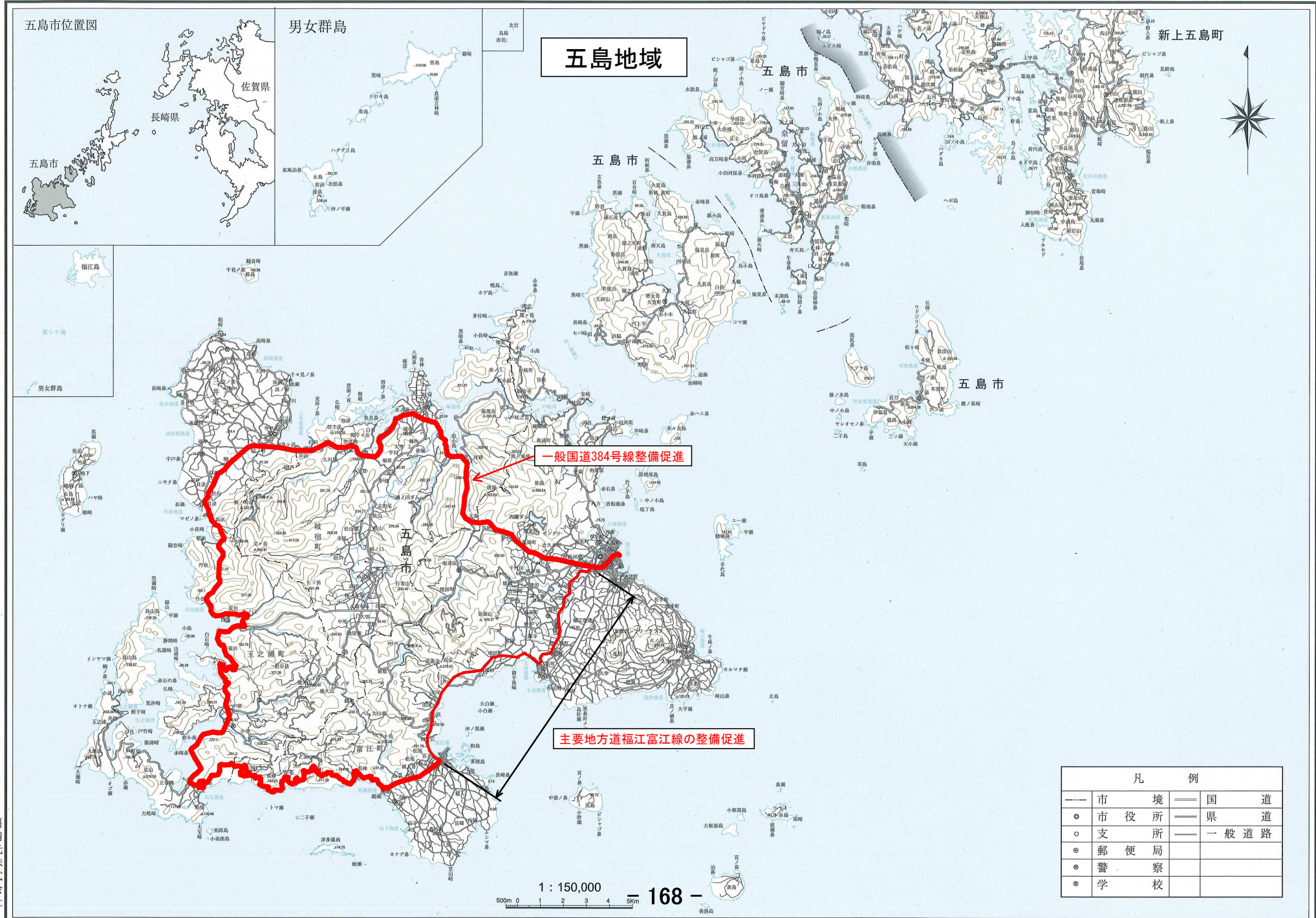
壱岐・対馬地域



五島市全図

(県) 資料8-1

平成十八年五月



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平18九複、第30号)」



第9号議案

農林水産業の振興に関する提言

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

1. 農業の振興対策について 〔更新〕

(1) 経営所得安定対策について

経営所得安定対策は、地域農業を支える中心的政策である。

同対策は、担い手農家の経営安定に資するようゲタ・ナラシ対策を実施し、また食料自給率の維持向上を図るため、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物や、地域特産品野菜等の転作に対し助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会の構成員として実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

県は、国へ、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図るよう国に働きかけること。(五島市)

(説明)

提言する (五島市ほか全市)

- ・ 経営所得安定対策では、対象となる作物を生産する場合に面積に応じた交付金を交付している。対象作物については拡大改善がなされているが、地域の実情を踏まえ、更なる拡充を要望する。
- ・ 本交付金は、農家にとって制度や事務手続きが煩雑であり、申請にあたっては市町が事務補助を行わざるを得ず、事務の負担の一因となっていることから、負担軽減を国に対し働きかけを求めるもの。(五島市)。

(2) 農業農村整備事業の安定的な予算の確保について

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図るよう国に働きかけること。(五島市)

(説明)

提言する (五島市ほか全市)

- ・ 補助事業を活用した県営事業（県が事業主体）、団体営事業（市または土地改良区が事業主体）により農地の基盤整備や老朽化した土地改良施設の更新を行うことで、担い手農

家への農地の集積、営農の省力化、高収益作物の導入等により農業経営の安定化が図られるため、今後も引き続き安定的な予算の確保を要望するよう国への働きかけを求めるもの。(五島市)

(3) 有害鳥獣被害対策について

イノシシ被害については、農作物だけでなく生活環境へも及ぶなど、依然として深刻である。

イノシシ等有害鳥獣捕獲対策については、これまで県内市町で広域横断的な「捕獲報奨金制度」を設けてきたことで、捕獲対策の強化につながってきた。しかしながら、令和元年度より、特別交付税が市町の有害鳥獣対策に交付されていることを理由として、「捕獲報奨金制度」が廃止された。有害鳥獣対策経費が、特別交付税として考慮されていることは事実であるが、市町への交付総額は変わらないことから、厳しい財政状況にある市町にとって財政的影響は避けられない。

有害鳥獣の捕獲頭数が減少していない中で、今後も市町が連携して捕獲対策を実施していくためにも、捕獲報奨金制度の廃止による市町負担増加額と同額程度の財源を活用した支援を継続的に講じていくこと。

さらに、アナグマ、カラス等による農作物被害額は依然多いことから、国の鳥獣被害防止総合対策交付金における、それら獣種の上限単価の見直しや捕獲経費及び処分経費等の補助についても充実するよう働きかけること。

また、イノシシの捕獲頭数の増加により、単独自治体での取り組みでは効率も悪く限界があるため、処理施設及び加工施設建設の検討など、広域的かつ総合的な被害防止体制の充実強化を図ること。(五島市)

(資料 9-1 参照)

(説明)

提言する(五島市、長崎市、島原市、諫早市、松浦市、対馬市、壱岐市、西海市、南島原市)

- ・捕獲頭数の拡大に取り組みたいものの、捕獲報奨金制度廃止により市の財政負担が大きくなることから困難な状況である。
- ・イノシシ・シカ以外の有害鳥獣については、報奨金等の支援がないため、事業拡大をすることが出来ない。
- ・広域的な取り組みとして、処理施設及び加工施設建設など具体的な施設整備が行なわれていないため、捕獲したあとは埋設処分しか方法が無く、病気や虫の発生の可能性もある等、残渣処分に苦慮していることから国への財政支援の働きかけと県への体制強化を求めるもの。(五島市)

(4) 農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について [見直し]

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、

既存事業で導入した施設・農業用暖房器等の付帯設備・農業用機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後10年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。(五島市)

(説明)

提言する(五島市、長崎市、島原市、諫早市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、南島原市)

- ・既存事業で購入した施設・機械等の更新については、国庫・県単事業双方において補助の対象とはなっていないため、引き続き要望するもの。(五島市)

(5) 環境保全型農業直接支払交付金の予算の確保について

地球温暖化防止など自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援するための環境保全型農業直接支払交付金については、取組主体や取組面積が拡大する中、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図るよう国に働きかけること。(五島市)

(説明)

提言する(五島市ほか全市)

- ・環境保全型農業直接支払交付金は、堆肥の施用や有機農業の取り組みなど環境負荷を低減する取組に対し、その圃場面積に交付単価を掛けた額の交付金を交付するものである。しかし、国の予算不足から、算定額から減額されての支給となっていることから、算定額満額が交付されるよう、国への予算確保の働きかけを要望するもの。(五島市)

2. 水産業の振興対策について [更新] (松浦市ほか全市)

(1) 養殖魚の国内外での消費拡大と養殖共済の充実・加入促進について

~~新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行後、消費活動の活発化、国内経済の回復により、水産物の国内需要が回復してきているようであるが、昨今の燃油・配合飼料等の価格高騰により、養殖業者にとって厳しい状況が続いている。~~

~~また、赤潮の発生により甚大な被害が発生しているが、共済単価と実勢価格との乖離が大きく、共済金のみでは生産の再開が著しく困難な状況にある。~~

~~一方、世界の人口増加に伴い、海外における国産水産物へのニーズは高まっている。~~

~~こうした状況を踏まえ、養殖魚の国内外での消費拡大に向け、ブランド化や産地PRなど、販売活動への支援を行うこと。併せてそれを支える養殖業者の経営安定を図るため、安心して経営を継続できるように、養殖共済の国の掛金補助の補助限度率の引き上げや共済単価の実態に即した金額への見直しなど、共済制度の充実を国に働きかけ、養殖共済への加入を促進すること。~~

~~令和5年7月末から8月にかけて、長崎市や雲仙市の沿岸の橘湾で大規模な赤潮が発生し、トラフグやマダイなど養殖魚が大量にへい死した。赤潮による被害額はおよそ11億円に上り県内の赤潮被害としては過去最大を記録した。~~

~~また、赤潮による被害は橘湾だけに限らず、県北部の伊万里湾や佐世保市の沿岸等においても発生しており、県内の各地において甚大な被害をもたらしている。~~

~~被害を受けた養殖業者の早期経営再建のためには中間魚を購入するなど再建に係るまとまった資金が必要であり、養殖業者が安心して養殖業を営むためには充実した共済制度が必要である。~~

~~近年、県内の沿岸等で大規模な赤潮が発生しており、トラフグやマダイなど養殖魚が大量にへい死し、多額の被害が発生している。~~

~~しかしながらそのような中、共済掛金が高額であり、物価高騰の影響など漁業経営を取り巻く環境は厳しくが苦しい経営体においては、漁業共済への加入することが困難な状況にあり、加入率を下げている要因となっているうえに。また、養殖共済については、加入していたとしても、共済単価と実勢価格との間に乖離があり、養殖漁業者が安心して経営を再建できるとは言い難い状況にある。ひとたび赤潮による大規模な被害が発生すれば、そのため、フグ類やクロマグロなど全国有数の生産量を誇る本県の養殖産地の存続に関わる問題となりかねない。~~

~~こうした状況を踏まえ、養殖業者の経営安定を図るため、安心して経営を継続できるように、養殖共済の国の掛金補助の補助限度率の引き上げや共済単価の実態に即した金額への見直しなど、共済制度の充実を国に働きかけ、養殖共済への加入を促進すること。(松浦市)~~

(説明)

提言する(松浦市ほか全市)

- ・養殖共済の共済単価と実勢価格との間の乖離が大きく、補助限度額が60～75%となっており養殖業者の早期経営再建に支障をきたす恐れがあることから、引き続き要望するもの。(松浦市)

~~-(2) 放置船等に関する対策について~~〔廃案〕(松浦市ほか全市)

~~船舶等が放置されることによる漁業活動や環境、景観等への影響が懸念される中、各市において監視や指導に永年取り組んできたが、多大な行政コストが課題となっており、現行制度では放置船削減の実行性が不十分である。~~

~~このため、次のような対策及び制度の充実を図ること。~~

~~① 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化~~

~~② 登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認~~

~~（資料 0-2 参照）~~

（説明）

提言しない（松浦市ほか全市）

- ・要望事項に対する一定の回答を得られているため提言を取り下げるもの。（松浦市）

（3-2）漁業就業者対策の充実について

- ① ~~漁業就業者の減少と高齢化の進行により安定的な水産物供給と漁村の活力維持に懸念が持たれていることから、新規漁業就業者の受入体制整備、円滑な着業促進及び着業後のフォローアップ等の漁業就業者対策の充実を図ること。（松浦市）~~

（説明）

提言しない（松浦市ほか全市）

- ・要望事項に対する一定の回答を得られているため提言を取り下げるもの。（松浦市）

- ② ~~漁業と漁村を支える人づくり事業の新規漁業就業者研修期間終了後は、漁船や漁具の取得など過大な出費があり、自らの漁業収入では生計が成り立たず、漁業を断念する就業者も少なくない状況である。農業においては営農開始後の支援制度があることから、漁業においても新規漁業就業者に対して経営確立を支援する制度を創設するよう国に働きかけること。~~

漁業者の高齢化、後継者不足などにより漁業就業者数は減少の一途をたどっており、~~漁業の担い手確保は喫緊の課題である。~~またさらに、漁場環境の変化や資源の減少に加え、漁業資材の高騰などにより、漁業経験の浅い新規就業者を取り巻く環境は厳しい状況にある。

漁業においては、経営体育成総合支援事業などの長期研修終了後、独立して新規に漁業経営を始める者には漁船取得など相当な資金が必要であり、漁業開始から自らの漁業収入だけでは生計がままならない状況である。

~~農業においては、おける営農開始後の支援制度があることから、~~と同様に、漁業においても新規漁業就業者に対して経営確立を支援する制度を創設するよう国に働きかけること。

また、県事業である漁業就業実践研修事業において、~~多くの業種において人手不足が懸念されている昨今の社会情勢下で、~~個人経営体に対して所得要件を設けることは、他の職種への流出等も懸念されるため、漁業継承コースの対象漁家の「直近3カ年平均の漁業所得が500万円未満」の要件を廃止すること。（松浦市）

(説明)

提言する（松浦市ほか全市）

- ・新規漁業就業者の実践研修後、漁船取得など過大な出費があり、生計が成り立つまで漁業への定着に不安要素がある。経営が安定するまで支援が必要であることから引き続き要望するもの。（松浦市）

資料9-1

令和4年度野生鳥獣による農作物の被害状況

主要鳥獣の年別農作物被害状況（平成5～令和4年度）

【県内の被害状況】

鳥獣種類別	被害面積 (ha)				被害量 (t)				被害金額 (千円)			
	R3	R4	R4-R3 増減	(前年度比)	R3	R4	R4-R3 増減	(前年度比)	R3	R4	R4-R3 増減	(前年度比)
イノシシ	108	68	▲ 41	62%	883	604	▲ 279	68%	141,437	99,800	▲ 41,637	71%
カラス	7	4	▲ 2	64%	77	67	▲ 11	86%	16,985	15,827	▲ 1,158	93%
ヒヨドリ	1	2	1	250%	7	20	13	303%	1,331	4,544	3,213	341%
シカ	4	3	▲ 1	74%	79	19	▲ 60	24%	3,933	3,013	▲ 920	77%
アナグマ	1	2	1	160%	17	23	6	133%	4,177	10,649	6,472	255%
タヌキ	0	1	1	857%	1	16	15	1333%	263	5,492	5,229	2088%
アライグマ	1	2	1	229%	9	25	16	265%	2,105	7,243	5,138	344%
スズメ	0	0	0	235%	1	2	1	238%	197	499	302	253%
カモ	44	38	▲ 7	85%	329	188	▲ 141	57%	36,512	24,668	▲ 11,844	68%
その他の鳥獣類	1	1	▲ 0	89%	6	2	▲ 4	32%	4,065	1,080	▲ 2,985	27%
合 計	166	118	▲ 48	71%	1409	966	▲ 444	69%	211,005	172,815	▲ 38,190	82%

※ データの標記について、表示単位未満で四捨五入しています。
「0」は四捨五入して1に達しないものを示しています。

（被害金額、単位：千円）

年 度	イノシシ	シカ	カラス	その他	合 計
H 5	56,160	84,030	201,000	146,810	488,000
H 6	55,850	104,630	333,500	140,120	634,100
H 7	103,650	131,700	258,020	128,350	621,720
H 8	143,890	178,310	196,990	231,610	750,800
H 9	149,000	155,870	225,590	123,470	653,930
H10	136,640	150,230	207,230	256,350	750,450
H11	158,330	143,510	189,110	63,910	554,860
H12	203,070	169,070	186,790	77,680	636,610
H13	225,120	104,460	228,750	73,100	631,430
H15	250,030	75,980	272,890	54,720	653,620
H16	457,220	25,100	234,080	105,790	822,190
H17	307,590	22,790	162,200	44,790	537,370
H18	380,358	27,330	132,205	23,738	563,631
H19	209,897	15,513	69,293	19,230	313,933
H20	266,213	4,491	93,380	35,685	399,769
H21	191,603	12,514	49,449	36,978	290,544
H22	405,539	11,724	47,537	61,448	526,248
H23	398,271	8,829	60,898	31,174	499,172
H24	327,644	12,851	26,377	33,618	400,490
H25	239,298	4,695	21,938	21,309	287,240
H26	193,029	17,591	19,110	31,807	261,537
H27	191,418	6,632	9,002	22,652	229,704
H28	230,477	6,523	10,883	53,057	300,940
H29	143,662	9,906	15,420	47,384	216,372
H30	141,744	7,837	8,430	50,403	208,414
R1	81,573	4,855	14,689	40,721	141,838
R2	190,834	6,841	16,578	81,155	295,408
R3	141,437	3,933	16,985	48,650	211,005
R4	99,800	3,013	15,827	54,175	172,815
備 考	県内全域で被害が発生。	五島市、対馬市、長崎市、佐世保市、新上五島町で被害が発生	県内全域で被害が発生。		

第10号議案

地域経済の活性化に関する提言

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

1. 地域経済牽引事業への支援措置について〔継続1回〕

民間設備投資の推進等のために地方税を減免した自治体への支援として、普通交付税の減収補てん措置の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加するよう国に働きかけること。

（資料10-1 参照）

2. 工業団地の整備について〔継続4回〕

市町営工業団地整備支援制度を堅持すること。

また、その条件の緩和及び補助率や補助対象の拡充など、更なる財政支援を行うこと。

3. V・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカへの支援について〔更新〕（長崎市ほか全市）

長崎に全県をホームを置くタウンとするV・ファーレン長崎及び長崎ヴェルカ（以下「両クラブ」という。）について、県民を挙げての応援環境づくりを推進するとともに、地域の活性化につなげていくため、次の項目について要請する。

- （1）長崎県及び県内全市町で構成する「プロスポーツクラブ長崎自治体連携会議」にて、長崎県が中心的な役割を担い、県内各自治体の連携を推進し、~~V・ファーレン長崎両クラブ~~を県内自治体全体で応援する取り組みを図ること。
- （2）~~V・ファーレン長崎両クラブ~~と自治体が連携し、~~V・ファーレン長崎両クラブ~~の地域貢献活動等を広く県内に展開するため、長崎県が県内自治体の窓口として~~V・ファーレン長崎両クラブ~~との連携を図ること。
- （3）県民応援DAYを県内自治体の観光・物産のPRの機会として引き続き実施するとともに、ホームゲームを県内自治体の観光・物産のPRの機会ととらえ、アウェイサポーター及びアウェイブースターを観光客として呼び込むため、長崎空港内のブースや主要駅前で県内自治体の観光・物産のPRを行うなどの新たな取り組みを図ること。

- (4) ホームゲームの応援に行きやすくなるよう、離島など交通費及び宿泊費等の負担が大きい地域への支援を行うこと。

—(資料10-2参照)—

(説明)

提言する(長崎市ほか全市)

・長崎県及び県内全21市町で構成する「プロスポーツクラブ長崎自治体連携会議」においては、「V・ファーレン長崎」だけでなく「長崎ヴェルカ」を含めた両クラブの集客支援や自治体と両クラブの連携等について定期的に協議しており、両クラブの応援機運が高まっているところである。

令和6年10月に長崎スタジアムシティが開業することに伴い、両クラブの応援機運を更に高めるため、本提言において、「V・ファーレン長崎」と「長崎ヴェルカ」への支援について、提言するもの。(長崎市)

4. 県と市町の連携による広域観光の活性化について〔継続2回〕

国内観光については国や各自治体の旅行支援の効果もあり、各地の観光需要はコロナ禍前の状況に回復しつつある。

また、入国規制緩和や客船の受け入れ再開等に伴い訪日外国人数も堅調な回復が見られている。

この機を逸することなく、長崎県内への誘客や消費拡大をさらに促すために、長崎県を中心としたこれまで以上の広域観光の活性化に向けた取組みについて、次のとおり要請する。

- (1) 広域観光の取組みについて、企画段階からの意見交換や方向性の確認など、これまで以上に県と市町の連携強化を図ること。
- (2) 国内観光において、長崎県内のみならず北部九州各県との連携した相互送客や広域周遊観光の促進に取り組むこと。
- (3) 国内で開催される大規模イベント等を契機とした訪日外国人観光客の長崎県内への誘致促進に取り組むこと。
- (4) 離島・半島地域に対する食のブランド化の推進や旅行支援の造成など、地域の魅力の掘り起こしや来訪を促す施策の拡充を図ること。

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律
(通称：地域未来投資促進法)」(平成29年7月31日施行)

<主な支援措置>

①税制による支援措置

○地方税の減免に伴う補てん措置

・固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん

(対象資産：土地、建物、構築物)

○課税の特例

- ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置

⇒機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除

(上乗せ要件を満たす場合50%特別償却、5%税額控除)

⇒建物等：20%特別償却、2%税額控除

②予算による支援措置

○地域中核企業・中小企業等連携支援事業

- ・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援

○地方創生推進交付金の活用

- ・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画については、内閣府と連携し、重点的に支援

③金融による支援

○資金供給の円滑化

- ・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長期(20年、7年以内)かつ固定金利での融資
- ・地域経済活性化支援機構、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設
- ・信用保証協会による債務保証

④情報に関する支援措置

○候補企業の発掘等のための情報提供

- ・地域経済分析システム(RESAS)等を活用

⑤規制の特例措置等

○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

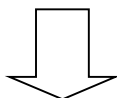
- ・工場立地法の環境施設面積率、緑地面積率の緩和
- ・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

◆固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん措置の対象資産

対象資産：土地、建物、構築物



機械及び装置が補てん対象となっていない

第 1 1 号議案

学校教育の充実に関する提言

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

1. 全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置の拡大について〔更新〕（大村市ほか全市）

きめ細かな指導の充実や豊かな個性と創造性に富んだ人材を育成するため、次の事項について適切な措置を講じること。

- （1）少人数学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正により、小学校においては令和 7 年度までに段階的に 35 人に引き下げられるが、小学 1、2 年生を 30 人学級とするとともに、中学校においても 35 人学級とすること。
- （2）現状として、少人数指導のための加配教員が少人数学級編制のための教員（担任）として配置され、本来の目的が果たされていないことから、少人数指導のための教職員の加配措置を拡大すること。
- （3）複式学級の解消、あるいは編制基準の引き下げを実施するための教職員を増員すること。（大村市）

（説明）

提言する（大村市ほか全市）

- ・少人数学級編制に関して、政府は令和 3 年度からの 5 年間で小学校の全学年を 35 人学級にすることとしているが、現在までに正式な通知がないこと、本提言のうち小学 1、2 年生を 30 人学級とすること及び中学 2、3 年生を 35 人学級とすることについては今回の政府決定において網羅されていないことから、引続き提言するもの。
- また、少人数指導のための教職員の加配措置の拡大や複式学級の編制基準の引き下げについても、依然として状況が変わらないことから、引続き提言するもの。（大村市）

2. 少人数学級編制に伴う財政支援措置について〔更新〕（大村市ほか全市）

社会状況等の変化により、学校は児童生徒に対するきめ細やかな対応が必要となっている。日本語指導などを必要とする子どもや障がいのある子どもへの対応、いじめや不登校に関する生徒指導等、学校現場での課題は多岐にわたる。

については、このような重要な課題の解決に向けた少人数学級編制実施のための学校施設等の整備について県独自の財政支援措置を講じること。(大村市)

(説明)

提言する(大村市ほか全市)

- ・少人数学級編制実施のための学校施設等の整備に関する県独自の財政支援措置について、依然として状況が変わらないことから、引続き提言するもの。(大村市)

3. 派遣指導主事の配置に伴う財政支援措置について〔更新〕(大村市ほか全市)

指導主事は、学習指導要領に基づく教育課程の適切な編成・実施及び学力向上、いじめや不登校に関する生徒指導等への対応など、学校教育に対する多様な要求に応える指導体制を充実するために、極めて重要な役割を担っている。

各市においては、合併による学校数の増加や教育事務所の廃止に伴う指導業務及び事務量の増大に対応し指導主事を増員しているが、各市の財政負担が大きくなっている。については、県教育委員会から派遣指導主事を各市へ配置するなど財政的な支援措置を講じること。(大村市)

(資料 11-1 参照)

(説明)

提言する(大村市ほか全市)

- ・県教育委員会から各市への指導主事の派遣等による人的支援について、依然として状況が変わらないことから、引続き提言するもの。(大村市)

4. 養護教諭の配置について〔更新〕(大村市ほか全市)

分校及び3学級未満の本校においては、養護教諭が定数化されておらず、養護教諭が加配されていない場合は、専門以外の担任等が保健業務を担う状況となるため養護教諭の配置を定数化することを国に強く要望すること。

なお、それまでの間は未配置の本校及び島部にある分校については優先的に配置を行うこと。(大村市)

(説明)

提言する(大村市ほか全市)

- ・分校及び3学級未満の本校における養護教諭の配置の定数化について、依然として状況が変わらないことから、引続き提言するもの。(大村市)

5. 学校事務職員の配置について〔更新〕(大村市ほか全市)

学校事務職員は、予算等の会計管理や教職員の福利厚生に関する事務等を含めた学校内の総務・財務等に関する重要な役割を担っている。

そのような中、分校及び4学級未満（中学校においては3学級未満）の本校においては、事務職員が配置されておらず、教頭が本来の職務に加えて教科も持ちながら学校事務を行っている状況にあるため、事務職員の配置を行うこと。（大村市）

（説明）

提言する（大村市ほか全市）

- ・分校及び4学級未満（中学校においては3学級未満）の本校における事務職員の配置について、依然として状況が変わらないことから、引続き提言するもの。（大村市）

6. 小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）」等配置に係る財政支援措置について〔更新〕（大村市ほか全市）

教育相談員に関しては、現在、県においては、対策が図られているものの、高度な資格が必要とされ、かつ、少ない人員配置のなかでの活動のため、ふれあう時間・回数も限られ、相談を必要とする児童・生徒の多くが心を開いて相談できるまでの信頼関係を構築することは困難な状況であり、各市においては、高度な資格を要しない相談窓口として「心のケア教育相談員」等を単独事業として配置している。

SC、SSWに関しては、現在、県の派遣事業を活用し、不登校対策等において大きな成果をあげている。市町によってはこのような資格を有する人材の確保が難しい状況にあり、県のSC、SSWの派遣事業を拡張し、配置を増員すること。

また、県において策定された、いじめ防止基本方針では、いじめの防止の対策に専門的知識を有する者の確保のため、必要な措置を講ずることが盛り込まれた。

県においては、こうした現状に応じた財政支援措置を講じること。（大村市）

（資料 11-2 参照）

（説明）

提言する（大村市ほか全市）

- ・小中学校における教育相談員、SC、SSW等の配置に係る県独自の財政支援措置等について、依然として状況が変わらないことから、引続き提言するもの。（大村市）

7. 学校栄養職員・栄養教諭の配置について〔更新〕（大村市ほか全市）

栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は給食管理を主眼としているが、食育指導や食物アレルギーへの対応を推進するため、配置の基となっている業務の考え方を見直す必要があることから、県においては、食育指導等の推進のための配置拡充について、国に強く要望すること。また、加配等による増員について県独自の対策を継続し、更に拡充すること。（大村市）

(説明)

提言する (大村市ほか全市)

- ・食育指導等の推進のための学校栄養教員・栄養教諭の配置等について、依然として状況が変わらないことから、引続き提言するもの。(大村市)

8. 学校図書館充実のための司書教諭の配置について [更新] (大村市ほか全市)

図書館教育をはじめとする読書に関わる教育の充実のために、主に学校図書館の経営及び指導面を担当し、学校図書館の機能を活用する学習指導、読書指導、情報活用能力の育成指導等を支援する司書教諭の配置は不可欠である。

については、学校図書館法 (昭和28年法律第185号) 附則第2項及び学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令 (平成9年政令第189号) の規定により、12学級以上の全ての学校に司書教諭の資格を持つ教諭を配置されたところだが、12学級未満のすべての小・中学校においても司書教諭の配置を行うこと。(大村市)

(資料 11-3 参照)

(説明)

提言する (大村市ほか全市)

- ・12学級未満のすべての小・中学校における司書教諭の配置について、依然として状況が変わらないことから、引続き提言するもの。(大村市)

9. ~~ICT教育環境整備に係る教職員に対する研修の充実とICT支援員配置のための財政支援について~~ [更新] (平戸市、島原市、諫早市、大村市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市)

各自治体において学校のICT教育環境整備を推進しているところであるが、は整いつつあるものの、さらにICT機器を効果的に活用するためには、機器の導入のみならず教職員のスキルアップが必要不可欠である。は研修等を通じそのスキル向上に努めている。しかしながら、教職員の負担が減ることはなく、ICT機器を用いる学習準備 (学習系) や校務処理のためのICT機器利用 (校務系) に追われることも多い。

そこで、県においては、引き続き教職員のICT支援教育に関する研修をより一層充実させるとともに、~~ICT教育支援を全県的に取り組むため、熱意のあるICT支援員の育成などにより、学校における充実させるとともに、「ICT支援員」の配置の拡充に努め、ICT教育環境の充実を図ること。~~ (平戸市)

(資料 11-4 参照)

(説明)

提言する (平戸市ほか全市)

- ・教職員の研修の機会は、昨年度までに充実し、教職員のスキルアップもある程度見込まれたものと判断しており、ICT支援員配置については残る課題も多く、いち早くその増員を図り充実したICT教育環境に努めるため引き続き提言するものである。それに併せて提言事項名も変更するもの。(平戸市)

10. 長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について [更新] (大村市ほか全市)

- (1) 長崎県中学校体育連盟への県の補助金については平成20年度に減額された後、従前の水準まで回復していない状況である。長崎県中学校体育連盟の財政運営の厳しさを鑑み、平成22年度の郡市分担金については増額したところであり、更に平成28年度からは、県大会参加費も求められることとなった。中学生の健全な育成のためには、県と市が連携して推進すべきものであることから、県においては、長崎県中学校体育連盟への補助金を増額すること。

(資料 11-5 参照)

- (2) 長崎県中学校文化連盟が更に充実・発展するためには十分な助成が必要である。長崎県中学校総合文化祭の充実及び活性化を図るため、全国中学校総合文化祭の成果等を踏まえ、更なる発展に努めるとともに、県代表として九州大会・全国大会に出場する際の実費補助のため、県においては引き続き十分な財政的支援を行うこと。

(大村市)

(資料 11-6 参照)

(説明)

提言する (大村市ほか全市)

- ・長崎県中学校体育連盟及び文化連盟への県からの財政支援について、依然として状況が変わらないことから、引続き提言するもの。(大村市)

11. 特別支援学級編制基準の弾力化について [継続 6 回]

特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加しており、また、障害の多様化も進んでいることから、状態が異なる複数の児童生徒への対応を教員1人で行うことは困難な状況にある。

については、児童生徒個々の状態に応じたきめ細かな指導・対応を行うため、現在8人で1学級となっている特別支援学級の編制基準を、6人以下の少人数学級編制で、実態に応じた弾力的な学級編制ができるよう見直しを行うこと。

12. 統合型校務支援システムの導入について [継続 6 回]

教職員の業務改善のため、県内の公立小中学校において統合型校務支援システムの共同利用の促進が図られるよう、システム導入の効果について各市町に対して積極的な情報提供を行うこと。

また、導入及び運用に係る経費に対して引き続き財政支援措置を講じるよう国に働きかけること。

1 3. 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について〔継続 3 回〕

近年の小中学校管理職員の選考試験における教頭志願者の倍率は低下傾向にあることや、県における教職員の女性管理職の割合は全国と比較し低い状況であるなど、今後の管理職希望者不足が懸念される。その原因の一つが教頭の長時間労働だとされているため、教頭が本来の職務に注力できるよう教頭業務を見直し改善を図ること。特に、中学校教頭における時間外勤務が多いことから、この改善を図るため、中学校教頭を義務標準法による教科定数外として配置することや教頭業務を補佐する職員を配置すること。

また、これが難しい場合には、中学校教頭と同教科教員の加配配置や教頭の授業時数が多い場合に非常勤講師を配置するとともに、大規模校には副校長、主幹教諭を配置するなど、教頭が働きやすい環境を整えるための措置を講じること。

1 4. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について〔継続 5 回〕

各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、計画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このことから、児童生徒の安全で安心な教育環境を着実に整備できるよう財源の確保及び補助単価の増額、補助率の嵩上げを図るよう、次の事項の実現について国に強く働きかけること。

- (1) 校舎等の外壁改修、屋上防水改修については、改修周期から同時期に実施するが、長寿命化改良事業については、補助対象となっているものの、防災機能強化事業については、外壁改修のみ補助対象となっていることから、屋上防水改修についても補助対象とすること。

また、学校施設を支える法面については、学校建設当初から手を加えていない箇所がほとんどであり、近年の大雨被害の激甚化を鑑みると、崩落などにより施設そのものや近隣住宅などへ被害を与える恐れがあるものもあるため、法面の整備につ

いても、防災機能強化事業として補助対象とすること。

(2) 学校施設の新增改築について、補助単価の嵩上げ措置がなされたものの、労務単価や資材単価の上昇傾向は続いており、いまだ実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

(3) 特別支援の対象となる子どもたちの入学に併せて設置するエレベーターなどの障害児等対策については、入学予定の子どもたちの状況を事前に把握し、設置に合わせて国庫補助の申請を行っている。しかし、入学予定の子どもが事故等により急に肢体不自由になったり、また、市外からの転校などにより、急きょエレベーターを設置する必要性が生じた場合、国庫補助の内示後に事業に着手すると、迅速な対応ができなくなるため、緊急的な事業の実施が必要な場合は、個別に補助手続きを可能にする枠組みを設けるなど、柔軟な対応を行うこと。

また、エレベーターの増設工事について、実工事費との乖離が大きいため、さらなる補助単価の増額を行うこと。

(4) 屋内運動場への空調設備の整備については、断熱性確保工事と併せて補助対象とされているが、既存の屋内運動場の多くは断熱性確保工事が必要となり、現行の大規模改造空調整備事業における補助対象工事費上限額を超えることが見込まれる。補助単価の嵩上げは行われているものの実工事費との乖離が大きいため、補助対象工事費上限額の引上げ及び補助単価の増額を行うこと。

また、空間上部など必要のない部分を除き、断熱性確保工事を行わずとも必要な活動範囲のみに効果を行き届かせることができるスポット的な空調設備の整備についても補助対象とするなど、補助要件の緩和を行うこと。

15. 学校給食費の無償化について〔継続2回〕

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであり、全ての子どもたちに対して国の責任において実施すべきであると考えことから、保護者が負担する学校給食費を無償とし、国の負担とするよう、引き続き国に働きかけるとともに、国が措置するまでの間、県内自治体の格差是正を図るためにも、県独自の支援制度を設けること。(長崎市)

(説明)

賛同する(島原市、諫早市、対馬市、西海市、南島原市)

- ・学校給食法第2条に規定する「適切な栄養の摂取による健康の保持促進」や「我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解」などの目的を達成することは、我が国の子どもたちの健やかな発達を保障することであり、すなわち国の責務であると考え。

しかしながら、学校給食費は、学校給食法に基づく保護者負担として各自治体において額を定め、食材費等に充てられており、その額は自治体により差異がある。

- 一部の自治体においては、保護者の負担軽減の観点から学校給食費を公費負担に切り替えるところもある。本来、子どもは地域によらず等しく平等であるべきであり、自治体間で差異があることは望ましくないことから、国による学校給食費の無償化について国への働きかけを要望するとともに、県においても、国が措置するまでの間、県内自治体の格差是正を図るためにも、県独自の支援制度を設けるよう要望するもの。(長崎市)

派遣指導主事の配置について

各市の指導主事配置状況

令和6年5月1日現在

市名	学校数(校)		児童生徒数(人)	児童生徒数(人) 計	指導主事数(人)
長崎市	小学校	68	17,762	26,103	36
	中学校	37	8,341		
佐世保市	小学校	44	12,058	18,184	34
	中学校	24	6,084		
	義務教育学校	2	42		
島原市	小学校	9	2,219	3,338	6
	中学校	5	1,119		
諫早市	小学校	28	7,383	10,860	12
	中学校	14	3,477		
大村市	小学校	15	6,416	9,457	11
	中学校	6	3,041		
平戸市	小学校	15	1,315	2,017	6
	中学校	8	702		
松浦市	小学校	9	1,016	1,578	5
	中学校	7	562		
対馬市	小学校	15	1,203	1,840	7
	中学校	11	637		
壱岐市	小学校	18	1,298	1,995	6
	中学校	4	697		
五島市	小学校	11	1,330	2,107	8
	中学校	9	777		
西海市	小学校	9	1,136	1,729	6
	中学校	5	593		
雲仙市	小学校	17	1,999	2,979	7
	中学校	7	980		
南島原市	小学校	15	1,807	2,767	7
	中学校	8	960		
計	小学校	279	57,846	86,067	148
	中学校	148	28,174		
	義務教育学校	2	47		

小中学校における「教育相談員等」配置に係る財政支援措置について

※人数欄の()内の数字は県派遣の数字

令和6年5月1日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備 考
長崎市	カウンセラー派遣	会計年度任用職員	0 60回程度	希望校に対し事案に応じた人材を市教委が人選。3時間/回程度。(問題行動等の対応のための児童生徒、保護者、学校への相談業務、いじめ調査)	H16	県配置SC配置校以外の学校を中心に派遣。いじめ調査のため派遣など
	学校相談員	非常勤職員	20	1日4時間、週2～3日勤務、中学校20校に配置。(問題行動等の未然防止を目的とした相談業務)	H16 (H10～15 国の事業として配置)	H21～H30 中22校 R01 中21校 R02～04 中20校
	学校サポーター	非常勤職員	小61校161人 中18校27人	・小中ともに1日2時間、週2日程度、年間70日 ・小学校においては全小学校に配置予定(児童の学習支援や教育活動支援、相談活動等) ・中学校においては10学級以上ある16校を対象に配置予定(配布文書の印刷・仕分け、採点業務の補助など)	小H16 中R02	H21 小38校 H29 小58校 H22 小38校 H30 小61校 H23 小38校 R01 小64校 H24 小48校 R02 小50校、中4校 H25 小63校 R03 小61校、中18校 H26 小62校 R04 小64校、中18校 H27 小60校 R05 小61校、中22校 H28 小58校 R06 小61校、中18校
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	12(0)	週30時間6人、週20.25時間6人 計12人配置。 (問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築)	H23	令和6年度から長崎市雇用が12人体制となる。
	教育相談員	会計年度任用職員	3(0)	1日6時間、週5日勤務。教育研究所に3人配置。(不登校児童生徒及び保護者の来所・電話による教育相談を行う。)	H9	令和元年度から3人体制となる。
	学びの支援センター(旧適応指導教室)	会計年度任用職員	2(0)	1日6時間、週5日勤務。教育研究所に2人配置。(学びの支援センターにおいて小集団による相談指導を行い、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行う。)	H27	令和5年度から2人体制となる。
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(29)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H7	H29 小26校 中34校 H30 小28校 中34校 R01 小31校 中34校 R02 小35校 中34校 R03～04 小44校 中34校 R05 小68校 中37校 R06 小67校 中37校
佐世保市	心の教室相談員	非常勤職員	12	1日半日程度、年間100日	H10	教育委員会からの委嘱
	スクールソーシャルワーカー	パートタイム 会計年度任用職員	7	年間840時間以内勤務、青少年教育センターに配置。 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内における組織体制の構築、支援	H22	H22 1名 R2 6名 H23～H27 2名 R3～R5 7名 H28～H29 3名 H30～R1 4名
	教育相談員	非常勤職員	214回	県配置SCがカバーできない学校を中心に派遣。2時間/回程度。教育相談、カウンセリング、講演会、ワークショップ、事例研究会など	H13	
	青少年教育センター教育相談員	フルタイム 会計年度任用職員	4	1日7時間45分勤務。青少年教育センターにおける教育相談を担当。学校適応指導教室通級生に対する個別支援も行う。	H4	
	学校適応指導教室担当	フルタイム 会計年度任用職員	1	1日7時間45分勤務。学校適応指導教室通級生における担任業務を行う。	H13	
	学校適応指導教室指導員	パートタイム 会計年度任用職員	2	月14日以内、1日5時間勤務。学校適応指導教室における学習支援や体験活動の指導を行う。	H27	
	サテライト学校適応指導教室担当	パートタイム 会計年度任用職員	1	年間174日以内、1日6時間勤務。市内遠方に住む児童生徒や保護者のニーズに応えるサテライト(出張型)学校適応指導教室における学習支援や体験活動の指導を行う。	R3	
	メンタルフレンド	ボランティア	17	引きこもりの児童生徒の家庭へ大学生等を派遣し、会話などを通して関係を築いていき、学校復帰や社会的自立につなげる。1回2時間の派遣。	H13	
	スクールカウンセラー	県配置会計年度任用職員	0(20)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H9	
島原市	校内教育支援センター支援員	非常勤職員	20	一人年間875時間	R6	教育委員会からの委嘱
	心の教室相談員	会計年度任用職員	5	全中学校に配置。第一、第二、有明中:1日5時間の週4日。第三、三会中:1日4時間の週3日	H11	
	スクールカウンセラー	県配置職員	0(3)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校を拠点校、小学校をエリア校として、全小中学校に配置。	H24	
	スクールソーシャルワーカー	県配置職員	0(1)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。学校教育課に配置。 1日6時間の35週	H27	
島原市	適応指導教室相談員	会計年度任用職員	2	不登校対策として児童生徒の学校復帰を援助する。1日6時間の週5日を基本。	H8	

※人数欄の()内の数字は県派遣の数字

令和6年5月1日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備 考
諫早市	心の相談員	パートタイム 会計年度任用職員	20	週3日程度、概ね年間120日 全小学校(28)に兼務で配置	H14	児童生徒や保護者が悩みなどを気軽に相談できるための配置
				週3日程度、概ね年間120日 全中学校(14)に兼務で配置	H10	
	少年相談員	パートタイム 会計年度任用職員	5	1日7.5時間、週4日勤務 諫早少年センターに配置し、相談業務等に応じている。	H6	嘱託員3名は主に、不登校児童生徒の学習や体験活動に指導にあたっている。他2名は主に、来所及び電話相談等の相談活動を行っている。また、地域巡回を行っている。
	スクールカウンセラー	県非常勤職員	0(11)	全中学校14校に11名を配置(中学校区の小学校にもエリア校として兼務し、教育相談、カウンセリング等を行う。)	H14	県配置(小学校は19年度、中学校は14年度から)
	スクールソーシャルワーカー	県非常勤職員	0(1)	1日6時間、週3日勤務 諫早市少年センターに配置し、教育相談、関係機関との連絡調整等を行う。	H23	県配置
大村市	心の教室相談員	会計年度任用職員	18	1日5時間、年間約200日勤務。(悩みを持つ児童生徒の、相談相手や話し相手となる)	H21	H21～H23はふるさと雇用再生事業の補助事業として21名雇用
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員 及び 県配置職員	2(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築等。 学校教育課へ配置。	H15	
	教育相談員	会計年度任用職員	1	1日7.5時間、年間約200日勤務。(市雇用のSSWと連携し、不登校緊急支援チームにおいて関係機関との連絡・調整を図る役割を担う)	H28	
	スクールカウンセラー	県配置職員	0(6)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H9	
	教育支援センター室長	会計年度任用職員	1	1日6時間、週5日勤務。(学校に行けない児童生徒に集団生活や学習を指導する)	H29	
	教育支援センター補助指導員	会計年度任用職員	4	1日6時間、年間約200日勤務。(学校に行けない児童生徒に集団生活や学習を指導する)	H9	
	教育支援センター補助指導員	会計年度任用職員	1	週1回、1日3時間勤務。(あおば教室通級者の相談を行う。)	R2	
	小・中学生サポートルーム	会計年度任用職員	2	1日6時間、週5日間勤務 学校に行くことができないだけでなく、家を出ることができない児童生徒の居場所として開設	R3	R3. 4. 1開設
平戸市	教室支援員	会計年度任用職員(パート)	3	雇用期間は年間 勤務は週30時間(1日6h×5日) 報酬は月額	H11	
	スクールソーシャルワーカー	県配置 非常勤職員	0(1)	市教育委員会に配置し、各学校と連絡調整の上、学校訪問を行う。 様々な課題を抱える児童生徒に対して、置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワーク構築	H24	
	スクールカウンセラー	県配置 非常勤職員	0(5)	様々な課題を抱える児童生徒に対して、教育相談・カウンセリングを行う。	H17	
松浦市	適応指導教室指導員	会計年度任用職員	2	1日7時間、報酬は月額 平成19年に開設、市費で1名 平成21年から緊急雇用で1名(平成22年度から緊急雇用分も市費で雇用)	H19	R2年度から会計年度任用職員(市雇用)
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員(県配置職員)	0(2)	週1日(1日6時間)の勤務。市内を6地区に分け、地区ごとに派遣日を設定し、要請があった学校に派遣。	H20	
	松浦市スクールカウンセラー	民間委託	1(4)	市雇用のスクールカウンセラーを市教委に配置(年間35週、210時間、1日6時間)している。県配置のSCがカバーできない学校を中心に勤務している。	H26	R2年度から業務委託契約に変更
対馬市	教育相談員	会計年度任用職員	2	年間173日以内、1日の勤務時間6時間 (中学校4校に各1名配置予定)	H17	児童生徒の学業や友人関係等の悩みに対する相談活動など
	介助員	会計年度任用職員	55	年間173日以内、1日の勤務時間6時間 (小学校15校、中学校9校に85名配置予定)	H17	教育上特別な配慮を要する児童生徒に対する身辺処理、移動等の介助、学習支援、健康管理、安全の確保等を行う。
	教育支援センター指導員	会計年度任用職員	1	不登校児童・生徒の教育指導及び施設運営業務 1日7時間、週5日	H31	入所者への指導は、月・水・金曜日の10時から15時まで
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	1(1)	1日6時間、週3日間35週を基本。 拠点校の中学校1校に配置	H25	問題をかかえる児童生徒が置かれた環境への働きかけ、学校内における組織体制の構築・支援、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整等
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(2)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校11校に兼務で配置。	H19	児童生徒へのカウンセリング、児童生徒の心の問題等への対応に関する保護者への支援、児童生徒の心の問題等への対応に関する教職員への助言

※人数欄の()内の数字は県派遣の数字

令和6年5月1日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備 考
沓崎市	心の教室相談員	非常勤職員	4	1日4時間程度、年間100日(3校)、150日(1校)	H18	中学校4校
	スクールカウンセラー	非常勤職員	0(2)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校4校に配置。	H19	
	スクールソーシャルワーカー	県配置職員	0(1)	週3日、1日6時間程度、年間35週を基本。いじめ、不登校対策等として、教育相談、カウンセリング等を行う。学校教育課に配置。人件費(県費)以外の経費。	H27	
	教育支援教室指導員	会計年度任用職員	2(0)	1日5時間程度、週5日勤務、不登校の児童・生徒に対して市の施設で「太陽」を開室。学校復帰に向けての社会適応と学習指導を行う。	H29	
五島市	学校適応支援員	会計年度任用職員	1	週4日、1日7時間、年間200日を。他校に要請があった学校へ週1日、1～2校に派遣できる。悩みを抱える生徒の相談に応じ、心の負担軽減を図る。	H29	H29から学校適応支援員へ名称と配置要領を変更
	スクールカウンセラー	非常勤職員	3(4)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。小学校11校、中学校9校に配置。	H13	小11校は、中学校9校のエリア配置 うち小11校、中9校はグループ配置
	スクールソーシャルワーカー	非常勤職員	1(1)	1日6時間、週3日勤務、学校教育課に配置。問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築等	H20	
	教育支援教室指導員	会計年度任用職員	2	1日7時間、週5日勤務、市の施設に開設した「たけのこ」において、学校不適応(不登校)児童生徒を受け入れ、指導し自立促進を図る。	H22	
西海市	心の教室相談員	会計年度任用職員	4	生徒の悩み相談や話し相手、必要により家庭訪問を実施して、学校における教育相談を行う。 1日4時間、年間195日程度、離島を除く全中学校に配置	H17	H22～H23 中6校 H24 中5校 H25～ 中4校
	教育支援センター指導員	会計年度任用職員	2	不登校の児童・生徒に対して、個々の実態に応じた社会生活適応指導及び学習指導を行う。 1日6時間、週5日	H19	
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	1(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整等	H25	H21～H24県配置 H25.5～H26 1名雇用 H27～県配置 H30～市雇用1名
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(3)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。全小・中学校に配置。	H18	R5～全校配置
雲仙市	スクールサポーター	会計年度任用職員	27	1日5.5時間、年間190日を上限とし、全小中学校に配置。(複数配置は小学校3校、中学校0校)学習活動支援、教育相談活動等の職務と兼務。	小学校:H18 中学校:H19	
	訪問指導員	会計年度任用職員	2	不登校対策として、訪問指導や相談活動など直接的な支援活動を行う。	H22	
	スクールソーシャルワーカー	会計年度任用職員	0(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整等	H25	
	スクールカウンセラー	会計年度任用職員	0(6)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H17	
南島原市	心の教室相談員	非常勤	11	児童生徒が抱える悩みや不安等の相談にあたり、児童生徒のストレスを和らげる。 小学校4人、中学校7人 週4日・4時間勤務。年間勤務日数140日(上限)	H18	
	スクールソーシャルワーカー	(県)会計年度任用職員	0(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築等。	H27	
	適応指導教室指導員	(市)会計年度任用職員	3	不登校の状態又はその傾向にある児童・生徒に対して、指導・支援を行う。 1日5時間45分	R3	令和2年度まで「心の教室施設相談員」として任用していたが、適応指導教室を開設したことで、適応指導教室指導員として令和3年度から配置した。
	スクールカウンセラー	(県)会計年度任用職員	0(5)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校を拠点校、小学校をエリア校として、全小中学校に配置。	H18	

学校図書館充実のための財政支援措置について

市費による学校図書館への司書、図書支援員等の配置状況

令和6年5月1日現在

市名	区分	職種	人数(人)	勤務内容等	配置開始年度	備考
長崎市	学校図書館司書	会計年度任用職員	43	1日4時間45分週5日勤務、原則2校に1人、合計43人配置	H21	H21・22…4人 H23…18人 H24～26…36人 H27～30…43人 R01～06…43人
佐世保市	学校司書	パートタイム 会計年度任用職員	23	1日7時間、週5日勤務、小学校44校、中学校24校、義務教育学校2校に配置	H17	
島原市	学校司書	会計年度任用職員	14	1日6時間、週3日勤務、小学校は21年度、中学校は22年度に全校に配置	H21:9人 H22:5人	
諫早市	学校図書館運営支援員	パートタイム 会計年度任用職員	42	全小・中学校42校に配置 ・1日3時間、週4日勤務	H20～ 学校司書4人 H24.9～ 学校図書館運営支援員42人	
大村市	学校司書	会計年度任用職員	15	1日5時間、年間約200日勤務(課業日のみ)、全小中学校に配置(うち6名は複数校に配置)。	H24	
平戸市	学校図書館支援員	会計年度任用職員 (パート)	6	週29時間勤務、6校を拠点校として全小中学校に配置(巡回)	H21	
松浦市	学校図書支援員	会計年度任用職員	4	年間230日間(1日7時間)、各学校を週1または2回巡回して勤務	H26年7月～	R6から4人
対馬市	学校図書館支援員	会計年度任用職員	13	市内小・中学校26校に配置 1日4時間、年間200日勤務 1人あたり2校勤務(100日×2校)、1人1校勤務(100日×1校)	H25	
壱岐市	学校司書	パートタイム 会計年度任用職員	4	1日6.5時間 月14～20日程度 小・中学校22校を巡回(1人5～6校)	H25	H25…2人 H26～29…3人 H30～4人
五島市	学校図書館支援員	会計年度任用職員	4	小学校3校、中学校1校をベース校とし、他の学校からの依頼によって訪問し、サポート等を行う。 ・週29時間程度、年間242日上限	H25	
西海市	学校図書館司書 学校図書館運営補助員	会計年度任用職員	4	司書(3人)は1日6時間、週5日勤務、中学校3校・小学校4校に配置。(中学校1校、小学校1～2校を兼務) 図書補助員(1人)は1日4時間、年間195日程度勤務、小学校3校に配置	H21学校図書館司書 H23学校図書館運営補助員	
雲仙市	図書支援員	会計年度任用職員 (スクールサポーター)	27	1日5.5時間、年間190日を上限とし、全小中学校に配置。(複数配置は小学校3校、中学校0校)学習活動支援、教育相談活動等の職務と兼務。	小学校:H18 中学校:H19	
南島原市			0	本市の市立図書館職員を週に1度、学校等所管へ派遣		

長崎県内のICT教育環境整備状況

資料11-4

令和6年5月1日現在

市名	電子黒板等大型提示装置	児童生使用タブレット及び授業支援ソフト
長崎市 (小68、中37)	R4年度に以下の教室に電子黒板を導入 ・普通教室・理科室に各1台 ・知的学級・情緒学級に各1台 ・通級指導教室を有する学校に1台 ※旧大型提示装置は特別教室等で活用	小中学校への1人1台学習者用端末(Chromebook)整備 ※授業支援ソフト:小1～小3は「ロイロノート・スクール」 ※すべての学年で「Google Workspace for Education」を利用
佐世保市 (小44、中24、 義務2)	全小・中・義務教育学校の児童生使用Chromebook整備済 必要に応じて学校配当予算で整備	全小・中・義務教育学校の児童生使用Chromebook整備済 通信方式はLTE(5GB/月)を使用し、通信費は市費で負担する。 授業支援ソフトはGoogle Workspace for Educationを利用する。 オンラインドリルとして「eライブラリアドバンス」を利用
島原市 (小10、中5)	小・中学校各校1台 大型モニター普通教室各1台	小・中学校への1人1台学習者用端末(Chromebook)※3、140台 電子黒板 小・中学校各校1台整備 大型提示装置 各小・中学校普通教室1台、各特別支援教室1台整備 Google Workspace for Educationを活用 タブレットLive!(東京書籍)を導入
諫早市 (小28、中14)	【大型モニター等】 市内各小・中学校 普通教室 各 1台 6特別教室 各 1台 ※校内LANに無線接続	【児童生使用タブレット】 市立小中学校の児童生徒に1台ずつ整備 【授業支援ソフト】 「Google Work Space for Education」を利用 「Win Bird」を全校に導入 【学習ドリル】(令和4年4月～) 学校に応じて保護者負担でデジタルドリルを導入 (導入していない学校もあり)
大村市 (小15、中6)	【大型提示装置(大型テレビ等)】 小:281台 中:113台 ※ 令和元年度以降は、必要に応じて学校配当予算で追加整備	市内全児童生徒に1人1台整備(chromebook) Google Workspace for Education eライブラリアドバンス
平戸市 (小15、中8)	大型提示装置:普通教室1台 特別支援学級を有する学校に1台 理科室に全台導入。	【児童生使用タブレット】 市内全児童生徒に1人1台導入済み 【授業支援ソフト】 「Google Work Space for Education」を利用 「Win Bird」を全校に導入 「オクリンク」「ムーブノート」を小学校に導入 【学習ドリル】 ドリル型学習教材を市内全児童生徒に導入
松浦市 (小9、中7)	【電子黒板】 普通教室各1台 特別教室各校2台	Chromebook(LTE方式5GB/月)の整備済 授業支援ソフトは「Google Workspace for Education」を利用
対馬市 (小10、中11)	プロジェクターを各小学校3台、中学校は学級数台数導入済。 タブレットとの無線接続により電子黒板として利用。	小:一人一台導入済(LTE方式) 中:一人一台導入済(LTE方式) ロイロノート(小、中) AI型電子ドリル(小、中)
壱岐市 (小18、中4)	小:学校規模に合わせ、4～6台 中:普通教室全てに導入	市内全児童生徒に1人1台整備済(chromebook) Workspace for Educatin、ミライシードを活用
五島市 (小11、中9)	市内小中学校すべての普通教室に電子黒板つきプロジェクターを完備	(現在配置) ・Ipad 小学校:147台、中学校: 77台 ・GIGAスクール対応端末整備完了(Chromebook) 小:1716台(教師用含む) 中:810台(教師用含む) ・授業支援ソフトは、GoogleWorkspaceを利用。 ・R4、有償の授業支援ソフトを導入済み。(InterCLASS Cloud)
西海市 (小13、中6)	全ての学校の普通教室と特別教室3室(理科室・音楽室・学校裁量の場所)に電子黒板を整備している。	・全ての児童生徒に対して、1人1台ずつChromebookを整備 ・授業支援ソフトは「Google Workspace for Education」を利用している。 ・授業支援アプリ「ロイロノート(小1～小6、中1～中3)」 ・授業支援アプリ「スカイメニュー(小1～小6、中1～中3)」 ・AIドリル「eライブラリアドバンス(小1～小6、中1～中3)」
雲仙市 (小17、中7)	全校の普通教室と理科室に1台常設	Chromebook(wi-fi)を導入済 【当初導入台数】 ・小:2,312台(教師用、予備含む) ・中:1,100台(教師用、予備含む) ドリル教材は『eライブラリアドバンス』、授業支援ソフトは『Google Workspace for Education』を利用
南島原市 (小15、中8)	【電子黒板】 普通教室・特別教室 小:118台(普通教室1台程度) 中:59台(普通教室1台程度) 【大型モニター】 普通教室・特別教室 小:31台 中:34台 ※R4～R7 通常学級及び理科室に各1台常設になるよう、不足台数の購入及び更新を行う予定。	R2:小(1,114台・小4～小6、教師用) R2:中(1,146台・中1～中3、教師用) R3:小(31台・教師用) R3:小(939台・小1～小3、教師用) R3:中(51台・教師用) ※Windows OS、Wi-Fi端末(2,624台)、LTE端末(657台) 当面は有償の授業支援ソフトは整備せず、Microsoft Teams for EducationとL-Gate(無償版)を活用する方針

市名	デジタル教科書	ICT支援員	タブレットPCの通信料(家庭)の負担
長崎市 (小68、中37)	小:国語、社会、理科、外国語(その他教科書付属の道德、書写) 中:社会、理科、英語(その他教科書付属の道德)	ICT支援員6名を業務委託にて配置 ※別途「GIGAスクール運営支援センター」の運営支援員として6名配置	Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は原則保護者負担。準要保護世帯で利用を希望する場合は、長崎市が定める基本プラン<月額770円>を支給。生活保護世帯には借用の有無を問わず実費相当額を支給)
佐世保市 (小44、中24、義務2)	小:国語、算数(指導者用) 他教科は必要に応じて学校予算で対応 中:国語、数学、英語を整備(指導者用) 他教科は新教科書購入時に付属しているものを利用、または必要に応じて学校予算で対応 ・R5文部科学省「学習者用デジタル教科書普及促進事業」を活用し、英語を小・中全70校・小学校算数23校・中学校数学13校に導入	令和3年～令和6年までの4カ年事業 ・令和4～6年度・18名(市内70校に対し4校に1名配置の割合)	市負担(1台につき5G/月)
島原市 (小10、中5)	小学校:社会5・6年、算数1～6年、理科3～6年、生活1・2年、図工3～6年、英語3～6年、道德1～6年 中学校:文部科学省実証事業のみ(英語は全中学校、数学は希望校に導入) 他教科は、各学校予算で購入	R2:1名雇用 R3:2名雇用(ICT支援員)+GIGAスクールサポーター(3名) R4:1名雇用(ICT支援員) R5:2名雇用(ICT支援員) R6:2名雇用(ICT支援員)	家庭負担 ※Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は保護者負担)
諫早市 (小28、中14)	指導者用 小学校 各学校(国語、算数、社会、理科、生活、音楽、図工、家庭、保健、外国語)を導入 中学校 各学校(国語、社会、数学、理科、英語)を導入 学習者用 ・小学校は算数、外国語、中学校は数学、英語のデジタル教科書を希望校に導入	令和5年度より1名 会計年度任用職員として任用	家庭内で使用する場合の通信料は家庭負担(就学援助世帯に対し、オンライン学習通信費を扶助)
大村市 (小15、中6)	【指導者用】 小:全教科(全学年) 中:国語、数学、英語(全学年) 【学習者用】 〔外国語〕:全小学校(5・6年)と中学校 〔算数・数学〕:小学校(5・6年)7校と中学校3校 ※〔算数・数学〕は、令和6年度「学習者用デジタル教科書の効果・影響等に関する実証研究事業」を活用	R6年度:1名 時給1245円×6時間(市雇用)	・家庭負担 ・Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は保護者負担)
平戸市 (小15、中8)	【指導者用】 小:算数(1～6年生)、理(3～6年生)、社(5～6年生) 中:国語、社会、数学、理科、英語 【学習者用】 令和5年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」を活用	GIGAスクール運営支援センター設置	家庭負担 ※要保護・準要保護家庭のうち、Wi-Fi環境がない家庭にモバイルルータを貸与。
松浦市 (小9、中7)	【指導者用】 小:算数、理科 中:社会、数学、理科、英語 【学習者用】 小:英(5・6年)全校、算(5・6年)4校 中:英(全学年)全校、数(学年)3校	未配置	市負担(5G/月)
対馬市 (小10、中11)	小:外国語(指導者用)導入済 小:算数(全学年) 中:数学(全学年)	ハードウェア、各アプリ、運用保守にサポートセンター設置(ICT支援員配置予定なし)	市負担
壱岐市 (小18、中4)	小:英語(18校)、算数(9校) 中:英語(4校)、数学(2校)	未配置	未定
五島市 (小11、中9)	小:すべての小学校全学年に算数科デジタル教科書(指導者用)を配置済み 中:すべての中学校全学年に数学科デジタル教科書(指導者用)を配置済み ※他教科については、学校配当予算でも購入している。 実証事業の活用により全小中学校に英語の学習者用デジタル教科書を導入済み。 また、各校プラス1教科を導入済み。	H29:2名(市雇用1名、業者委託1名) H30:1名(業者委託) R元:2名(市雇用1名、業者委託1名) R2:2名(市雇用1名、業者委託1名) R3:3名(市雇用1名、業者委託2名) R4:3名(市雇用1名、業者委託2名) R5～:4名(市雇用1名、業者委託3名)	R4～基本的に各家庭の回線に接続する。就学援助家庭への通信費補助を行う。(就学援助家庭、特別支援学級在籍児童生徒の家庭:14000円/年)
西海市 (小13、中6)	【指導者用】 小:国語、社会、算数、理科、英語 中:国語、社会、数学、理科、英語 【学習者用】 R6:小(英語・算数) R6:中(英語・数学) ※学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業を活用	令和6年度は、GIGAスクールサポーター2人を市内14校に合計192回(各校10回程度)訪問で業務委託。	就学援助対象家庭に対して、「オンライン通信費」として、年額14000円を上限に補助する。
雲仙市 (小17、中7)	【指導者用デジタル教科書】 小:国語【書写】、社会【地図】、算数、理科、英語、家庭、保健 中:国語、社会【地理、歴史、公民、地図】 数学、理科、英語(令和3年度整備済) 【学習者用デジタル教科書】 〔外国語〕:全小学校(5・6年)と全中学校 〔算数・数学〕:小学校(5・6年)8校と中学校2校 ※令和6年度「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」を活用	R5年度にICT支援員(会計年度任用職員)を1名配置予定。	家庭負担 ※Wi-Fi環境がない家庭には、モバイルルーターを無償貸与(通信費は保護者負担)
南島原市 (小15、中8)	指導者用デジタル教科書(教師用指導書に付属) R6:小(全教科) R3:中(音楽・器楽・技術・家庭・道德) 学習者用デジタル教科書 R6:小(英語・算数) R6:中(英語・数学) ※学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業を活用	H29～R3:ICT支援員(2～4名)を市で雇用 R4～:市内業者に業務委託	通信環境がある家庭 Wi-Fi端末を整備し、各家庭のWi-Fiに接続。 通信環境がない家庭 LTE端末を整備し、通信料については、市負担。 (1台につき5G/月)

長崎県中学校体育連盟に対する県補助金の推移

(単位:千円)

年度	全国・九州派遣費	県中総体開催費	離島派遣費	事務局運営費	合 計
S52	2,000	1,000	1,200	300	4,500
53	2,000	1,000	2,420	285	5,705
54	2,000	1,000	2,884	300	6,184
55	3,000	1,000	2,884	300	7,184
56	3,000	1,000	3,809	300	8,109
57	3,000	1,000	4,200	285	8,485
58	3,000	1,000	4,715	270	8,985
59	3,000	1,000	5,030	270	9,300
60	2,700	900	5,334	240	9,174
61	3,318	1,200	5,382	－	9,900
62	2,700	1,200	5,400	－	9,300
63	2,700	1,200	5,400	－	9,300
H元	2,700	1,300	5,400	－	9,400
2	2,700	1,300	5,400	－	9,400
3	2,700	1,300	5,400	－	9,400
4	2,700	1,300	5,400	－	9,400
5	2,700	1,300	6,880	－	10,880
6	2,700	1,300	6,880	－	10,880
7	2,700	1,300	6,880	－	10,880
8	2,700	1,300	6,880	－	10,880
9	2,700	1,300	6,880	－	10,880
10	2,700	1,300	6,880	－	10,880
11	2,700	1,300	6,880	－	10,880
12	2,700	1,300	6,880	－	10,880
13	2,700	1,300	6,880	－	10,880
14	2,700	1,300	6,880	－	10,880
15	2,700	1,300	6,880	－	10,880
16	2,200	1,100	6,880	－	10,180
17	2,200	1,100	6,880	－	10,180
18	2,200	1,100	6,880	－	10,180
19	2,200	1,100	6,880	－	10,180
20	1,980	990	6,192	－	9,162
21	1,980	990	6,192	－	9,162
22	1,980	1,100	6,192	－	9,272
23	1,980	1,100	6,192	－	9,272
24	2,280	1,100	6,192	－	9,572
25	2,280	1,100	6,192	－	9,572
26	2,280	1,100	6,192	－	9,572
27	2,052	990	6,192	－	9,234
28	2,052	990	6,192	－	9,234
29	2,052	990	6,192	－	9,234
30	2,052	990	6,192	－	9,234
R元	2,052	990	6,192	－	9,234
2	2,052	990	6,192	－	9,234
3	2,052	990	6,192	－	9,234
4	1,952	990	6,192	－	9,134
5	1,852	990	5,944	－	8,786
6	1,852	990	5,944	－	8,786

資料11-6

長崎県中学校文化連盟に対する県補助金の推移

(単位:千円)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
長崎県中学校総合文化祭 開催費補助事業	1,000	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	0	900	900	900	900	900	1,100
長崎県中学校総合文化祭 離島地区中学校参加費補助事業	800	720	720	720	720	720	720	742	742	742	742	0	742	742	742	742	742	540
全国中学校総合文化祭派 遣費補助事業	1,000	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	0	900	900	900	900	900	900
長崎県中学校文化活動推 進校指定事業	1,350	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,415
全国中学校総合文化祭長 崎大会開催事業補助金												4,332						
合 計	4,150	3,735	3,735	3,735	3,735	3,735	3,735	4,057	4,057	4,057	4,057	5,847	4,057	4,057	4,057	4,057	4,057	3,955

2 協議事項

* * *

(1) 正副会長の選任について

長崎県副市長会役員就任一覧

就任年度	会長	名前	副会長	名前	備考
平成17年度	長崎市助役	内田 進博	佐世保市助役	野口 日朗	
平成18年度	長崎市助役	内田 進博	佐世保市助役	野口 日朗	
平成19年度	長崎市副市長	内田 進博	佐世保市副市長	野口 日朗	
平成19年7月～	諫早市副市長	副島 宏行	島原市副市長	谷口 英夫	H19.7.19内田副市長退任
平成20年度	諫早市副市長	副島 宏行	島原市副市長	谷口 英夫	
平成21年度	長崎市副市長	智多 正信	大村市副市長	久保 一雄	
平成22年度	長崎市副市長	智多 正信	佐世保市副市長	末竹 健志	
平成23年度	長崎市副市長	古賀 友一郎	佐世保市副市長	末竹 健志	
平成24年度	長崎市副市長	古賀 友一郎	佐世保市副市長	末竹 健志	H25.2.21古賀副市長退任 (末竹副市長が会長代行)
平成25年度	長崎市副市長	三藤 義文	佐世保市副市長	末竹 健志	H25.8.1～
平成26年度	長崎市副市長	三藤 義文	佐世保市副市長	末竹 健志	
平成27年度	長崎市副市長	三藤 義文	佐世保市副市長	川田 洋	
平成28年度	長崎市副市長	三藤 義文	佐世保市副市長	川田 洋	
平成29年度	長崎市副市長	三藤 義文	佐世保市副市長	川田 洋	
平成30年度	長崎市副市長	三藤 義文	佐世保市副市長	川田 洋	
令和元年度	長崎市副市長	武田 敏明	佐世保市副市長	山口 智久	
令和2年度	長崎市副市長	武田 敏明	佐世保市副市長	山口 智久	
令和3年度	長崎市副市長	武田 敏明	佐世保市副市長	山口 智久	
令和4年度	長崎市副市長	武田 敏明	佐世保市副市長	山口 智久	
令和5年度	島原市副市長	金子 忠教	長崎市副市長	柴原 慎一	

※役員は会員からの互選で、任期は1年

長崎県副市長会会則

（名称及び組織）

第1条 本会は、長崎県副市長会と称し、県内の副市長をもって組織する。

（目的）

第2条 本会は、県内各市の相互の連絡協調を図り、もって市政の発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 市長会において諮問された事項の審議
- (2) 長崎県市長会負担金等適正化委員会議案審議
- (3) 各市副市長から提案を受けた直面する行財政課題の調査研究
- (4) 副市長会開催市における先進事例の視察及び講演会の開催
- (5) 国、県事業について会長が認めた場合の説明会の開催及び意見交換
- (6) 主管課長会議において特に議論がなされた要望事項等の審議
- (7) その他、各市副市長が要望する本会の目的を達成するために必要な事項

（役員）

第4条 本会に次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 1 名

2 役員は、会員の中から互選とし、任期は1年とする。

（職務）

第5条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 本会の会議は、定例会及び臨時会とし、会長が招集する。

2 定例会は、毎年2回開催し、開催地は各市輪番とする。

3 臨時会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 会議の議長は、開催市の副市長がこれにあたる。

（会費）

第7条 本会の会費は、長崎県市長会予算をもって、これに充てる。

（事務局）

第8条 本会の事務局は、長崎県市長会事務局に置く。

（委任）

第 9 条 この会則に定めがあるもののほか、必要な事項は会員が協議して決定する。

附 則

この会則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 19 年 7 月 24 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 各市からの提出議題について

第 7 2 回長崎県副市長会議提出議題

(提案市 対馬市)

(議 題)

外国人観光客のマナー対策について

(現状・問題点)

本市のインバウンドによる観光需要はコロナ禍後、回復傾向（令和 5 年は約 12 万人が来島）であり、地域に賑わいをもたらしている。一方、異なる文化や習慣によるマナー違反を招いており、地域とのトラブルが生じている。

(提案理由)

本市の観光産業は、水産業に次ぐ主要な産業であり、特に、インバウンド需要による経済効果は大きい。本市では、持続可能な観光地域づくりを実現するため、受け入れ体制の整備及び地域の文化、習慣の両立が必要と考えています。そのため、日本独自のマナー、文化、風習への理解を促すため対馬釜山事務所のホームページや韓国の旅行会社に出向き「旅前」のマナー啓発を行っております。また、国際航路の船内でマナー啓発 DVD を放映し、かつ、レンタカー利用の際に交通ルールのチラシを配布しているところではありますが、効果的な対策までに至っていない状況であります。

インバウンドのマナー対策として、各市「旅前」の対策、「旅中」の対策をどのように行っているのか。

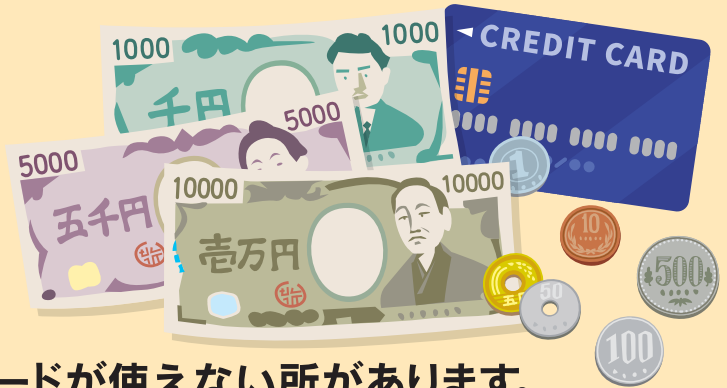
令和4年市別外国人観光客（宿泊客）数

市	宿泊客実数（人）	延べ宿泊客数（人）
長崎市	20,397	39,571
佐世保市	31,496	63,011
西海市	141	221
平戸市	642	866
松浦市	125	925
諫早市	532	1,506
大村市	310	605
島原市	405	405
雲仙市	1,410	1,574
南島原市	169	304
五島市	264	671
壱岐市	122	718
対馬市	911	1,393
計	56,924	111,770

※令和4年 長崎県観光統計 資料編より市の数値を抜粋

1

対馬への旅行中、 これだけは守ってください



対馬にはクレジットカードが使えない所があります。
韓国内で両替をして行くことをお勧めします。
(対馬には両替できる所がありません。)

神社 お寺



敷地内では静粛に
観覧してください。



境内は喫煙禁止区域です。

飲食店



外部から持ち込んだ飲食物を
食堂内で食べてはいけません。

ゴミ



ゴミを一般家庭のゴミ箱に
捨てないでください。

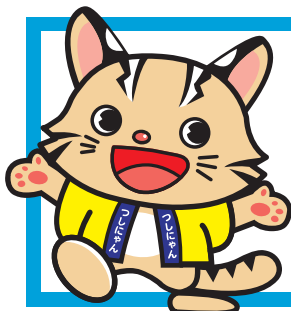


ゴミは宿に持ち帰り
処理してください。

宿泊施設



他のお客様もいるので
声を落としてください。



国際免許証について



日本での
交通ルールについて



対馬観光物産協会

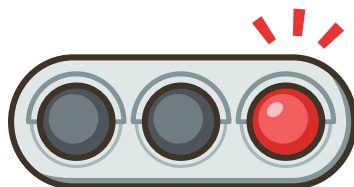


2

対馬への旅行中、 これだけは守ってください



交通



赤信号の時は必ず停止
(左折車両も停止!)
してください。



自転車は道路脇に沿って
1列で走行してください。

トイレ



使用したトイレットペーパーは
便器に捨てて水を流してください。



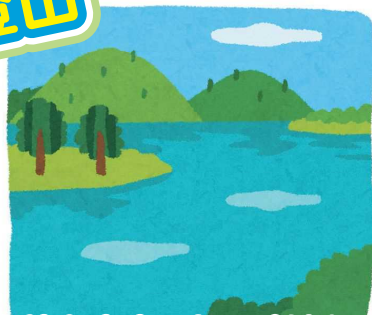
備え付けのトイレットペーパー
以外のウェットティッシュなどは
ゴミ箱に捨ててください。

スーパー コンビニ



購入する商品を支払いの前に
開けてはいけません。

登山



自然を大事にしてください。



決まった登山路だけ
利用してください。

(対馬は原始林が多く遭難の恐れがあります。)

その他の マナー



道路や階段に座り込み
歩行者の進路をふさがない
ようにしてください。

緊急連絡先

事件/事故
110

救急
119

対馬南警察署 0920-52-0110
対馬北警察署 0920-84-2110

観光案内所

(8:45~17:30)

厳原市内

0920-52-1566

比田勝港

0920-86-4838

外国人コールセンター

(24時間365日対応)

トラベルサポートコールセンター

092-687-6639

訪日外国人コールセンター

050-3016-2787

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



～対馬市はSDGsを推進しています～

対馬市/対馬観光物産協会

1

쓰시마 여행 중 이것만은 지켜주세요~



쓰시마에서는 신용카드 사용이 안 되는 곳이 있으니,
한국 내에서 환전해서 가시기를 권해 드립니다.
(쓰시마에서는 환전할 수 있는 곳이 없습니다.)

신사, 절



경내에서는 정숙히
관람해 주세요.



경내는 흡연금지구역입니다.

음식점



외부에서 가지고 온 음식물은
식당 내에서 드시면 안 됩니다.

쓰레기



쓰레기를 일반가정의
쓰레기통에 버리지 말아 주세요.



쓰레기는 숙소로 되가져가서
처리해 주시기 바랍니다.

숙박시설



다른 숙박객도 투숙 중이니
목소리를 낮춰주세요.



국제면허에 관해



일본에서의
운전상식에 관해



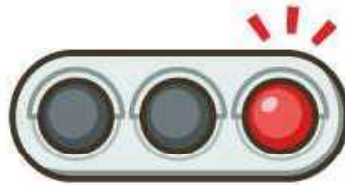
쓰시마관광물산협회



쓰시마 여행 중 이것만은 지켜주세요~



교통



적신호에는
반드시 정지하세요!
(좌회전 차량도 정지!)



자전거는 도롯가 쪽으로
1열로 주행하세요!

화장실



사용하신 휴지는 변기에
버리고 물을 내려주세요.



비치된 화장지 외의
물티슈 등은
쓰레기통에 버려 주세요.

슈퍼마켓 편의점



구입하는 상품을 계산 전에
개봉하시면 안 됩니다.

등산



자연을 소중히
다루어 주세요.



정해진 등산로만 이용해 주세요.
(쓰시마는 원시림이 우거져 조난의 위험이 있습니다.)

기타



도로 및 계단에 앉아서
보행자의 진로를 막지 않도록
주의해 주세요.

긴급연락처

사건사고
110

구급
119

쓰시마남경찰서 0920-52-0110
쓰시마북경찰서 0920-84-2110

관광안내소

(8:45~17:30)

이즈하라
0920-52-1566

히타카츠
0920-86-4838

외국어 콜센터

(365일 24시간 대응)

트래블 서포트 콜센터
092-687-6639

방일외국인 콜센터
050-3016-2787

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



쓰시마시는 SDGs를 실천하고 있습니다.

쓰시마시 / 쓰시마관광물산협회

第 7 2 回長崎県副市長会議提出議題

(提案市 対馬市)

(議 題)

正規職員の確保について

(現状・問題点)

本市では人口減少、少子高齢化が進行する中、雇用の確保をはじめとした人口減少対策、環境問題、福祉施策など多くの課題に直面しています。また、デジタル・トランスフォーメーション（DX）並びに SDGs の推進など社会情勢への対応も踏まえ、必要とする正規職員の確保が厳しい状況であります。加えて、若年層の早期退職者も多く、人材不足により補充採用も十分に出来ていない状況で、今後、行政サービスの低下が懸念されます。

(提案理由)

正規職員の確保においては、本市の仕事の魅力発信や採用情報を広報紙、ホームページ、LINE、インスタグラムで周知を図り、受験会場も対馬市内の会場以外に福岡会場を設け、受験しやすい環境を整えているが必要とする職員数の確保までに至っていない。

各市、正規職員の確保に向けどのような取り組みを実施しているのか。

また、若年層の離職防止対策（メンタルヘルスを含め）を独自で行っているのか。

第 7 2 回長崎県副市長会議提出議題

(提案市 島原市)

(議 題)

軽自動車税納税証明書の有効期限の延長について

(現状・問題点)

今般、(一社)長崎県自動車整備振興会より軽自動車税に係る納税証明期間の延長に関する要望が提出されました。

【要望の要旨】

納税方法の多様化により、納税済データの軽自動車税納付確認システム(以降「軽 JNKS」という。)への反映にタイムラグが生じ、5月末から6月初旬に車検更新手続きを行う際に円滑な車検更新に多大な支障が生じているため、納税証明書の有効期限を現在の「翌年6月1日」から「翌年6月末」への延長を要望するもの。

※県内においては、今年度より壱岐市が軽自動車税納税証明書の有効期限を従来の5月末から1カ月延長し、6月末に変更されております。

【要望対応における問題点】

- ①現年度が未納者でも車検更新が可能となる。
- ②納付期限内収納率の低下が懸念される。

【本市の取扱】

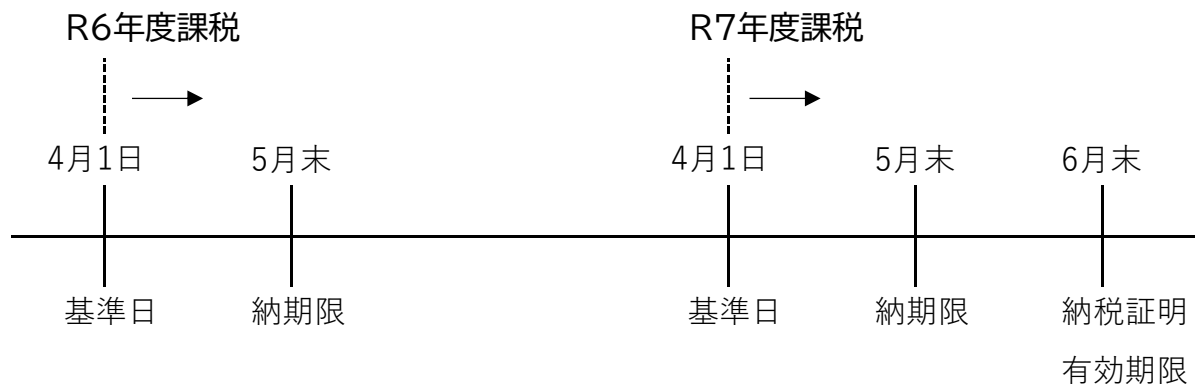
納税証明書の有効期限については、総務省より発出された(平成22年3月30日付け総税市第17号)文書により、納期限の前日として運用しております。

また、納税証明書の発行や軽 JNKS への反映においても、タイムラグが最小限となるように運用しております。

(提案理由)

今後、長崎県をはじめ県内各市町へ同様に要望されたいとお聞きしております。貴市における今後の対応についてご教示ください。

(例) R6年度課税から納税証明書の有効期限を6月末まで延長した場合



本市（通常）

納税証明書の有効期限；
発効後、次の納期限の前日まで

要望

納税証明書の有効期限；6月末まで

【問題点】

- ①R7年度納期限内収納率の低下
- ②R7年度が未納であっても車検更新が可能

【参考】

- ★軽自動車税（種別割）は4月1日現在の所有者に対して課税する。
- ★車検時の納税証明書の提示制度は、軽自動車税の滞納を防止する目的で設けられており、納税証明書の有効期限もこの提示制度の趣旨に鑑み設けられている。

令和6年7月/日

島原市長
古川隆郎殿

一般
社団法人 長崎県自動車整備振興会

会長 川上清記



自動車税に係る納税証明期間の延長に 関する要望

自動車整備事業者は、長崎県の安全安心な交通社会の基盤を支えるべく日々努力を重ねており、さらに、車検制度を活かして自動車ユーザーの皆様に適正な納税を働きかけております。

さて、自動車税の納税期限は5月31日までと定められており、納税証明書の有効期限は翌年6月1日までとされています。自動車税納付確認システムの運用が開始され、車検時の納税証明書の提示が不要となり整備事業者にとって一定の利便性が高められたところではありますが、納税の方法は金融機関での振り込みのほか、コンビニやペイペイなどを活用した納付など多種多様となっています。

納税事実を確認するための自動車税納付確認システムについては、様々な方法による納税事実のデータを集約、反映させる

ために 10 日間前後のタイムラグが生じており、5 月末又は 6 月初旬に車検更新手続きを行う場合、納税確認がシステム上出来ないケースが多発しており、円滑な車検更新に多大な支障を生じさせております。

自動車税が適正に納付されているにも拘わらず、システム上のタイムラグの問題で車検更新が実行されず、自動車ユーザーの皆様にも不利益を生じさせていることは、自動車社会の大きな問題であり、自動車税の納税証明書の期限を『翌年 6 月末』まで延長いただくことで、タイムラグに起因する不利益を解消できるものと考えるところです。

既に県内の一部の自治体では、首長の裁量の範囲内の行為として 6 月末までの延長を実行いただいているところであり、貴自治体においても前向きにご検討いただき、速やかに自動車税納税証明書の期間延長を実行いただきますよう要望いたします。

以上

総 税 市 第 1 7 号
平成 2 2 年 3 月 3 0 日

各 道 府 県 総 務 部 長
東京都総務・主税局長 殿

総務省自治税務局長

検査対象軽自動車等に係る軽自動車税納税証明書の様式等について

これまで、検査対象軽自動車及び二輪の小型自動車の継続検査時においては、軽自動車税の納税確認ができない場合は検査を受けられなかったところですが、地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 0 年法律第 2 1 号）附則第 2 2 条による道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）の一部改正により、検査は受けられることとなりました。ただし、この場合においても、軽自動車税の納税確認ができないときには、自動車検査証が返付されないこととされました。これらの改正は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行されます。

これに伴い、検査対象軽自動車等に係る軽自動車税納税証明書の様式等について、国土交通省と協議のうえ、下記のように取りまとめましたので通知いたします。本通知の趣旨は、上記の改正に伴い軽自動車税の納税証明書の標準的な様式を改めることであり、その他については従来と何ら異なるものではないので、従来同様、関係機関等と充分連絡のうえ、適切に対処されるようよろしくお願いいたします。また、貴都道府県内市区町村に対して、この旨周知されるようお願いいたします。

本通知の規定は、平成 2 2 年 4 月 1 日から適用することとし、おって「軽自動車税の納税証明書の取扱等について」（昭和 3 3 年 5 月 1 4 日自丙市発第 5 0 号自治庁税務局長通達）及び「検査対象軽自動車等に係る軽自動車税納税証明書の様式について」（昭和 4 9 年 1 1 月 1 9 日自治市第 8 1 号自治省税務局長通達）は廃止します。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 軽自動車税の納税証明書の様式について

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条に規定する検査対象軽自動車（以下「検査対象軽自動車」という。）及び二輪の小型自動車に係る軽自動車税の納税証明書の標準的な様式は、別紙に示すとおりであること。

2 軽自動車税の申告書等の取扱いについて

（1） 軽自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に係る軽自動車税申告（報告）書は、納税義務者の便宜をも考慮し、軽自動車等について軽自動車検査協会又は地方運輸局運輸支局長（運輸監理部長を含む。）に対して申請又は届出が行われる場合にはその申請又は届出に係る書類とともに提出させるよう窓口を一元化することが適当であると考えられるので、この趣旨に沿って、軽自動車検査協会又は地方運輸局運輸支局（運輸監理部を含む。以下同じ。）

（以下「地方運輸局運輸支局等」という。）その他関係機関又は関係団体の協力を得て、実情に即応した措置を講ぜられたいこと。

（2） （1）の窓口一元化の措置として、検査対象軽自動車以外の軽自動車等に係る軽自動車税申告（報告）書を地方運輸局運輸支局に提出する申請又は届出に係る書類に添付する取扱いがなされる場合においては、地方運輸局運輸支局において当該申告（報告）書に申請又は届出受理の日付印を押印するとともに、申請者をして当該申告（報告）書の車両番号欄に指定された車両番号を記入させ、市町村の指定職員又は市町村から委託を受けた道府県の職員（以下「市町村の指定職員等」という。）に回付する取扱いがなされるものであること。

なお、この回付の取扱いがなされる場合において、市町村の指定職員等を地方運輸局運輸支局に常置していないときは、当該申告（報告）書は、地方運輸局運輸支局内に市町村が共同で設置し、かつ、地方運輸局運輸支局が管理する受領箱に収納する取扱いとなるので、市町村の指定職員等は、当該受領箱内に収納された申告書を回収するものとする。

3 地方運輸局運輸支局等の備付帳簿書類等の閲覧について

地方運輸局運輸支局等に備え付けられた軽自動車等に関する帳簿書類等の閲覧については、地方運輸局運輸支局等から便益が供与されることとなるが、その請求にあたっては、できる限り、市町村の指定職員等から行うよう留意すること。

(別紙)

軽自動車税納税証明書		
証明書番号	第 号	
納税義務者	氏 名 (名 称)	
	住 所	
車 両 番 号		
納 税 済 年 月 日		平成 年 月 日
この証明書の有効期限		平成 年 月 日
備 考		

上記のとおり証明する。

平成 年 月 日

市町村長
氏 名 印

(表)

- (注)
- 1 継続検査において自動車検査証の返付を受けようとする際に、この証明書を提示して下さい。
 - 2 滞納が天災その他やむを得ない事由によるものである場合には、備考欄にその旨記載されます。
 - 3 賦課期日（4月1日）後に所有者の変更があった場合には、備考欄に変更後の所有者について賦課期日の属する年度においては滞納がない旨記載されます。
 - 4 この証明書の有効期限欄には、この証明書の交付後、最初に到来する納期限の前日が記載されます。

(裏)

* * *

3 報告事項

(1) 第 134 回長崎県市長会議での協議事項について

子ども福祉医療費制度の給付方法について

令和 5 年度に長崎県が創設した高校生世代に対する子ども医療費の助成制度は、1 年間が経過した。この制度については、創設前から市長会・町村会において議論や意見交換がなされてきた経緯がある。

当該医療費については、今年度、4 月の市長会議に加え、今月 18 日の県・市町連携会議においても、給付方法等を議題として協議が行われた。

1 第 134 回長崎県市長会議 (R6. 4. 4 西海市開催)

- ・ 県が創設した制度において「償還払方式」と「現物給付方式」では県の助成割合に差があるが、今後の給付方法についての各市の考えについて
- ・ 「現物給付方式」における県の助成割合 (63/100) については、県が乳幼児に対して「償還払い」から「現物給付」に切り替えた際 (H22. 10～) の実績ということだが、今後その割合を使うことの妥当性について

2 令和 6 年度 長崎県・市町連携会議 (R6. 7. 18 五島市開催)

※別紙：実施状況参照

《市長会会長》

- ・ 当該制度について、市長会として 3 年間の試行期間を設けることとした理由は、良い制度、持続可能な制度を作るためにも、まずは県の制度で試行的に実施し、実績を把握する必要があったため。
- ・ 知事は R5 の連携会議で「ある程度状況をみながら実証を踏まえたデータや議論する機会を重ねていかないといけない」と発言されたが、この 1 年間の実績を開示してほしい。
- ・ 県では「令和 7 年度で内容を検証のうえ再協議を行う」としているが、それでは遅くないのか。今回の各市町の考えに対して、あるいは来年の再協議に向けての考えを示してほしい。
- ・ 市長会では、従来から県に対して、全市町が単独で実施している小・中学生の医療費について助成をお願いしているが、一步踏み込んだ方針を示してほしい。

《市長》

- ・ 現在 5 市町が高校生世代に現物給付をしており実績は見えるので、制度を現物給付に改正してほしい。また、(助成率) 63/100 の納得のいく根拠を示してほしい。

《知事》

- ・ 全体的にはデコボコが無いようにしないといけない。どこまでユニバーサルサービスを含めるかは議論が必要だが、子ども医療費をどこまでするかは財政との議論が必要
- ・ 試行期間を経て持続可能な制度にするためにも、(現物給付の) 実績の開示と 63/100 の考え方を前もって示すことが重要であると考える。
- ・ 各地での疾病の状況や人口に占める子どもの割合など、それぞれの自治体で事情が異なるため、各自治体と議論を尽くしていかないといけない。
- ・ 今年度の実績をみながら、各自治体といい制度を作っていくたい。また、現物給付で県内全自治体が実施可能なのか、そもそも統一した制度を望んでいるのかも含め議論を重ねたい。

子ども医療費助成制度実施状況

R6.7現在

市町名	自己負担		助成方法			高校生世代への 助成事業開始時期	
	800円/日 上限1,600円	その他	小学生	中学生	高校生世代	制度 開始時期	助成 対象月
長崎市	○		現物給付		償還払	R5.10	R5.4
佐世保市	○		現物給付		償還払	R5.10	R5.4
島原市	○		現物給付		償還払	R5.6	R5.4
諫早市	○		現物給付		償還払	R5.10	R5.4
大村市	○		現物給付		自動償還払	R5.5	R5.4
平戸市	○		現物給付		償還払	R5.5	R5.4
松浦市	○		現物給付		償還払	—	—
対馬市	○		現物給付		償還払	R5.8	R5.4
壱岐市	○	3歳未満児 までなし	償還払			R5.5	R5.4
五島市	○	3歳未満児 までなし	償還払			—	—
西海市	○		現物給付			—	—
雲仙市	○		現物給付	償還払 (R7.1から現 物給付)		R5.8	R5.4
南島原市	○		現物給付		償還払	—	—
長与町	○		現物給付		償還払	R5.10	R5.4
時津町	○		現物給付			R5.5	R5.4
東彼杵町	○		現物給付			—	—
川棚町	×	※注 1	償還払			—	—
波佐見町	○		現物給付			—	—
小値賀町	○		償還払			—	—
佐々町	○		現物給付			—	—
新上五島町	○	中学生ま でなし	償還払			R5.5	R5.4

注 1：18才以下は自己負担額を控除せず償還払いで支給、乳幼児については、窓口で支払った自己負担分を年1回支払

※現物給付の対象地域は、各市町（及びその周辺市町）に限られる

※上記表中「—」は、県制度開始以前から高校生世代まで助成していた市町

現物給付	16	16	5
償還払	5	5	16

(1) 第 1 3 4 回長崎県市長会議での協議事項について

公金振込手数料の有料化について

【これまでの経緯】

- R5. 11. 16 長崎県副市長会議において、十八親和銀行から提案内容の説明

～～この間、十八親和銀行と各自治体の担当部署との協議あり～～

- R6. 4. 4 長崎県市長会議において、雲仙市発議による協議
- R6. 4. 24 4/4 の市長会議で協議した内容を基に市長会長及び町村会長から十八親和銀行の山川頭取に以下の 2 項目を要望

- ・ 貴行と全自治体等との定期的な協議の場の設定
- ・ 自治体等の準備状況を踏まえた猶予措置等の検討

➡古川会長から以降の対応について副市長会金子会長に諮問

- R6. 5. 9 十八親和銀行による全体会議（※市長会は副市長及び会計管理者に出席要請）

新たな提案内容			
		FFG内宛	他行宛
EBサービ ス	自店宛	0円	112円
	3万円未満	50円	
	3万円以上		
法人イン ターネッ トバンキ ング	自店宛	0円	112円
	3万円未満	50円	
	3万円以上		
帳票窓口 扱い	3万円未満	300円	550円
	3万円以上	500円	700円

現地参加の副市長による協議により次の 3 項目について諾否調査を実施
(5/17 ㄨ)

- ① 公金振込手数料について
② 開始時期について
③ 予算措置状況
(予定を含む)

- R6. 5. 20 調査結果について全市共有（全 3 項目のうち帳票取扱い以外は全市応諾）
十八親和銀行へ調査結果（要約版）を提供
➡十八親和銀行へ 5/9 の会議と今回の調査結果を受けての再提案の有無について見解を求める。

- R6. 5. 21 十八親和銀行から 5/9 の会議録を基に、柿本執行役員が発言した内容のとおり（再提案なし）との回答あり。



副市長会正副会長との協議

- ・「帳票扱い否認」について、副市長会での調整の可否について
- ・県や 6 月補正予定の市においては時間的な猶予がない



R6. 5. 23 中都市経営研究会定期総会（五島市開催）に参加の 10 市副市長に金子会長から状況を説明（長崎、佐世保、諫早市を除く）

- R6. 5. 23 「副市長会の見解（案）」を作成し金子会長名で各副市長あて確認依頼
➡ 異議なしであったため「副市長会の見解」を確定し、
市長会古川会長へ令和 6 年 5 月 28 日付文書で報告

【副市長会の見解】

- 長崎県副市長会としては、令和 6 年 5 月 9 日に開催された全体会議において（株）十八親和銀行により提示された「公金振込手数料に関する提案額」について、以下の理由により妥当な水準と考える。
また、公金振込手数料有料化の開始時期は、令和 6 年 10 月 1 日が適当である。

【理由】

- 1 内国為替制度運営費や他都市の妥結済みまたは交渉中の額と同程度であり、当初より低い提示額であること、かつ銀行の規定料金等を総合的に勘案したものであること。
- 2 「帳票窓口扱い」については、グループ銀行の福岡銀行と福岡市等との妥結額と比較した場合に減額を求める意見もあったが、
 - ① 福岡銀行と福岡市等との妥結額と同額となると、EB サービス等自店宛手数料無料についても再度の議論を求められることとなる。
 - ② 取扱件数や手数料総額を勘案すると自店宛手数料無料の提案を優先する自治体（県を含む）が多い。
 - ③ 帳票窓口扱いの EB 化については、自治体でも推進しているところであり、十八親和銀行デジタル化推進部においても双方の事務効率化に向け、積極的な支援・対応の意思を見せている。

- R6. 5. 31 「副市長会の見解」について、十八親和銀行へ市長会事務局から口頭伝達更に、「定期的な全体会議の開催」、「情報共有について」を引き続き要望
また、町村会事務局も同席し、町村会全員協議会での結果について、市長会と同様に応諾の旨を口頭伝達

【各市の予算措置状況（予定含む）】※R6. 5. 21 現在

当初予算	3市：大村市（内国為替制度運営費のみ）、西海市、雲仙市
6月補正	4市：長崎市、佐世保市、島原市、五島市 ※長崎県6月補正
9月補正	7市：諫早市、大村市（当初予算以外）、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、南島原市

- R6. 7. 11 十八親和銀行主催「公金振込手数料有料化に係る第4回全体会議」
※会計管理者ほか関係所管対象
【内容】今後の手数料請求方法、請求頻度、件数の照合方法等の説明

(2) 令和6年度長崎県関係国会議員との意見交換会について（概要報告）

【日 時】 令和6年6月11日 16:00～17:05

【場 所】 砂防会館別館3階「六甲」会議室

【出席者】（国会議員）西岡衆議院議員、加藤衆議院議員、山田衆議院議員、金子衆議院議員、
古賀参議院議員、山本参議院議員
（市長会）全13市長

【概 要】

長崎県市長会による「国への提言書（令和6年4月）」の中から、重点項目である3項目について一問一答方式で意見交換を行った。

① 地域生活交通の維持について

【提案・要望】

地域生活交通の維持及び地域の振興を図るため、次の事項について積極的な措置を講じるよう強く要請する。

地域住民の日々の移動手段を持続的に確保するため、地方自治体が地域の実情に応じて独自に実施している交通施策に対して、積極的な支援策を講じるとともに、既存補助制度の用件緩和や対象路線の拡充など必要な措置を講じること。

特に、地域独自で行うコミュニティバスなどの維持・確保に必要な運行費用及び車両の導入・更新に係る費用について、新たな国の補助制度を創設すること。

説明：古川島原市長

- ・ 鉄道が減便し、交通事業者がバスを廃止・縮小している実状がある。理由は運転手がいなかったことがあるが、新たな考え方として高齢化が進み免許返納が進むと、国保会計や後期高齢会計などいわゆる医療費が増大するという話も出てきている。各自治体頑張っているが、既存の制度を利用する場合、新規に計画を立てなければならず、また、計画を立てている途中にもバスが撤退し、計画自体が成り立たない現実がある。
- ・ これまでの国の制度はあくまでも鉄道が走っていて、駅が機能し、幹線道路にバスがたくさん走っていることが前提であるが、バスは減っているなど現場は変わってきている。国にはまず現状を知ってほしい。特別交付税で8割補填ということは非常にありがたいが、目に見える形での支援がないため、新たな補助の創設をお願いしたい。本件については、全国一律の課題だとも思うので、今後いろんな意見交換をしながら強く国政の場でも取り上げていただきたい。

- 今日、（自民）党内で公共交通についての部会があり、地域公共交通の必要性は全国どこでも抱えている問題で、離島半島地域が7割を占める長崎県では特に深刻な問題である。
- 既存の補助制度には路線型と区域型があり、制度を使うためには協議会の立ち上げが必要。個別、具体的に相談していただければしっかり対応したい。
- 本件について国交省と意見交換をし、路線運行だけでなく、区域運行でも補助の対象になるとの回答を得ている。いわゆるエリアを指定して動けるなど、少子高齢化のなかでも柔軟な補助制度になっている。
- 既存の制度を利用するためには、わざわざ路線の計画変更を出さなければならず、現場は計画段階で苦慮しているにも関わらず、ここのハードルが高いと認識している。国としては他の系統と重なっている路線の整備や新たに路線を走らせるという前向きな変更であれば十分補助の対象になりやすいとの話であった。計画を立てるのにどの程度大変か教えてほしい。

古川市長：幹線交通があって計画を出すのが、路線の縮小・撤退のスピードが速く、計画を出している間に路線が無くなってしまうため困っている。

- 本件については以前から話を受けているが、民間が実施できない事業を市が引き受けた際に国の支援がなくなるというのが問題であり、すでに国には話をしている。国は港や駅など拠点を巡回するのが人の流れだと考えているが、地域は必ずしもそうではなく、コミュニティから病院、市役所といった流れもある。地方創生と言っているにも関わらず、国の姿勢が切れる現状があるので、市長会としてしっかり訴えてほしい。我々も国の関与を求めていく。また、介護タクシーやシルバータクシーがなくなって大変な自治体もたくさんあるので、各市、地方における自治体としてのライドシェアをやっていただきたい。
- 国の関与を求めていくことに加え、すでに足りていない現状があるため、いろんなアイデアを出して何とかこなしていく必要がある。例えば、とある自治体では社会福祉法人がタクシーを利用して高齢者が買い物することをトレーニングプログラムとし、厚労省から受けている介護福祉の総合事業費を交通費に充てるなど、タクシーを公共交通化している事例がある。学校が保有しているバスなどは、朝に走った後、昼は運転手含め空いているので、これらを利用して公共交通化できないか国交省に確認したところ、理屈ではできるが、各省庁との調整が必要との回答があった。調整は難しいが、できるものはできるので、アイデアを出しながら皆さんと作っていきたいと考えている。

② 保育料の完全無償化について

【提案・要望】

だれもが安心して子どもを産み育てる環境づくりの実現に関し、国の責任において次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

保育料における全国的な動きとして、国による幼児教育・保育無償化の対象外となる子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、各自治体が独自に「完全無償化」や「第2子以降の無償化」等に取り組んでいる事例が見受けられるが、本来、こどもを産み育てる環境は、自治体間によって差異があることは望ましくないため、国の制度として保育料の完全無償化を実施すること。

説明：鈴木長崎市長

- ・ 保育料については、令和元年10月から、3～5歳の子ども及び市民税非課税世帯の0～2歳の子どもが無償化されているが、課税世帯などの3歳未満の子どもの保育料については無償化されておらず、保育料の負担が生じている。
- ・ 少子化の進行に歯止めがかからない中、保育料の「完全無償化」や「第2子以降の無償化」など独自の子育て支援策を打ち出す自治体もあり、自治体の財政状況によって子育て施策に差異が生じる事態となっている。
- ・ 本来、こどもを産み育てる環境は、地域によらず、等しく平等であるべきであり、自治体間によって差異があることは望ましいことではない。だれもが安心して子どもを産み育てる環境づくりを実現することが大切であり、こども未来戦略方針の基本理念「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」を実現する観点からも、国の制度として保育料の完全無償化を実施することを要望するもの。

意見交換（主な意見）

- 少子化の大きなネックの一つが経済的負担であり、できるだけその棘を抜きたい。端的に言えばハードルは財源であり、長崎県全体で40～50億、全国で4,000～5,000億かかる。子ども子育て法（3.6兆円）を国会で通してもらったので、まずはそれをしっかりやっていきたい。また、我々は2030年までがラストチャンスということで、子ども子育て施策はこれで終わりではなく、しっかりやっていくことをお約束したい。

平戸市長：令和5年4月から完全無償化に踏み切った。保護者からすると有難いと言われるが、一方で0歳から全ての子どもを預けるのはどうなのか、幼児として嬉しいことなのか、保育現場は混乱し、元気な祖父母の行き場がなくなり、家族の分断につながる。よって、平戸市では選択制にしており、子どもを預けずに家庭保育するところには5,000円を支給している。無償だから預けないと損という考え方だけではなく、こういったことも踏まえて無償化しないといけなく考えている。

- 本件について国と協議したが、残念ながら給食費の無償化よりもネガティブであった。理由としては、保育所などの利用が0～2歳で4割、6割は家庭保育であり、完全無償化にした場合に不公平感がないかということで慎重姿勢となっている。どうすべきか、まずはアンケートをとるべきであり、平戸市の取組みはすごく良いアイデアであり、国会でも提案していくべきだと思った。
- 住んでいる地域によって子どもたちの保育の状況（保育料）が違うのは問題である。子どもたちが同じスタートラインに立つことが大切である。給食費の無償化は大変ハードルが高いと思っているが、対象者からは1人目から無償化という声をよく聞く。どういう形がいいのか、引き続き考えていきたい。
- 選択肢という話でいくと、こども家庭庁が「こども誰でも通園制度」を設けている。まずはこれを成就させるとともに、そのうえで経済的な負担をどうするのかという2段階になっていくと思うが、問題意識は十分共有させていただく。

古川市長：先般保育園の経営者と話をしたが、出生数が少なくなって保育園の経営を非常に心配されている。また、保育士をどう雇っていくのかという問題もあるため、総体的に大きな課題なので、よろしくお願いしたい。

③ 学校給食費の無償化について

【提案・要望】

学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を担っている。

少子化対策、子ども・子育て支援の観点からも、学校給食費の無償化は社会全体で安心して子育てできる環境を確保し、保護者の負担軽減となることから、国の責任と財源による学校給食費の完全無償化実現に向け、必要な措置を講じること。

説明：大久保諫早市長

- ・小中学校の学校給食費は、学校給食法に基づく保護者負担として各自治体において額が定められ、食材費などはその学校給食費で賄われている。
- ・昨今の物価高騰により家計への負担が増加する中、子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境を整えるため、給食費の無償化は必要不可欠であるが、各自治体単独で取り組むには多額の財政負担を要するため、財政状況などによって、自治体間に差異がある。諫早市においては、今年度から恒久的な制度として無償化を実現できたが、決して財政状況に余裕があるわけではなく、歳入歳出を徹底的に見直した結果、ようやく事業実施に至った経緯がある。
- ・学校給食法第2条に規定する「適切な栄養の摂取による健康の保持増進」、「我が国の各地域の優れた伝統的な食文化についての理解」などの目的達成は、我が国の子どもたちの健やかな発達を保障することであり、すなわち国の責務であると考えてるので、国の責任と財源により必要な措置が講じられるよう要望する。

意見交換（主な意見）

- 保育料の無償化と同様に、経済的負担が軽くなるので皆さん賛成であると思うが、コロナ後は人口の東京一極集中になってきており、その東京では出生率は下降気味であるが、お金があるため高校まで無償化している現状がある。岸田政権も喫緊の課題は少子化対策と言っているのに、一律に無償化することこそ少子化対策になると考えているため、地域の声をしっかり届けていきたい。
- 本件については、こども未来戦略に「検討する」と盛り込まれており、令和5年6月13日に発表され、1年以内に今の自治体の取組状況を含めて、実態や成果、課題について調査した結果を公表することとなっている。まさにあと2日で1年を迎えるが、国はその調査結果を踏まえて今後の施策を講じていくという方針である。

- 国は給食を実施していない地域があることや、食材費が全国で違うことなどを含め、公平性を担保しないといけないと言っている。令和3年の調査結果では小学校の99%で給食が導入されており、無償化することで全ての子どもたちに提供できる体制が整う可能性もあるし、どうしても導入が難しいところは、他の財政措置も含めた対応が可能と考えている。給食は子どもたちの命を育み、成長を支えるということだけでなく、食育、地産地消、地域にとっても大きな効果がある。国は自治体が行っている無償化が少子化対策として行っているのかを見ており、調査結果の公表後に議論が進むと思うので、引き続き皆さんと同じ思いで取り組んでいきたい。
- この問題も財源が立ちはだかる。保育料と合わせると1兆円かかるので、今ただちにとは現実的にいかないが、問題として認識しており、今後取り組んでいきたい。
- 保育料の無償化も含め、それぞれで対応するというタイミングではないかと思っている。実施の理由は、地方の人口減少を食い止める、日本の生産労働人口をいかに増やしていくためであるが、今は給食費なら文科省、保育費ならこども家庭庁というように、人口減少対策の司令塔が国にない状況。地方の人口減少を食い止めるためにはこの2つをやればよいというわけではなく、東京一極集中をいかに分散型に変えるか、例えば地方に働ける環境を分散していくということがないと、地方にいても所得が上がらない、仕事とセットでないと移り住んでこない。無償化だけでは人口は増えていかない。全体的な人口戦略を考える司令塔を国として作っていかないといけないと現在「骨太の方針」で提言させていただいている。ぜひまたいろいろと聞かせていただければと思う。
- 以前、保育連盟の議連の会が（自民）党内にあり、最後は、次なる人材をいかに育てていくか、そのための道筋をいかに立てるかという議論になった。学校における給食とはどういう意味合いがあるのか、食事だけでなく学ぶ時間にもなる。無償化だから人がくるという短絡的な話ではなく、しっかり地域のなかで子どもを育てる一環として給食をどう捉えるのか、党内で議論があっている。ちなみに、各市において学校が統廃合しているが、自校方式と給食センター方式の状況はどうか。

鈴木長崎市長：最終的にはセンター方式を考えているが、現在過渡期であり、自校方式とセンター方式が併存している。

比田勝対馬市長：島内に15の小学校と11の中学校があるが、5つのセンターで小中学校に分散して配送している状況であり、自校方式は1校のみである。

友田松浦市長：表向きはセンター方式であるが、合併した福島・鷹島はそれぞれ小中学校が併設し、敷地内にセンターがある。将来的に1か所に統合しようとするすると給食の提供時間の問題があるため、これをクリアできない。

杉澤西海市長：4つのセンター方式と離島は自校方式で実施しているが、離島についてはいずれ子どもがいなくなってしまうため、まとめるとなると財政上の問題がある。

大久保諫早市長：2つのセンター方式で実施。少子化対策だが、地元の産品をメインに食育も兼ねて教育の一環として実施。給食費は1人年間6万円かかる。無償化することでその分、各家庭の可処分所得の増加に繋がっていると思う。様々な意味合いで有効だと考えるが、決して余裕があるわけではなく、国会でも議論していただきたい。

●統合にあたっては、財源の問題は法律を変えていかないといけないが、地域をまたぐなど、県下 13 市のなかで給食をどうしていくのか、各自治体が連携しながらやっていければと思っている。この問題は中央にも伝えていく。

黒田平戸市長：市長会として給食費の無償化を要望することについては賛同しているが、無償化をすると地産地消の概念が薄れるのではと考えている。平戸市では地元から無償化してほしいとの声はなく、くじらを出したり、栽培契約をして農家の所得に還元したり、7割が地産地消、9割が長崎県産を使っており、表彰も受けている。

金澤雲仙市長：雲仙市では地産地消をしたいから無償化を実施した。保護者に負担してもらおうと地産地消はできない。給食費を行政が負担することでイニシアチブを取っている。